



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷兼発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次 条例

▽神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 [行財政局区役所課]	59	▽須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例 [港湾局海岸防災課]	135
▽神戸市立児童センター条例 [こども家庭局こども青少年課]	62	▽神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例 [行財政局組織制度課]	138
▽執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例 [都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課]	70	▽神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 [行財政局給与課]	147
▽神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例 [経済観光局農水産課]	73	▽神戸市職員定数条例の一部を改正する条例 [行財政局組織制度課]	165
▽神戸市消防団条例の一部を改正する条例 [消防局警防部消防団支援課]	78	▽神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例 [教育委員会事務局総務部総務課]	167
▽神戸市手数料条例の一部を改正する条例 [行財政局住民課]	82	▽神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例 [建設局道路計画課]	183
▽神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例 [こども家庭局こども家庭センター]	88	▽神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例 [福祉局国保年金医療課]	188
▽神戸市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 [行財政局行政管理課]	90	▽神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例 [福祉局政策課]	196
▽神戸市が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例 [行財政局行政管理課]	91	▽神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例 [福祉局国保年金医療課]	199
▽神戸市水道条例の一部を改正する条例 [水道局配水課]	92	▽神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 [消防局警防部消防団支援課]	201
▽神戸市立農村環境改善センター条例の一部を改正する条例 [経済観光局農政計画課]	94	▽公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 [行財政局人事課]	204
▽神戸市都市公園条例の一部を改正する条例 [建設局公園部管理課]	98	▽神戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 [行財政局組織制度課]	205
▽神戸市公民館条例の一部を改正する条例 [文化スポーツ局スポーツ企画課]	107	▽神戸市市税条例の一部を改正する条例 [行財政局税務部税制企画課]	209
▽神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例 [こども家庭局こども青少年課]	115	▽特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例 [行財政局給与課]	216
▽神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例 [建設局道路管理課]	117	▽特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額の特例に関する条例 [行財政局給与課]	219
▽神戸市営住宅条例の一部を改正する条例 [建築住宅局住宅管理課]	125		
▽神戸市遺留金取扱条例の一部を改正する条例 [福祉局保護課]	130		
▽神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例 [港湾局経営課]	131		

## 訓令甲

▽神戸市職員証発行規程の一部を改正する訓令 [行財政局人事課]	220
---------------------------------	-----

## 告 示

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（山西自治会）〔企画調整局つなぐラボ〕	222
▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（桜塚自治会）〔企画調整局つなぐラボ〕	222
▽指定管理者の指定（港島南球技場）〔文化スポーツ局スポーツ企画課〕	223
▽粗大ごみの処分に係る手数料の収納事務の委託〔環境局業務課〕	223
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 上津台 63 号線）〔建設局道路管理課〕	225
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 本山村合併 40 号線）〔建設局道路管理課〕	225
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 本山村合併 267 号線）〔建設局道路管理課〕	225
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 本山第 95 号線）〔建設局道路管理課〕	226
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 玉津里 40 号線他）〔建設局道路管理課〕	226
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 本山村合併 9 号線）〔建設局道路管理課〕	227
▽指定管理者の指定（神戸市立婦人会館）〔企画調整局企画課男女共同参画センター〕	227
▽指定納付受託者の指定（株式会社トラストバンク）〔企画調整局つなぐラボ〕	228
▽指定納付受託者の指定（楽天グループ株式会社）〔企画調整局つなぐラボ〕	228
▽指定納付受託者の指定（株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー）〔企画調整局つなぐラボ〕	229
▽都市公園法による公募設置等計画の認定（東遊園地）〔建設局公園部管理課〕	229
▽神戸市勤労会館に係る使用料の徴収及び収納業務の委託〔文化スポーツ局文化交流課〕	230
▽森林法による神戸市森林整備計画の公表〔経済観光局農政計画課〕	230
▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等〔行財政局業務改革課〕	231
▽指定管理者の指定（神戸市総合児童センターの児童センター）〔こども家庭局こども青少年課〕	231
▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等の件（令和 2 年 5 月告示第 116 号）の一部改正〔行財政局業務改革課〕	231

▽令和 4 年度神戸市一般廃棄物処理実施計画〔環境局環境政策課〕	232
▽港湾施設の供用廃止（ポートアイランド南緑地）〔港湾局経営課〕	232
▽神戸フィッシャリーナに係る使用料の徴収及び収納事務の委託〔経済観光局農水産課〕	233
▽指定管理者の指定（神戸市立葺合文化センターほか）〔文化スポーツ局文化交流課〕	233
▽利用料金の承認（神戸市立葺合文化センター）〔文化スポーツ局文化交流課〕	233
▽利用料金の承認（神戸市立生田文化会館）〔文化スポーツ局文化交流課〕	235
▽苔谷公園体育館の使用料徴収業務の委託〔建設局公園部管理課〕	237
▽神戸総合運動公園サブ球場の使用料徴収業務の委託〔建設局公園部管理課〕	237
▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定取消し〔福祉局監査指導部〕	237
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 垂水里 158 号線）〔建設局道路管理課〕	238
▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 高丸陸 10 号線他）〔建設局道路管理課〕	238
▽令和 4 年第 1 回定例市会で議決された令和 3 年度神戸市一般会計補正予算等〔行財政局財務課〕	240

## 公 告

▽建築基準法による建築協定の認可及びその縦覧（神戸北町日の峰 3 丁目地区建築協定）〔建築住宅局建築指導部建築安全課〕	304
▽建築基準法による建築協定の認可及びその縦覧（神戸ハーバーランド地区建築協定）〔建築住宅局建築指導部建築安全課〕	304
▽王子動物園の供用時間の変更〔建設局王子動物園〕	304
▽王子動物園の使用料の免除〔建設局王子動物園〕	305
▽神戸港港湾計画の変更〔港湾局港湾計画課〕	305
▽土地区画整理法による事業計画の変更の認可（神戸市山の街駅東土地区画整理事業）〔都市局地域整備推進課〕	306
▽賃貸住宅の建設・管理・運営を条件とした入札による土地の売却（西神中央糶台 5 丁目）〔都市局新都市管理課〕	307
▽徴税吏員証及び固定資産評価補助員証の無効〔行財政局税務部固定資産税課〕	310

▽都市公園の設置(ポートアイランド南公園)		
	[建設局公園部管理課]	311
▽都市公園の設置(千歳公園)		
	[建設局公園部管理課]	311
▽都市公園の廃止(雲井通小公園)		
	[建設局公園部管理課]	311
▽開発行為に関する工事の完了(東灘区深江本町1丁目)	[都市局都市計画課]	312
▽建築基準法第48条第15項の規定による公聴会の開催		
	[建築住宅局建築指導部建築安全課]	312

### 区 役 所

▽区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	[行財政局区役所課]	314
-----------------------------	------------	-----

### 水 道 局

▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止		
	[水道局配水課]	323
▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定		
	[水道局配水課]	323

### 交 通 局

▽本市乗合自動車及び他乗合自動車と本市高速鉄道及び他鉄道との連絡系統又は経路及び連絡駅(平成14年6月28日神交告示第1号)の一部の改正	[交通局営業推進課]	324
--	------------	-----

### 選挙管理委員会

▽神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	[選挙管理委員会事務局]	325
--------------------------	--------------	-----

### 監 査 委 員

▽監査公表	[監査事務局第1課]	329
-------	------------	-----

### 農 業 委 員 会

▽神戸市農業委員会事務局長等専決規程の一部を改正する規程	[農業委員会事務局]	330
------------------------------	------------	-----

### 福 祉 事 務 所

▽福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令		
	[福祉局政策課]	333
▽福祉事務所支所長等専決規程の一部を改正する訓令	[須磨区保健福祉部健康福祉課]	341

<span style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">条 例</span>
---

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第30号

神戸市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(区の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市区の設置等に関する条例(平成31年3月条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																
<p>(区の事務所の位置、名称及び所管区域等)</p> <p>第3条 区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区名</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 50%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中央区</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">神戸市中央区 東町115番地</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区名	名称	位置	所管区域	[略]	[略]	[略]	[略]	中央区	[略]	神戸市中央区 東町115番地	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>(区の事務所の位置、名称及び所管区域等)</p> <p>第3条 区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区名</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 50%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中央区</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">神戸市中央区 雲井通5丁目 1番1号</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区名	名称	位置	所管区域	[略]	[略]	[略]	[略]	中央区	[略]	神戸市中央区 雲井通5丁目 1番1号	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
区名	名称	位置	所管区域																														
[略]	[略]	[略]	[略]																														
中央区	[略]	神戸市中央区 東町115番地	[略]																														
[略]	[略]	[略]	[略]																														
区名	名称	位置	所管区域																														
[略]	[略]	[略]	[略]																														
中央区	[略]	神戸市中央区 雲井通5丁目 1番1号	[略]																														
[略]	[略]	[略]	[略]																														

2、3 [略]	2、3 [略]
---------	---------

(福祉事務所条例の一部改正)

第2条 神戸市福祉事務所条例(昭和26年10月条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1(第1条関係)			別表第1(第1条関係)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市中央 福祉事務所	<u>神戸市中央区 東町115番地</u>	[略]	神戸市中央 福祉事務所	<u>神戸市中央区 雲井通5丁目 1番1号</u>	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(保健所及び保健センター条例の一部改正)

第3条 保健所及び神戸市保健センター条例(平成10年3月条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市中央保 健センター	神戸市中央区東町115 番地	神戸市中央保 健センター	神戸市中央区雲井通5 丁目1番1号
[略]	[略]	[略]	[略]

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

神戸市立児童センター条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第31号

神戸市立児童センター条例

神戸市総合児童センター条例（昭和62年10月条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、神戸市立児童センター（以下単に「児童センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定め、もってすべての児童の心身の健やかな成長を促すとともに、児童の健全な育成に関する市民活動の推進を図るものとする。

（名称）

第2条 児童センターの名称は、こべっこランドとする。

（事業）

第3条 児童センターにおいては、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の健全な遊びの場の提供及び遊びの指導に関すること。
- (2) 児童の発達の支援に関すること。
- (3) 子育ての情報の発信に関すること。
- (4) 児童館の運営支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

2 前項第2号に規定する事業については、神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）第1条に規定する神戸市こども家庭センターと連携して実施する。

（施設）

第4条 児童センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) プレイルーム
- (2) 赤ちゃんルーム

- (3) 育成室
- (4) 生活室
- (5) 料理教室
- (6) 造形スタジオ
- (7) 音楽スタジオ
- (8) 研修室
- (9) ホール
- (10) 駐車場
- (11) 前各号に掲げるもののほか、児童センターを利用する者の便益に供する施設

(使用の許可)

第5条 施設（前条第10号及び第11号の施設を除く。第8条において同じ。）又はその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、児童センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 指定管理者は、前項の許可に児童センターの管理運営上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(届出)

第6条 施設等を使用しようとする者は、施設等の使用に当たって入場料、受講料その他の対価を収受するとき、又は営利を目的として若しくは第1条に規定する目的以外の目的のために施設等を使用しようとするときは、規則で定める事項を指定管理者に届け出なければならない。

(許可の基準)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると

認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不適當であると認めるとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可をしないことができる。

(1) 児童センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

(使用期間)

第8条 施設は、独占的使用で規則で定めるものをするとはできない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第9条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）及び駐車場を利用しようとする者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の納付)

第10条 使用料は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備の設置等)

第13条 使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第5条第2項及び第7条の規定は、前項の許可について準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項若しくは第13条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的と異なった目的に施設等を使用したとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (5) 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 児童センターの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。  
(入館の制限等)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、児童センターへの入館を拒絶し、又は児童センターからの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者
- (4) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (5) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第17条 何人も、児童センター内において、児童センターの管理上支障がある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第18条 指定管理者は、児童センターの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第19条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第5条第1項若しくは第13条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第20条 児童センター内において、施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第21条 市長は、次に掲げる児童センターの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 第3条に規定する事業に係る業務
- (2) 児童センターの利用及びその制限に関する業務
- (3) 児童センターの使用料の徴収及び返還に関する業務
- (4) 児童センターの維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、児童センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるものを指定管理者として指定するものとする。

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(施行細目の委任)

第22条 児童センターの開館時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例を施行するために必要な第5条第1項の許可、第6条の規定による届出、第9条の使用料の收受、第11条の使用料の減免その他必要な行為は、施行日前においても、この条例の規定の例によりすることができる。

（指定管理者不在等期間における児童センターの管理に関する業務）

3 市長が、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第13条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条、第18条並びに第19条第2項の規定の適用については、第5条第1項中「児童センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第5条第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第13条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条、第18条並びに第19条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

（児童福祉施設等に関する条例の一部改正）

4 神戸市立児童福祉施設等に関する条例（昭和33年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(施設の種類) 第2条 [略]			(施設の種類) 第2条 [略]		
2 前項第2号に定める施設のうち、 神戸市立児童センターの管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。			2 [略]		
3 [略]			別表 (第3条関係)		
別表 (第3条関係)			別表 (第3条関係)		
施設の 種類	施設の名 称	施設の位置	施設の 種類	施設の名 称	施設の位置
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
児童厚 生施設	[略] 神戸市立 高羽児童 館	[略] [略]	児童厚 生施設	[略] 神戸市立 高羽児童 館	[略] [略]
	[略] 神戸市立 なぎさ児 童館	[略] [略]		[略] 神戸市立 なぎさ児 童館	[略] [略]
	神戸市立 児童セン	神戸市兵庫区上 庄通1丁目1番		神戸市総 合児童セ ンターの 児童セン ター	神戸市中央区東 川崎町1丁目3 番1号

	ター	43号			
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

## 別表（第9条関係）

## (1) 育成室、生活室、料理教室、音楽スタジオ、研修室及びホールの使用料

施設	使用料						
	午前（午前9時30分から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時30分から午後8時まで）	午前・午後（午前9時30分から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後8時まで）	終日（午前9時30分から午後8時まで）	
育成室	9,900円	15,800円	9,900円	23,000円	23,300円	30,600円	
生活室	1,700円	2,700円	1,700円	4,000円	4,100円	5,300円	
料理教室	4,200円	6,700円	4,200円	9,800円	8,100円	13,000円	
音楽スタジオ	1	3,300円	5,300円	3,300円	7,700円	7,900円	10,400円
	2	2,700円	4,400円	2,700円	6,300円	6,500円	8,500円
研修室	1	1,700円	2,700円	1,700円	4,000円	4,100円	5,300円
	2	1,700円	2,700円	1,700円	4,000円	4,100円	5,300円
	3	1,700円	2,700円	1,700円	4,000円	4,100円	5,300円
ホール	12,900円	20,700円	12,900円	30,200円	30,600円	40,100円	

備考 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、この表に規定する額の5倍に相当する額とする。

## (2) 附属設備の使用料

1 設備1回につき50,000円の範囲内において規則で定める額

## (3) 駐車場の使用料

1 台20分につき100円の範囲内において規則で定める額。この場合において、20分未満の端数が生じたときは、20分として計算する。

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第32号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>別表（第1条関係）</p> <p>(1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">附属機関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>神戸市交通空白地有償運送運営協議会</u></td> <td style="text-align: center;">道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第49条第1号</u>に規定する交</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	[略]	[略]	<u>神戸市交通空白地有償運送運営協議会</u>	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号） <u>第49条第1号</u> に規定する交	<p>別表（第1条関係）</p> <p>(1) 市長の附属機関（次号及び第3号の表に規定する附属機関を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">附属機関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会</u></td> <td style="text-align: center;">道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第49条第2号</u>に規定する公</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	[略]	[略]	<u>神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会</u>	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号） <u>第49条第2号</u> に規定する公
附属機関	担任する事務												
[略]	[略]												
<u>神戸市交通空白地有償運送運営協議会</u>	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号） <u>第49条第1号</u> に規定する交												
附属機関	担任する事務												
[略]	[略]												
<u>神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会</u>	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号） <u>第49条第2号</u> に規定する公												

	<u>通空白地有償運送</u> についての調査審議に関する事務
神戸市福祉有償運送運営協議会	道路運送法施行規則 <u>第49条第2号</u> に規定する福祉有償運送についての調査審議に関する事務
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	[略]
神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会	神戸市役所本庁舎2号館の再整備に係る事業者の選定に関する事項についての調査審議に関する事務

(2)、(3) [略]

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市指導力向上審査委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号） <u>第25条第3項</u> に規定

	<u>公共交通空白地有償運送</u> についての調査審議に関する事務
神戸市福祉有償運送運営協議会	道路運送法施行規則 <u>第49条第3号</u> に規定する福祉有償運送についての調査審議に関する事務
[略]	[略]
神戸市指定難病審査会	[略]

(2)、(3) [略]

(4) 教育委員会の附属機関

附属機関	担任する事務
[略]	[略]
神戸市指導力向上審査委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号） <u>第25条の2第3項</u> に

	する指導改善研修に関する計画書についての調査審議に関する事務		規定する指導改善研修に関する計画書についての調査審議に関する事務
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1号の表に神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会の項を加える改正規定は令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定により置かれている神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会は、この条例による改正後の執行機関の附属機関に関する条例第1条第1項の規定により置かれる神戸市役所本庁舎2号館再整備事業者選定委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第33号

神戸市立水産体験学習館条例の一部を改正する条例

神戸市立水産体験学習館条例（平成10年1月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（使用の許可）	（使用の許可）
<p>第5条 前条第1号に掲げる施設若しくはその附属設備を使用しようとする者又は同条第2号に掲げる施設若しくはその附属設備若しくは同条第3号に掲げる施設の<u>全部又は一部</u>を独占して使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>第5条 前条第1号に掲げる施設若しくはその附属設備を使用しようとする者又は同条第2号に掲げる施設若しくはその附属設備若しくは同条第3号に掲げる施設の<u>全部</u>を独占して使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p>
2 [略]	2 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1（第10条関係）

(1) 施設の使用料

ア [略]

イ 臨海休養広場の使用料

施設		使用料
名称	面積の概数（単位 平方メートル）	
臨海休養広場1	3,000	1平方メートル1時間につき 1円
臨海休養広場2	2,000	

備考

1 [略]

2 1時間未満及び1平方メートル未満の端数は、それぞれ、1時間及び1平方メートルとして計算する。

改正前

別表第1（第10条関係）

(1) 施設の使用料

ア [略]

イ 臨海休養広場の使用料

施設		使用料			
名称	面積の概数 (単位 平方メートル)	午前9時から 午後3時まで	午後3時から 午後6時まで	午後9時から 午後6時までの時 間以外の時間（ 30分につき）及 び時間超過使用 料（30分につき）	午前9時から午 後5時までの時 間以外の時間（ 30分につき）及 び時間超過使用 料（30分につき）
		使用時間 区分	使用時間 区分	使用時間 区分	使用時間 区分
臨海休養広場 1	3,000	平日	8,000円	8,000円	1,500円
		日曜日及 び祝日	10,000円	10,000円	1,900円
臨海休養広場 2	2,000	平日	8,000円	8,000円	1,000円
		日曜日及 び祝日	10,000円	10,000円	1,300円

備考

1 [略]

2 30分未満及び1日未満の端数は、それぞれ、30分及び1日として計算する。

3 この表において、「平日」とは日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

(2) [略]

別表第2（第10条関係）

区分	使用料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき1,200円。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあつては、 2,400円
[略]	[略]

備考 [略]

(2) [略]

別表第2（第10条関係）

区分	使用料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき1,200円。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、 2,400円
[略]	[略]

備考 [略]

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市立水産体験学習館条例第5条第1項の許可を受けている者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

神戸市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第34号

神戸市消防団条例の一部を改正する条例

神戸市消防団条例（昭和58年10月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（報酬）</p> <p>第7条 消防団員に、報酬として、年報酬、<u>出動報酬</u>及び技術報酬を支給する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 出動報酬の額は、消防団員が従事した次の各号に掲げる職務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 災害の防御の職務であつて次のいずれかに該当するもの 出動1回につき8,000円（出動1回の職</u></p>	<p style="text-align: center;">（報酬）</p> <p>第7条 消防団員に、報酬として、年報酬及び技術報酬を支給する。</p> <p>2～4 [略]</p>

務に従事する時間が7時間45分を超える場合にあつては、7時間45分を超えるごとに8,000円を加算した額)

ア 水火災、地震、武力攻撃災害  
(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。) その他の災害の現場における消火、人命の救助、救急、避難誘導、警戒区域の設定、群衆の整理、飛火の警戒、搬出物品の保護その他これらに類する業務

イ 消防長又は消防署長により特に命ぜられて行う区域外の災害の現場において行うアに規定する業務

ウ 区域内に災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害の防御の上で必要があるものとして消防団長に招集されて従事する巡回の業務又は待機に係る業務

エ アからウまでに掲げるもののほか、出動報酬を支給する必要があるものとして市長が特に認

める業務

(2) 前号の職務以外の職務であつて  
次のいずれかに該当するもの 出  
動 1 回につき8,000円

ア 平時における訓練、地域住民  
に対する防災指導並びに防災に  
係る知識の普及及び啓発を行う  
業務

イ アに掲げるもののほか、出動  
報酬を支給する必要があるもの  
として市長が特に認める業務

6 出動報酬は、4月1日から9月30  
日までの間に着手した職務について  
は10月31日に、10月1日から翌年3  
月31日までに着手した職務について  
は翌年4月30日に支給する。ただ  
し、報酬の支給日が日曜日等に当た  
るときは、これらの日の前日に支給  
するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、出動報  
酬の支給日以前において退職、失職  
等により職を離れた者には、その  
際、出動報酬を支給する。

8、9 [略]

(費用弁償)

第8条 公務のため旅行する消防団員  
に、費用弁償として、旅費を支給す  
る。

5、6 [略]

(費用弁償)

第8条 消防団員に、費用弁償とし  
て、出動手当及び旅費を支給する。

<p><u>2</u> 前項の旅費については、旅費条例（昭和27年7月条例第45号）別表4級の者に支給する額相当額の旅費を本市職員の旅費の例により支給する。</p>	<p><u>2</u> 出動手当は、消防団員が災害の防御、警戒、訓練等の職務に従事した場合において、市長が必要があると認めたときに、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額を規則で定めるところにより支給する。</p> <p>(1) 災害の防御の職務 1回につき 7,000円</p> <p>(2) 前号の職務以外の職務 1回につき7,000円</p> <p><u>3</u> 前項の場合を除き公務のため旅行する消防団員の旅費については、旅費条例（昭和27年7月条例第45号）別表4級の項に規定する神戸市の職員の例による。</p>
--	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市消防団条例第7条第5項から第7項までの規定は、施行日以後に着手する職務に係る出動報酬について適用し、同日前に着手した職務に係る出動報酬については、なお従前の例による。

神戸市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第35号

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10の2) [略]</p> <p><u>(10の3) 住民基本台帳法第15条の4</u></p> <p><u>第1項、第3項（同法第30条の51の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第4項の規定に基づく住民票除票に記録されている事項を記載した書類の交付</u></p> <p><u>1通につき 300円</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10の2) [略]</p>

(10の4) 住民基本台帳法第15条の4  
第1項、第3項（同法第30条の51  
の規定により読み替えて適用され  
る場合を含む。）又は第4項の規定  
に基づく住民票除票に記載をした  
事項に関する証明書の交付 1通  
につき 300円

(10の5) [略]

(10の6) 住民基本台帳法第21条の3  
第1項、第3項又は第4項の規定に  
基づく戸籍の附票の除票の写しの  
交付 1通につき 300円

(11)～(16) [略]

(17) 神戸市立墓園又は附属施設の  
使用許可書の書換え又は再交付  
1枚につき 600円

(18)～(37) [略]

(37の2) 農林水産物及び食品の輸出  
の促進に関する法律（令和元年法  
律第57号）第15条第2項の規定に  
基づく輸出証明書の発行の申請に  
対する審査 1件につき 870円

(37の3)～(56の3) [略]

(57) 臨床検査技師等に関する法律  
（昭和33年法律第76号）第20条の

(10の3) [略]

(11)～(16) [略]

(17) 神戸市立墓園条例施行規則（昭  
和41年3月規則第114号）第11条の  
規定に基づく墓園又は附属施設の  
使用許可書の書換え又は再交付  
1枚につき 600円

(18)～(37) [略]

(37の2) 農林水産物及び食品の輸出  
の促進に関する法律（令和元年法  
律第57号）第15条第2項の規定に  
基づく輸出証明書の発行の申請  
に対する審査 1件につき 870  
円

(37の3)～(56の3) [略]

(57) 臨床検査技師、衛生検査技師等  
に関する法律（昭和33年法律第76

3 第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査 1件につき 8万円

(58) 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第18条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の書換え交付 1件につき 8,200円

(59) 臨床検査技師等に関する法律施行規則第19条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の再交付 1件につき 8,200円

(60) 臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所についての登録の変更の申請に対する審査 1件につき 6万1,000円

(60の2)～(60の4) [略]

(60の5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第4項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査 1件につき 4,000円

(60の6) [略]

(60の7) 医薬品、医療機器等の品質、

号）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査 1件につき 8万円

(58) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第18条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の書換え交付 1件につき 8,200円

(59) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第19条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の再交付 1件につき 8,200円

(60) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所についての登録の変更の申請に対する審査 1件につき 6万1,000円

(60の2)～(60の4) [略]

(60の5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査 1件につき 4,000円

(60の6) [略]

(60の7) 医薬品、医療機器等の品質、

有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第4項の規定に基づく製造業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 5,600円

(60の8) [略]

(60の9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項の規定に基づく同条第1項の規定により承認された事項の一部を変更しようとするときの承認の申請に対する審査 1品目につき 90円

(61)～(62の2) [略]

(62の3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 1万1,000円

(62の4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円

(62の5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する

有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第3項の規定に基づく製造業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 5,600円

(60の8) [略]

(60の9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項の規定に基づく同条第1項の規定により承認された事項の一部を変更しようとするときの承認の申請に対する審査 1品目につき 90円

(61)～(62の2) [略]

(62の3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 1万1,000円

(62の4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円

(62の5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する

る法律施行令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付 1件につき 2,900円

(62の6)～(158) [略]

別表第8 (第4条の4関係)

事務の区分	手数料
[略]	[略]
7 液石法	[略]
第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 <u>9万8,000円</u>
[略]	[略]
9 液石法	<u>1万5,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設的位置、構造若しくは	

る法律施行令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付 1件につき 2,900円

(62の6)～(158) [略]

別表第8 (第4条の4関係)

事務の区分	手数料
[略]	[略]
7 液石法	[略]
第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1万戸以上の場合 <u>11万円</u>
[略]	[略]
9 液石法	<u>1万7,000円</u> に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設的位置、構造若しくは	

設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査	
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第8 7の項及び9の項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市手数料条例別表第8 7の項及び9の項の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後にされた申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第36号

神戸市児童相談所条例の一部を改正する条例

神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項及び<u>法</u>第12条第1項の規定に基づき、本市に児童相談所を置く。</p> <p>2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 50%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市こども家庭セン</td> <td>神戸市兵庫区 <u>上庄通1丁目</u></td> <td>神戸市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	神戸市こども家庭セン	神戸市兵庫区 <u>上庄通1丁目</u>	神戸市	<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項及び第12条第1項の規定に基づき、本市に児童相談所を置く。</p> <p>2 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 25%;">位置</th> <th style="width: 50%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市こども家庭セン</td> <td>神戸市中央区 <u>東川崎1丁目</u></td> <td>神戸市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	神戸市こども家庭セン	神戸市中央区 <u>東川崎1丁目</u>	神戸市
名称	位置	所管区域											
神戸市こども家庭セン	神戸市兵庫区 <u>上庄通1丁目</u>	神戸市											
名称	位置	所管区域											
神戸市こども家庭セン	神戸市中央区 <u>東川崎1丁目</u>	神戸市											

ター

1 番 27 号

ター

3 番 1 号(業務)

第 2 条 児童相談所においては、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第12条第2項に定める業務
- (2) 神戸市立児童センター条例（令和4年3月条例第31号）第3条第1項第2号に規定する事業と連携して実施する業務

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

神戸市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第37号

神戸市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、責任を免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 人事委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 2
- (4) 前2号に掲げる職員以外の職員 1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

神戸市が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第38号

神戸市が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例  
地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、市が設立した地方独立行政法人の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）に係る基準報酬年額（地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項各号列記以外の部分に規定する基準報酬年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例の規定は、法第19条の2第4項の規定による業務方法書の定めを設ける当該業務方法書の作成又は変更について法第22条第1項の規定による市長の認可を受けた日以後の役員等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

神戸市水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市条例第39号

神戸市水道条例の一部を改正する条例

神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第20条 手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、工事申込者から徴収する。この場合において、設計の審査（以下「設計審査」という。）又は完成検査を行うに当たり、特別の費用を要するときは、その実費相当額を加算する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6)給水装置工事に係る道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の許可に係る申請の代行をすると</u></p>	<p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第20条 手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、工事申込者から徴収する。この場合において、設計の審査（以下「設計審査」という。）又は完成検査を行うに当たり、特別の費用を要するときは、その実費相当額を加算する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

き。1件につき 17,000円に100分の110を乗じて得た額

2 前項第1号から第3号まで及び第6号の手数料は、申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、申込みの後、徴収することができる。

3、4 [略]

2 前項第1号から第3号までの手数料は、申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、申込みの後、徴収することができる。

3、4 [略]

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市水道条例第20条の規定は、この条例の施行の日以後に受け付けた同条第1項第6号の申請の代行に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた同号の申請の代行に係る手数料については、なお従前の例による。

神戸市立農村環境改善センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第40号

神戸市立農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

神戸市立農村環境改善センター条例（昭和60年4月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1（第9条関係）

施設		使用料（単位円）	備考
名称	面積 （単位平方メートル）	1時間につき	
多目的ホール	[略]	1,500	[略]
		750	[略]
		380	[略]
研修室（洋室）	[略]	500	
研修室（和室）	[略]	300	
農産物加工室	[略]	300	

備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

改正前

別表第1（第9条関係）

名称	面積 （単位平方メートル）	定員 （単位人）	使用料（単位円）				備考
			午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	終日 （午前9時から午後5時まで）	時間外使用料 （午後5時を超え、午後9時まで。1時間につき）	
多目的ホール	[略]	[略]	4,500	6,100	10,600	1,510	[略]
			2,300	3,100	5,400	770	[略]
			1,150	1,550	2,700	390	[略]
研修室（洋室）	[略]	[略]	1,500	2,000	3,500	500	
研修室（和室）	[略]	[略]	1,000	1,200	2,200	310	
農産物加工室	[略]	[略]	1,000	1,200	2,200	310	

備考 時間外使用料は、その使用時間に30分未満の端数があるときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

別表第2（第9条関係）

施設 名称	設備 種類	使用料（単位円） 1時間につき
多目的ホール	暖房又は冷房	500
研修室（洋室）	[略]	110
研修室（和室）	[略]	60
農産物加工室	[略]	90
	[略]	280

備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

別表第2（第9条関係）

施設 名称	設備 種類	午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	終日 （午前9時から午後5時まで）	時間外使用料 （午後5時を超え、午後9時まで。1時間につき）
多目的ホール	暖房	5,800	7,700	13,500	1,900
研修室（洋室）	[略]	340	460	800	110
研修室（和室）	[略]	170	230	400	60
農産物加工室	[略]	270	360	630	90
	[略]	1時間当たり 280			

備考 時間外使用料は、その使用時間に30分未満の端数があるときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市立農村環境改善センター条例第6条第1項の許可を受けている者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第41号

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例

神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1(第2条関係)

(1) 附属設備を除く有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
布引公園 [略]	[略] [略]
遠矢浜公園 [略]	[略]
遠矢浜公園 [略]	少年球技場 [略]

(2) 附属設備である有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
王子公園 [略]	[略] [略]
東遊園地 神戸震災復興記念公園 湊川公園 若松公園 離宮公園 下中島公園 海浜公園 名谷公園 靴台公園 西神中央公園	[略]
[略]	[略]

別表第2(第14条関係)

改正前

別表第1(第2条関係)

(1) 附属設備を除く有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
布引公園 [略]	[略] [略]
磯上公園 [略]	球技場 [略]
遠矢浜公園 [略]	野球場 [略]

(2) 附属設備である有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
王子公園 [略]	[略] [略]
磯上公園 諏訪山公園	夜間照明設備 附属会議室 [略]
東遊園地 神戸震災復興記念公園 湊川公園 若松公園 離宮公園 下中島公園 海浜公園 名谷公園 靴台公園 西神中央公園	[略]
[略]	[略]

別表第2(第14条関係)

(1) [略]

(2) 公園施設を管理する場合

都市公園名	公園施設名	使用料
[略]	[略]	[略]
北神戸田園スポーツ公園	運営諸室	[略]
[略]	[略]	[略]

(3) 都市公園を占用する場合

区分	使用料の額
1 電柱、支柱、支線その他これらに類するもの	1本1月につき <u>284円</u>
2 ガス管その他これに類するもの (1) ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの ア 外径が5センチメートル未満のもの イ 外径が5センチメートル以上のもの (2) 電線（架空線に限る。）その他これに類するもの	1メートル1月につき <u>17円</u> 1メートル1月につき <u>37円</u> 1メートル1月につき <u>52円</u>
3 変圧塔、道路、道路、公衆電話所、鉄道、防火用貯水槽、天体又は土地観測施設、太陽電池発電施設その他これらに類するもの (1) 変圧塔、太陽電池発電施設その他これに類するもの (2) 道路、通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (3) 橋、道路、鉄道、軌道その他これらに類する施設で高架のもの	1平方メートル1月につき <u>316円</u> 1平方メートル1月につき <u>94円</u> 1平方メートル1月につき <u>316円</u>

(1) [略]

(2) 公園施設を管理する場合

都市公園名	公園施設名	使用料
[略]	[略]	[略]
北神戸田園スポーツ公園	運営諸室	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	1平方メートル1月につき <u>37円</u>

(3) 都市公園を占用する場合

区分	使用料の額
1 電柱、支柱、支線その他これらに類するもの	1本1月につき <u>298円</u>
2 ガス管その他これに類するもの (1) ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの ア 外径が5センチメートル未満のもの イ 外径が5センチメートル以上のもの (2) 電線（架空線に限る。）その他これに類するもの	1メートル1月につき <u>18円</u> 1メートル1月につき <u>39円</u> 1メートル1月につき <u>55円</u>
3 変圧塔、道路、道路、公衆電話所、鉄道、防火用貯水槽、天体又は土地観測施設、太陽電池発電施設その他これらに類するもの (1) 変圧塔、太陽電池発電施設その他これに類するもの (2) 道路、通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (3) 橋、道路、鉄道、軌道その他これらに類する施設で高架のもの	1平方メートル1月につき <u>333円</u> 1平方メートル1月につき <u>99円</u> 1平方メートル1月につき <u>333円</u>

(4) 公衆電話所又は郵便差出箱、天体、気象又は土地観測施設 その他これらに類するもの	1 平方メートル 月につき <u>105円</u> 1 平方メートル 月につき <u>94円</u>
(5) 防火用貯水槽その他これに類するもの	1 平方メートル 月につき <u>94円</u>
4 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設、土石、竹木、 瓦その他の工事用材料の置場その他これらに類するもの	1 平方メートル 日につき <u>46円</u>
5 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し のために設けられる仮設工作物	
(1) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため に設けられる仮設工作物	1 平方メートル 日につき <u>18円</u>
(2) 集会その他これに類する催しのために設けられる仮設工作 物	1 平方メートル 日につき <u>12円</u>
6 索道及び鋼索鉄道	
(1) 普通索道（架空部分に限る。）	1 平方メートル 月につき <u>52円</u>
(2) 貨物索道（架空部分に限る。）	1 平方メートル 月につき <u>37円</u>
(3) 普通索道及び貨物索道（架空部分を除く。）並びに鋼索鉄 道	1 平方メートル 月につき <u>158円</u>
(4) 特殊索道	1 平方メートル 月につき <u>234円</u>
	[略]

(4)、(5) [略]

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市公園名	区分	独占利用				個人利用	団体利用
			午前	午後	午前・午後	夜後・夜終		
			午前	午後	午前・午後	夜後・夜終		

(4) 公衆電話所又は郵便差出箱、天体、気象又は土地観測施設 その他これらに類するもの	1 平方メートル 月につき <u>111円</u> 1 平方メートル 月につき <u>99円</u>
(5) 防火用貯水槽その他これに類するもの	1 平方メートル 月につき <u>99円</u>
4 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設、土石、竹木、 瓦その他の工事用材料の置場その他これらに類するもの	1 平方メートル 日につき <u>36円</u>
5 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し のために設けられる仮設工作物	
(1) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため に設けられる仮設工作物	1 平方メートル 日につき <u>19円</u>
(2) 集会その他これに類する催しのために設けられる仮設工作 物	1 平方メートル 日につき <u>13円</u>
6 索道及び鋼索鉄道	
(1) 普通索道（架空部分に限る。）	1 平方メートル 月につき <u>55円</u>
(2) 貨物索道（架空部分に限る。）	1 平方メートル 月につき <u>39円</u>
(3) 普通索道及び貨物索道（架空部分を除く。）並びに鋼索鉄 道	1 平方メートル 月につき <u>166円</u>
(4) 特殊索道	1 平方メートル 月につき <u>247円</u>
	[略]

(4)、(5) [略]

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市公園名	区分	独占利用				個人利用	団体利用
			午前	午後	午前・午後	夜後・夜終		
			午前	午後	午前・午後	夜後・夜終		

野球場	瀬戸公園 魚崎浜公園 大倉山公園 遠矢浜公園 名谷公園 本多聞南公園 桜が丘中央公園 枇杷台公園 高塚公園	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
球技場	瀬戸公園 磯上公園 小野浜公園 海浜公園	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第3球技場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
---------	-------	-----

野球場	瀬戸公園 魚崎浜公園 大倉山公園 名谷公園 本多聞南公園 桜が丘中央公園 枇杷台公園 高塚公園	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
球技場	瀬戸公園 小野浜公園 海浜公園	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第3球技場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
少年球技場	遠矢浜公園	土・日・祝	1時間 750円				
		その他	1時間 600円				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
---------	-------	-----







## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

## (1) 次に掲げる規定 令和4年7月1日

ア 別表第1第1号の表の改正規定（「野球場」を「少年球技場」に改める部分に限る。）

イ 別表第1第2号の表の改正規定（遠矢浜公園の項を削る部分に限る。）

ウ 別表第2第6号の表の改正規定（同表野球場の項中「遠矢浜公園」を削る部分及び第3球技場の項の次に少年野球場の項を加える部分に限る。）

エ 別表第2第7号の表の改正規定（同表夜間照明設備の項中「遠矢浜公園」を削る部分に限る。）

オ 別表第3第1号の表の改正規定

## (2) 次に掲げる規定 令和4年10月1日

ア 別表第1第1号の表の改正規定（磯上公園の項を削る部分に限る。）

イ 別表第1第2号の表の改正規定（磯上公園の項を削る部分に限る。）

ウ 別表第2第6号の表の改正規定（同表球技場の項中「磯上公園」を削る部分に限る。）

エ 別表第2第7号の表の改正規定（同表夜間照明設備の項中「遠矢浜公園」を削る部分を除く。）

## (3) 附則第3項の規定 公布の日

## (経過措置)

2 この条例の施行の日前の使用に係る使用料の徴収及び利用料金の収受については、なお従前の例による。

## (準備行為)

3 この条例による改正後の神戸市都市公園条例を施行するために必要な許可、使用料の徴収、利用料金の収受その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

神戸市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第42号

神戸市公民館条例の一部を改正する条例

神戸市公民館条例（昭和26年5月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
（施設）		（施設）	
第4条 次の表の左欄に掲げる公民館に、それぞれ同表の右欄に掲げる施設を置く。		第4条 次の表の左欄に掲げる公民館に、それぞれ同表の右欄に掲げる施設を置く。	
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市立 玉津南公 民館	会議室、和室、 <u>調理室</u> 、 体育室及びロビーその他 の便益施設	神戸市立 玉津南公 民館	会議室、和室、 <u>体育室</u> 及 びロビーその他の便益施 設

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

ア 神戸市立住之江公民館

施設の名称	使用料			
	午前（午前9時から正午まで）	午後		
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）
第1会議室、第2会議室又は第3会議室	800円	500円	500円	800円
第4会議室	2,400円	1,600円	1,600円	2,400円
調理室	1,400円	900円	900円	1,400円
体育室	900円	600円	600円	900円

イ 神戸市立葺合公民館

施設の名称	使用料			
	午前（午前9時から正午まで）	午後		
		（正午から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）
施設	900円	900円	900円	900円

改正前

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

ア 神戸市立住之江公民館

施設の名称	使用料			
	午前（午前9時から正午まで）	午後		
		（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後9時まで）
第1会議室、第2会議室又は第3会議室	800円	500円	500円	800円
第4会議室A	1,000円	700円	700円	1,000円
第4会議室B	1,400円	900円	900円	1,400円
第4会議室A及び第4会議室B	2,400円	1,600円	1,600円	2,400円
調理室	1,400円	900円	900円	1,400円
体育室	900円	600円	600円	900円

イ 神戸市立葺合公民館

施設の名称	使用料			
	午前（午前9時から正午まで）	午後		
		（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後9時まで）
施設	900円	900円	900円	900円

会 議 室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室	[略]	500円	500円	[略]
	第3会議室	[略]	1,500円	1,500円	[略]
	和室	[略]	500円	500円	[略]
	体育室	[略]	1,400円	1,400円	[略]

ウ 神戸市立清風公民館

施設の名称	使用料		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後3時まで） 午後3時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後9時まで）
第1会議室、第4会議室又は第5会議室	[略]	1,000円	[略]
第2会議室、第3会議室又は第7会議室	[略]	500円	[略]
和室	[略]	1,000円	[略]
調理室	[略]	900円	[略]
体育室	[略]	1,000円	[略]

エ 神戸市立長田公民館

施設の名称	使用料	
	午前（午前9時から午後1時まで）	午後（午後3時から午後6時まで）
第1会議室	[略]	1,000円
第2会議室	[略]	500円
第3会議室	[略]	1,500円
和室	[略]	500円
体育室	[略]	1,400円

会 議 室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室	[略]	500円	500円	[略]
	第3会議室	[略]	1,500円	1,500円	[略]
	和室	[略]	500円	500円	[略]
	体育室	[略]	1,400円	1,400円	[略]

ウ 神戸市立清風公民館

施設の名称	使用料		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後2時から午後4時まで） 午後4時から午後6時まで）	夜間（午後6時から午後9時まで）
第1会議室、第4会議室又は第5会議室	[略]	1,000円	[略]
第2会議室、第3会議室又は第7会議室	[略]	500円	[略]
和室	[略]	1,000円	[略]
調理室	[略]	900円	[略]
体育室	[略]	1,000円	[略]

エ 神戸市立長田公民館

施設の名称	使用料	
	午前（午前9時から正午）	午後（午後2時から午後4時）
第1会議室	[略]	1,000円
第2会議室	[略]	500円
第3会議室	[略]	1,500円
和室	[略]	500円
体育室	[略]	1,400円

施設名称	午前9時から正午まで	午後3時まで	午後5時まで	午後9時まで
第1会議室、第2会議室、第4会議室又は第5会議室	[略]	500円	500円	[略]
第3会議室A	[略]	1,500円	1,500円	[略]
第3会議室B又は第6会議室又は第7会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
和室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
第2和室又は第3和室	[略]	500円	500円	[略]
体育室	[略]	2,200円	2,200円	[略]

オ 神戸市立南須磨公民館

施設名称	使用料		
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後3時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)
第1会議室	[略]	1,000円	1,000円
第2会議室	[略]	500円	500円
和室	[略]	500円	500円
体育室	[略]	1,000円	1,000円

施設名称	午前9時から正午まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後9時まで
第1会議室、第2会議室、第4会議室又は第5会議室	[略]	500円	500円	[略]
第3会議室A	[略]	1,500円	1,500円	[略]
第3会議室B又は第6会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
和室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
第2和室	[略]	500円	500円	[略]
体育室	[略]	2,200円	2,200円	[略]

オ 神戸市立南須磨公民館

施設名称	使用料		
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後2時から午後4時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)
第1会議室	[略]	1,000円	1,000円
第2会議室	[略]	500円	500円
和室	[略]	500円	500円
体育室	[略]	1,000円	1,000円

カ 神戸市立東垂水公民館

施設の名称	使用料		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後3時まで）	夜間（午後6時から午後9時まで）
第1会議室	[略]	1,000円	[略]
第2会議室又は第4会議室	[略]	500円	[略]
第3会議室	[略]	1,500円	[略]
和室	[略]	1,000円	[略]
調理室	[略]	900円	[略]
体育室	[略]	1,000円	[略]

キ 神戸市立玉津南公民館

施設の名称	使用料		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後3時まで）	夜間（午後6時から午後9時まで）
第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室又は第6会議室	800円	500円	800円
第5会議室	1,500円	1,000円	1,500円

カ 神戸市立東垂水公民館

施設の名称	使用料		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後2時から午後4時まで）	夜間（午後6時から午後9時まで）
第1会議室	[略]	1,000円	[略]
第2会議室又は第4会議室	[略]	500円	[略]
第3会議室	[略]	1,500円	[略]
和室	[略]	1,000円	[略]
調理室	[略]	900円	[略]
体育室	[略]	1,000円	[略]

キ 神戸市立玉津南公民館

施設の名称	使用料		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後2時から午後4時まで）	夜間（午後6時から午後9時まで）
第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室又は第6会議室	800円	500円	800円
第5会議室	1,500円	1,000円	1,500円

は第8会議室							
第7会議室	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円	
和室	800円	500円	500円	500円	800円	800円	
調理室	1,400円	900円	900円	900円	1,400円	1,400円	
体育室	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円	1,800円	

(2) [略]

は第8会議室							
第7会議室	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円	
和室	800円	500円	500円	500円	800円	800円	
体育室	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円	1,800円	

(2) [略]

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 施行日前の公民館の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

## (準備行為)

- 3 この条例による改正後の神戸市公民館条例（以下この項において「新条例」という。）を施行するために必要な新条例第5条第1項の許可、新条例第8条の使用料の収受その他必要な行為は、施行日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第43号

神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例

神戸市こべっこあそびひろば条例（平成30年12月条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 ひろばの名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 ひろばの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
神戸市こべっこあそびひろば・岡場	[略]	神戸市こべっこあそびひろば・岡場	[略]
神戸市こべっこあそびひろば・西神中央	神戸市西区糀台5丁目6番地の1		

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年3月31日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、神戸市こべっこあそびひろば・西神中央の供用を開始する日は、令和5年3月31日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日とする。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の神戸市こべっこあそびひろば条例（以下「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市こべっこあそびひろば・西神中央に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第44号

神戸市道路占用料条例の一部を改正する条例

神戸市道路占用料条例（昭和44年3月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表（第2条関係）

法第32条第1項に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料	
			甲地	乙地
第1種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線類		[略]	2,100円	950円
第2種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線類		[略]	3,300円	[略]
第3種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線類		[略]	4,400円	2,100円
第1種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線類		[略]	1,900円	880円
第2種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線類		[略]	3,000円	1,400円
第3種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線類		[略]	4,200円	2,000円
街灯（広告物を添架するものに限る。）		[略]	740円	330円
その他の柱類		[略]	4,200円	2,100円
共架電線その他上空に設ける線類		[略]	19円	10円
地下電線その他地下に設ける線類		[略]	11円	6円
[略]		[略]	[略]	[略]
地下に設ける変圧器		[略]	1,100円	530円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		[略]	3,800円	1,700円

改正後

別表（第2条関係）

法第32条第1項に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料	
			甲地	乙地
第1種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線類		[略]	2,200円	1,000円
第2種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線類		[略]	3,400円	[略]
第3種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線類		[略]	4,600円	2,200円
第1種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線類		[略]	2,000円	930円
第2種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線類		[略]	3,200円	1,500円
第3種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線類		[略]	4,400円	2,100円
街灯（広告物を添架するものに限る。）		[略]	890円	400円
その他の柱類		[略]	4,400円	2,200円
共架電線その他上空に設ける線類		[略]	20円	11円
地下電線その他地下に設ける線類		[略]	12円	7円
[略]		[略]	[略]	[略]
地下に設ける変圧器		[略]	1,200円	580円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		[略]	4,000円	1,800円

郵便差出箱及び信書便差出箱	架空の管類	外径が0.4メートル未満のもの	[略]	740円	600円
	架空の管類	外径が0.4メートル以上のもの	[略]	520円	500円
郵便差出箱及び信書便差出箱	架空の管類	外径が0.4メートル以上のもの	長さ1メートル以上1年につき	1,500円	1,400円
	その他のもの		[略]	1,700円	1,400円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	架空の管類	外径が0.07メートル未満の管	[略]	72円	69円
	架空の管類	外径が0.07メートル以上の管	[略]	100円	94円
	架空の管類	外径が0.1メートル以上の管	[略]	150円	140円
	架空の管類	外径が0.15メートル以上の管	[略]	150円	140円
	架空の管類	外径が0.2メートル以上の管	[略]	170円	160円
	架空の管類	外径が0.2メートル以上の管	[略]	360円	340円
	架空の管類	外径が0.3メートル以上の管	[略]	480円	460円
	架空の管類	外径が0.4メートル以上の管	[略]	390円	380円
	架空の管類	外径が0.7メートル以上の管	[略]	580円	530円
	架空の管類	外径が1メートル以上の管	[略]	[略]	[略]
	管に類する物件		[略]	[略]	[略]
	管に類する物件		[略]	[略]	[略]
	法第32条第1項第3号に掲げる施設		[略]	2,000円	3,100円
法第32条	日よけ、雨よけその他これ	[略]	1,200円	1,030円	510円
郵便差出箱及び信書便差出箱	架空の管類	外径が0.4メートル未満のもの	[略]	1,600円	1,300円
郵便差出箱及び信書便差出箱	架空の管類	外径が0.4メートル以上のもの	[略]	790円	760円
郵便差出箱及び信書便差出箱	架空の管類	外径が0.4メートル以上のもの	長さ1メートル以上1年につき	2,000円	1,900円
郵便差出箱及び信書便差出箱	その他のもの		[略]	3,700円	3,100円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	架空の管類	外径が0.07メートル未満の管	[略]	83円	80円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	架空の管類	外径が0.07メートル以上の管	[略]	120円	110円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	架空の管類	外径が0.1メートル以上の管	[略]	180円	170円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	架空の管類	外径が0.15メートル以上の管	[略]	240円	230円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	架空の管類	外径が0.2メートル以上の管	[略]	360円	340円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	架空の管類	外径が0.3メートル以上の管	[略]	480円	460円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	架空の管類	外径が0.4メートル以上の管	[略]	830円	800円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	架空の管類	外径が0.7メートル以上の管	[略]	1,200円	1,100円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	架空の管類	外径が1メートル以上の管	[略]	2,400円	2,300円
法第32条第1項第3号に掲げる施設		[略]	2,400円	2,300円	[略]
法第32条	日よけ、雨よけその他これ	[略]	3,700円	3,100円	1,700円
法第32条	日よけ、雨よけその他これ	[略]	1,200円	1,030円	510円

第1項第4号に掲げる施設	らに類するもの(支柱を含む。)				
アーケード(支柱を含む。)	[略]		150円	80円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	[略]	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	[略]	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	[略]	Aに0.008を乗じて得た額	
	[略]		[略]	[略]	[略]
	その他のもの		[略]	3,100円	1,400円
法第32条第1項第6号に掲げる施設			[略]	1,400円	360円
令第7条第1号に掲げる物	看板(アーチであるものを除く。)		[略]	6,000円	2,280円
掲げる物	標識(バス停留所標識、サインポール等)		[略]	2,500円	940円
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	8,500円	4,250円
		その他のもの	[略]	4,300円	2,150円
令第7条第2号に掲げる発電設備			[略]	3,100円	1,400円
令第7条第3号に掲げる施設			[略]	Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			[略]	1,400円	360円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			[略]	380円	170円
令第7条	[略]		[略]	[略]	[略]

第1項第4号に掲げる施設	らに類するもの(支柱を含む。)				
アーケード(支柱を含む。)	[略]		180円	96円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	[略]	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	[略]	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	[略]	Aに0.01を乗じて得た額	
	[略]		[略]	[略]	[略]
	その他のもの		[略]	3,700円	1,700円
法第32条第1項第6号に掲げる施設			[略]	1,100円	280円
令第7条第1号に掲げる物	看板(アーチであるものを除く。)		[略]	7,200円	2,700円
掲げる物	標識(バス停留所標識、サインポール等)		[略]	3,000円	1,100円
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	10,200円	5,100円
		その他のもの	[略]	5,200円	2,600円
令第7条第2号に掲げる発電設備			[略]	3,700円	1,700円
令第7条第3号に掲げる施設			[略]	Aに0.033を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			[略]	1,100円	280円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			[略]	400円	180円
令第7条	[略]		[略]	[略]	[略]

第8号に掲げる施設	上空に設けるもの	[略]	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	地下(トンネルの上を除く。)に設けるもの	階数が1のもの 占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの 占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	その他のもの	[略]	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
[略]	[略]	[略]	[略]
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	[略]	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
		[略]	[略]
令第7条第12号に掲げる器具	[略]	[略]	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
備考 [略]	[略]	[略]	[略]

第8号に掲げる施設	上空に設けるもの	[略]	Aに <u>0.018</u> を乗じて得た額
	その他のもの	[略]	Aに <u>0.026</u> を乗じて得た額
[略]	[略]	[略]	[略]
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	[略]	Aに <u>0.018</u> を乗じて得た額
		[略]	[略]
令第7条第12号に掲げる器具	[略]	[略]	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
備考 [略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による占用の許可を受けている者（次項に規定する者を除く。）の当該占用物件に係る令和4年度以降の各年度の占用料の額は、この条例による改正後の神戸市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該占用物件について徴収すべき1年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの占用料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。

3 この条例の施行の際現に道路法第32条第1項又は第3項の規定による占用の許可を受けている電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者（以下「電気事業者等」という。）が納付すべき令和4年度以降の各年度の占用料の額の合計額は、改正後の条例の規定による電気事業者等ごとの当該占用物件について徴収すべき占用料の総額（以下単に「占用料の総額」という。）が当該年度の前年度の占用料の総額に1.2を乗じて得た額（以下「調整占用料総額」という。）を超える場合には、改正後の条例の規定にかかわらず、当該調整占用料総額とする。

4 改正後の条例別表に規定する占用物件のうち次の表に掲げるものに係る令和4年度及び令和5年度の占用料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、次の表の年度及び所在地の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。

占用物件	占用料			
	単位	年度	所在地	
			甲地	乙地

法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	街灯(広告物を添 架するものに限 る。)	1本1年 につき	令和4年度	740円	330円
			令和5年度	810円	360円
	その他の柱類	1本1年 につき	令和4年度	4,200円	2,100円
			令和5年度	4,400円	2,200円
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	令和4年度	3,100円	1,400円
			令和5年度	3,400円	1,500円
法第32条 第1項第 4号に掲 げる施設	日よけ、雨よけそ の他これらに類 するもの(支柱を 含む。)	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	令和4年度	1,030円	510円
			令和5年度	1,100円	540円
	アーケード(支柱 を含む。)	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	令和4年度	150円	80円
			令和5年度	170円	91円
法第32条 第1項第 5号に掲 げる施設	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1 年につき	令和4年度	3,100円	1,400円
			令和5年度	3,400円	1,500円
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板(アーチであ るものを除く。)	表示面積 1平方メ ートル1 年につき	令和4年度	6,000円	2,280円
			令和5年度	6,600円	2,500円
	標識(バス停留所 標識、サインポー ル等)	1本1年 につき	令和4年度	2,500円	940円
			令和5年度	2,800円	1,100円

	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	令和4年度	8,500円	4,250円	
				令和5年度	9,400円	4,700円	
		その他	のもの	1基1月につき	令和4年度	4,300円	2,150円
					令和5年度	4,700円	2,400円

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第45号

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（公営住宅の入居者資格等）</p> <p>第5条 公営住宅の入居者は、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「高齢者等」という。））にあつては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定により法第23条各号（改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）</p>	<p style="text-align: center;">（公営住宅の入居者資格等）</p> <p>第5条 公営住宅の入居者は、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者 <u>（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）</u>）として規則で定める者（以下「高齢者等」という。）にあつては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措</p>

に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては第4号及び第5号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) [略]

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。次号イ(イ)、第5号、第4項、第19条の2第1項第2号、第20条及び第43条第4項第1号において同じ。)があること。

(3)～(5) [略]

置法(平成7年法律第14号)第21条及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により法第23条各号(改良法第29条第1項において準用する場合を含む。)に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては第4号及び第5号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) [略]

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。次号イ(イ)、第5号、第5項、第19条の2第1項第2号、第20条及び第43条第4項第1号において同じ。)があること。

(3)～(5) [略]

2 市長は、入居の申込みをした者が前項に規定する身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必

要があると認めるときは、その職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

2～5 [略]

(改良住宅の入居者資格等)

第7条 [略]

2 [略]

3 前項の改良住宅は、公営住宅とみなして、第5条第2項及び第3項、前条、第13条から第15条まで、第16条第1項並びに第17条の規定を準用する。

別表第1 (第4条関係)

(1) 公営住宅

ア 国の補助に係る公営住宅

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営八幡住宅	[略]
[略]	[略]
神戸市営唐櫃住宅	神戸市北区唐櫃台2丁目

3～6 [略]

(改良住宅の入居者資格等)

第7条 [略]

2 [略]

3 前項の改良住宅は、公営住宅とみなして、第5条第2項から第4項まで、前条、第13条から第15条まで、第16条第1項及び第17条の規定を準用する。

別表第1 (第4条関係)

(1) 公営住宅

ア 国の補助に係る公営住宅

名称	位置
[略]	[略]
神戸市営八幡住宅	[略]
神戸市営篠原南住宅	神戸市灘区篠原南町7丁目
[略]	[略]
神戸市営唐櫃住宅	神戸市北区唐櫃台2丁目 <u>及び</u> 唐櫃台3丁目

[略]	[略]
神戸市営重池住宅	[略]
[略]	[略]

イ [略]

(2)～(4) [略]

別表第5 (第62条関係)

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたものの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]
神戸市営唐櫃住宅	神戸市営住宅唐櫃第4駐車場	神戸市北区唐櫃台2丁目

[略]	[略]
神戸市営重池住宅	[略]
神戸市営日吉住宅	神戸市長田区日吉町3丁目
神戸市営重池北住宅	神戸市長田区重池町2丁目
[略]	[略]

イ [略]

(2)～(4) [略]

別表第5 (第62条関係)

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたものの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
[略]	[略]	[略]
神戸市営唐櫃住宅	神戸市営住宅唐櫃台第1駐車場	神戸市北区唐櫃台3丁目
	神戸市営住宅唐櫃第3駐車場	神戸市北区唐櫃台3丁目

[略]	[略]	[略]
神戸市 営フレ ール・ アスタ 若松住 宅	[略]	[略]
神戸市 営新日 吉住宅	神戸市営住 宅新日吉駐 車場	神戸市長田 区日吉町3 丁目
[略]	[略]	[略]

イ [略]

(2)～(4) [略]

[略]	[略]	[略]
神戸市 営フレ ール・ アスタ 若松住 宅	[略]	[略]
[略]	神戸市営住 宅唐櫃第4 駐車場	神戸市北区 唐櫃台2丁 目
[略]	[略]	[略]

イ [略]

(2)～(4) [略]

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第5第1号アの表の改正規定（神戸市営フレール・アスタ若松住宅の項の次に神戸市営新日吉住宅の項を加える部分に限る。）は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）別表第5第1号アの表神戸市営新日吉住宅の項の規定を施行するために必要な許可その他の行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

神戸市遺留金取扱条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市条例第46号

神戸市遺留金取扱条例の一部を改正する条例

神戸市遺留金取扱条例（平成30年3月条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（<u>検察官に対する通知等</u>）</p> <p>第7条 市は、残余遺留金がある場合において、相続人のあることが明らかでないときは、相続財産の管理人を選任すべき旨の家事事件手続法（平成23年法律第52号）第48条の規定による通知、<u>民法（明治29年法律第89号）第494条の規定による供託その他の措置をすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">（検察官に対する通知）</p> <p>第7条 市は、残余遺留金がある場合において、相続人のあることが明らかでないときは、相続財産の管理人を選任すべき旨の家事事件手続法（平成23年法律第52号）第48条の規定による通知<u>その他の措置をするものとする。ただし、残余遺留金の額が必要な費用の額に満たないときは、この限りでない。</u></p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第47号

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例

神戸市港湾施設条例（昭和48年4月条例第13号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（運河の使用制限及び禁止事項）</p> <p>第27条 何人も、運河において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 規則で定める区域内において、</u> <u>推進機関として内燃機関又は電動</u> <u>機を備える船舶のうち次に掲げる</u> <u>船舶以外の船舶を航行させるこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>ア 漁船法（昭和25年法律第178</u> <u>号）第2条第1項に規定する漁</u> <u>船</u></p> <p><u>イ 海上運送法（昭和24年法律第</u></p>	<p style="text-align: center;">（運河の使用制限）</p> <p>第27条 何人も、運河において次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

187号) 第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶

ウ 港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業の用に供する船舶

エ 国又は地方公共団体が所有する船舶

オ その他市長が認める船舶

別表第1 (第15条関係)

[略]	[略]
上屋(重量物上屋、化学品上屋、航空貨物上屋及び青果物上屋を除く。)	1 一般使用 1平方メートル1日につき (1) 1級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 40円23銭 イ 多階建て2階 26円82銭 (2) 2級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 36円4銭 イ 多階建て2階 24円3銭 (3) 3級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 26円40銭 イ 多階建て2階 17円60銭 (4) 4級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 24円20銭 イ 多階建て2階 15円96銭

別表第1 (第15条関係)

[略]	[略]
上屋(重量物上屋、化学品上屋、航空貨物上屋及び青果物上屋を除く。)	1 一般使用 1平方メートル1日につき (1) 1級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 40円23銭 イ 多階建て2階 26円82銭 (2) 2級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 36円4銭 イ 多階建て2階 24円3銭 (3) 3級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 26円40銭 イ 多階建て2階 17円60銭 (4) 4級上屋 ア 平家建て又は多階建て1階 24円20銭 イ 多階建て2階 15円96銭

## (5) 5級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 22円63銭

イ 多階建て2階 15円8銭

## (6) 6級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 19円35銭

イ 多階建て2階 12円88銭

ただし、上屋の屋上部分を荷さばきの用途で使用する場合の当該屋上部分に係る使用料は、この表の荷さばき地、野積場、ふ頭用地その他の項1(1)アからオまでに掲げる区分に応じそれぞれアからオまでに定める額に3分の2を乗じて得た額とする。

## 2 専用使用

1 平方メートル1月につき

## (1) 1級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 1,207円

イ 多階建て2階 805円

## (2) 2級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 1,081円

イ 多階建て2階 721円

## (3) 3級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 792円

イ 多階建て2階 528円

## (4) 4級上屋

## (5) 5級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 22円63銭

イ 多階建て2階 15円8銭

## (6) 6級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 19円35銭

イ 多階建て2階 12円88銭

## 2 専用使用

1 平方メートル1月につき

## (1) 1級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 1,207円

イ 多階建て2階 805円

## (2) 2級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 1,081円

イ 多階建て2階 721円

## (3) 3級上屋

ア 平家建て又は多階建て1階 792円

イ 多階建て2階 528円

## (4) 4級上屋

<p>[略]</p>	<p>ア 平家建て又は多階建て1階 726円                  イ 多階建て2階 479円                  (5) 5級上屋                  ア 平家建て又は多階建て1階 679円                  イ 多階建て2階 452円                  (6) 6級上屋                  ア 平家建て又は多階建て1階 581円                  イ 多階建て2階 387円  <u>ただし、上屋の屋上部分を荷さばきの用途で使用する場合の当該屋上部分に係る使用料は、この表の荷さばき地、野積場、ふ頭用地その他の項2(1)から(5)までに掲げる区分に応じそれぞれ(1)から(5)までに定める額に3分の2を乗じて得た額とする。</u>                  3 占用使用                  1平方メートル1月につき                  屋上 104円50銭</p>	<p>[略]</p>	<p>ア 平家建て又は多階建て1階 726円                  イ 多階建て2階 479円                  (5) 5級上屋                  ア 平家建て又は多階建て1階 679円                  イ 多階建て2階 452円                  (6) 6級上屋                  ア 平家建て又は多階建て1階 581円                  イ 多階建て2階 387円                  3 占用使用                  1平方メートル1月につき                  屋上 104円50銭</p>
<p>備考 [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>備考 [略]</p>	<p>[略]</p>

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。

須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第48号

須磨海岸を守り育てる条例の一部を改正する条例

須磨海岸を守り育てる条例（平成20年3月条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 [略]	第2章 [略]
第1節、第2節 [略]	第1節、第2節 [略]
第3節 海岸における行為制限 (第21条— <u>第24条</u> )	第3節 海岸における行為制限 (第21条— <u>第23条</u> )
第3章 雑則 ( <u>第25条</u> )	第3章 雑則 ( <u>第24条</u> )
第4章 罰則 ( <u>第26条—第30条</u> )	第4章 罰則 ( <u>第25条—第29条</u> )
附則 (許可等の基準)	附則 (許可等の基準)
第8条 市長は、第6条第1項の許可 又は第7条の承認を受けようとする	第8条 市長は、第6条第1項の許可 又は第7条の承認を受けようとする

者が次の各号のいずれかに該当する  
 場合においては、許可又は承認を  
 与えてはならない。ただし、第6号  
 又は第7号に該当する場合におい  
 て、市長が特に理由があると認め  
 るときは、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(7) 第29条又は第30条の規定により  
 過料に処せられ、その処分のあつ  
 た日から起算して2年を経過しな  
 いとき。

(8) [略]

(航行の禁止)

第24条 何人も、法令に別に定めがあ  
 るもののほか、規則で定める区域内  
 において、推進機関として内燃機関  
 又は電動機を備える船舶のうち次に  
 掲げる船舶以外の船舶を航行させて  
 はならない。

(1) 漁船法（昭和25年法律第178  
 号）第2条第1項に規定する漁船

(2) 国又は地方公共団体が所有する  
船舶

(3) その他市長が認める船舶

(施行細目の委任)

第25条～第28条 [略]

(過料)

第29条 次の各号のいずれかに該当す  
 る者は、5万円以下の過料に処す

者が次の各号のいずれかに該当する  
 場合においては、許可又は承認を  
 与えてはならない。ただし、第6号  
 又は第7号に該当する場合におい  
 て、市長が特に理由があると認め  
 るときは、この限りでない。

(1)～(6) [略]

(7) 第28条又は第29条の規定により  
 過料に処せられ、その処分のあつ  
 た日から起算して2年を経過しな  
 いとき。

(8) [略]

(施行細目の委任)

第24条～第27条 [略]

(過料)

第29条 次の各号のいずれかに該当す  
 る者は、5万円以下の過料に処す

る。

(1)、(2) [略]

(3) 第24条の規定に違反した者

第30条 [略]

る。

(1)、(2) [略]

第29条 [略]

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第49号

神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例(平成31年3月条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) 図書館、博物館、美術館、公民</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務については、市長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) 図書館、博物館、美術館、公民</p>

館、神戸市立婦人会館、神戸市立青少年科学館及び神戸市生涯学習支援センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

(2)、(3) [略]

館、婦人会館及び神戸市生涯学習支援センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

(2)、(3) [略]

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

第2条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p>別表（第1条関係）</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 教育委員会の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">附属機関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市校区調整審議会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	[略]	[略]	神戸市校区調整審議会	[略]	<p>別表（第1条関係）</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 教育委員会の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">附属機関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市校区調整審議会</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">神戸市教育委</td> <td style="border: 2px solid black;">指定管理者の候補</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	担任する事務	[略]	[略]	神戸市校区調整審議会	[略]	神戸市教育委	指定管理者の候補
附属機関	担任する事務														
[略]	[略]														
神戸市校区調整審議会	[略]														
附属機関	担任する事務														
[略]	[略]														
神戸市校区調整審議会	[略]														
神戸市教育委	指定管理者の候補														

		員会指定管理 者選定評価委 員会	者の選定及び指定 管理者の行った公 の施設の管理に係 る評価に関する事 務
[略]	[略]	[略]	[略]

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市税等徴収業務手当</u></p> <p>(2)～(36) [略]</p> <p>(<u>市税等徴収業務手当</u>)</p> <p>第4条 <u>市税等徴収業務手当</u>は、行財政局税務部に勤務する職員で庁舎外において納税者等と面談して行う<u>市税、国民健康保険料、介護保険料若しくは後期高齢者医療保険料</u>の滞納</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市税徴収業務手当</u></p> <p>(2)～(36) [略]</p> <p>(<u>市税徴収業務手当</u>)</p> <p>第4条 <u>市税徴収業務手当</u>は、行財政局税務部に勤務する職員で庁舎外において納税者等と面談して行う<u>市税</u>の滞納徴収業務又は課税調査業務に従事するものに対して支給し、その</p>

徴収業務又は市税の課税調査業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額200円とする。

額は、日額200円とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(青少年科学館条例の一部改正)

2 神戸市立青少年科学館条例（昭和59年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 科学館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める事業</p> <p>(入館料等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別展示その他特別の催しに係る入館料は、2,000円の範囲内で<u>市長</u>が</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 科学館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認める事業</p> <p>(入館料等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 特別展示その他特別の催しに係る入館料は、2,000円の範囲内で<u>教育委</u></p>

定める額とする。

3 市長は、科学館の入館について、前売券、回数券その他の規則で定める特別利用券を発行することができる。

4 前項の特別利用券の料金は、第1項又は第2項の入館料の額（回数券については、その額に当該回数券で利用できる回数に乗じて得た額）の範囲内で市長が定める額とする。

5 第10条第1項の許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

（入館料等の納付）

第5条 入館料及び使用料（以下「入館料等」という。）は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

（入館料等の減免）

第6条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、入館料等を減額し、又は免除することができる。

（入館料等の返還）

第7条 既納の入館料等は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理

員会が定める額とする。

3 教育委員会は、科学館の入館について、前売券、回数券その他の教育委員会規則で定める特別利用券を発行することができる。

4 前項の特別利用券の料金は、第1項又は第2項の入館料の額（回数券については、その額に当該回数券で利用できる回数に乗じて得た額）の範囲内で教育委員会が定める額とする。

5 第10条第1項の許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

（入館料等の納付）

第5条 入館料及び使用料（以下「入館料等」という。）は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

（入館料等の減免）

第6条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、入館料等を減額し、又は免除することができる。

（入館料等の返還）

第7条 既納の入館料等は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定め

由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

第8条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、科学館への入館を、拒絶し、又は科学館からの退去を命ずることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める者

2 市長は、次の各号の一に該当するときは、科学館に入館しようとする者に対して、入館を拒絶し、科学館に入館している者に対して、科学館からの退去を命ずることができる。

(1)、(2) [略]

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為をしないこと。

(行為の制限)

第10条 科学館において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許

る特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対して、科学館への入館を、拒絶し、又は科学館からの退去を命ずることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める者

2 教育委員会は、次の各号の一に該当するときは、科学館に入館しようとする者に対して、入館を拒絶し、科学館に入館している者に対して、科学館からの退去を命ずることができる。

(1)、(2) [略]

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為をしないこと。

(行為の制限)

第10条 科学館において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところによ

可を受けなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 市長は、前項の許可に科学館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、前条の許可を受けた者（以下「行為者」という。）が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは科学館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)、(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(損害の賠償等)

第12条 入館者及び行為者は、科学館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

り、教育委員会の許可を受けなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

2 教育委員会は、前項の許可に科学館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、前条の許可を受けた者（以下「行為者」という。）が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは科学館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2)、(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会において必要と認めるとき。

(損害の賠償等)

第12条 入館者及び行為者は、科学館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第13条 市長は、次に掲げる科学館の管理に関する業務を科学館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、科学館の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるものを指定管理者として指定するものとする。

4 市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項並びに第11条（第1号を除く。）の規定の適用については、第6条並びに第8条第1項及び第2

(指定管理者の指定等)

第13条 教育委員会は、次に掲げる科学館の管理に関する業務を科学館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、科学館の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるものを指定管理者として指定するものとする。

4 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項並びに第11条（第1号を除く。）の規定の適用については、第6条並びに第8条第1項及び第2

項中「市長は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第10条第1項中「市長の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、同条第2項及び第11条（第1号を除く。）中「市長」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

（施行細目の委任）

第14条 科学館の休館日及び開館時間  
その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第4条関係）

- (1) [略]
- (2) 使用料

区分	使用料
[略]	[略]
その他 <u>規則</u> で定める行為をする場合	[略]

項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第10条第1項中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、同条第2項及び第11条（第1号を除く。）中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

（施行細目の委任）

第14条 科学館の休館日及び開館時間  
その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表（第4条関係）

- (1) [略]
- (2) 使用料

区分	使用料
[略]	[略]
その他 <u>教育委員会規則</u> で定める行為をする場合	[略]

（青少年科学館条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の神戸市立青少年科学館条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき教育委員会が行った許可、指定その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は旧条例の規定に基づき教育委員会に対してなされた許可の申請その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものについては、施行日以後にあっては、市長が行った許可、指定その他の行為又は市長に対してなされた許可の申請その他の行為とみなす。

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第50号

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(産業教育手当)</p> <p>第10条の2 高等学校における農業又は工業に係る産業教育の特殊性にかんがみ、農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教頭、<u>主幹教諭</u>、教諭、助教諭若しくは講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員である者に限る。)又は実習助手で人事委員会規則で定めるものが、当該農業又</p>	<p>(産業教育手当)</p> <p>第10条の2 高等学校における農業又は工業に係る産業教育の特殊性にかんがみ、農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教頭、教諭、助教諭若しくは講師(<u>常時勤務に服することを要する者</u>及び短時間勤務職員である者に限る。)又は実習助手で人事委員会規則で定めるものが、当</p>

は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する場合若しくは教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

2 [略]

(定時制教育手当)

第10条の3 高等学校で定時制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教頭並びに主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び短時間勤務職員である者に限る。）並びに実習助手で人事委員会規則で定めるもの（本務として定時制教育に従事する者に限る。）に対しては、定時制教育手当を支給する。

2 [略]

(初任給調整手当)

第10条の7 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、第1号に掲げる職に係るものにあつては35年以

該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する場合若しくは教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

2 [略]

(定時制教育手当)

第10条の3 高等学校で定時制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教頭並びに教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常勤の者及び短時間勤務職員である者に限る。）並びに実習助手で人事委員会規則で定めるもの（本務として定時制教育に従事する者に限る。）に対しては、定時制教育手当を支給する。

2 [略]

(初任給調整手当)

第10条の7 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、第1号に掲げる職に係るものにあつては35年以

内、第2号に掲げる職に係るものにあつては21年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては5年以内の期間、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員又はこれに準ずる者であつて人事委員会規則で定めるものの職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 251,200円

(2)、(3) [略]

2、3 [略]

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

[略]

備考

1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(再任用職員を除く。)の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 消防職給料表(第3条関係)

内、第2号に掲げる職に係るものにあつては21年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては5年以内の期間、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員又はこれに準ずる者であつて人事委員会規則で定めるものの職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 160,400円

(2)、(3) [略]

2、3 [略]

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

[略]

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 消防職給料表(第3条関係)

係)

[略]

備考

- 1 この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（再任用職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

係)

[略]

備考 この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]  
イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	[略]	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	[略]	給料月額	給料月額	[略]	[略]
再任用職員以外の職員		[略]	円	円	[略]	[略]
	1		178,300	270,000		
	2		180,100	272,700		
	3		181,900	275,400		
	4		183,800	278,000		
	5		185,600	280,600		
	6		187,500	283,300		
	7		189,400	286,000		
	8		191,300	288,600		
	9		193,200	291,200		
	10		195,200	293,900		
	11		197,200	296,600		
	12		199,200	299,200		
	13		201,100	301,800		
	14		203,200	304,200		
	15		205,200	306,700		
	16		207,200	309,200		
	17		209,200	311,700		
	18		211,100	314,200		
	19		213,000	316,700		
	20		215,000	319,200		
	21		216,800	321,700		
	22		218,900	324,200		
	23		221,000	326,700		
	24		223,100	329,200		
	25		225,200	331,600		
	26		227,300	334,000		
	27		229,400	336,400		
	28		231,500	338,700		
	29		233,600	341,000		
	30		236,100	343,200		
	31		238,700	345,300		
	32		241,200	347,400		
	33		243,700	349,500		
	34		246,100	351,600		
	35		248,600	353,700		
	36		251,200	355,700		
	37		253,600	357,700		
	38		256,100	359,600		
	39		258,700	361,600		
	40		261,200	363,600		
	41		263,600	365,600		
	42		266,000	367,600		
	43		268,500	369,600		
	44		270,900	371,600		
	45		273,300	373,600		
	46		275,500	375,500		
	47		277,700	377,400		
	48		279,900	379,300		
	49		282,200	381,200		
	50		284,700	383,100		
51		287,100	385,000			

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]  
イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	[略]	2 級	3 級	4 級
	号給	[略]	給料月額	[略]	[略]
再任用職員以外の職員		[略]	円	[略]	[略]
	1		175,900		
	2		177,700		
	3		179,500		
	4		181,300		
	5		183,100		
	6		185,000		
	7		186,900		
	8		188,800		
	9		190,500		
	10		192,500		
	11		194,500		
	12		196,500		
	13		198,300		
	14		200,300		
	15		202,300		
	16		204,300		
	17		206,200		
	18		208,300		
	19		210,400		
	20		212,500		
	21		214,300		
	22		216,400		
	23		218,500		
	24		220,600		
	25		222,700		
	26		224,800		
	27		226,900		
	28		229,000		
	29		231,100		
	30		233,600		
	31		236,200		
	32		238,800		
	33		241,300		
	34		243,900		
	35		246,500		
	36		249,100		
	37		251,400		
	38		254,000		
	39		256,600		
	40		259,200		
	41		261,600		
	42		264,100		
	43		266,600		
	44		269,000		
	45		271,500		
	46		273,700		
	47		275,900		
	48		278,100		
	49		280,300		
	50		282,900		
51		285,500			

52	289,500	386,800	52	288,100
53	291,900	388,600	53	290,600
54	294,400	390,400	54	293,200
55	296,800	392,200	55	295,800
56	299,400	394,000	56	298,500
57	302,000	395,800	57	301,200
58	304,600	397,600	58	303,900
59	307,200	399,400	59	306,500
60	309,900	401,200	60	309,200
61	312,600	403,000	61	312,000
62	315,200	404,700	62	314,700
63	317,900	406,400	63	317,500
64	320,500	408,000	64	320,100
65	323,000	409,600	65	322,600
66	325,400	410,900	66	325,000
67	327,800	412,100	67	327,400
68	330,200	413,300	68	329,800
69	332,400	414,500	69	332,000
70	334,600	415,700	70	334,200
71	336,700	416,900	71	336,400
72	338,900	418,100	72	338,600
73	340,900	419,200	73	340,500
74	343,000	420,400	74	342,600
75	345,200	421,500	75	344,800
76	347,300	422,600	76	347,000
77	349,400	423,700	77	349,000
78	351,500	424,800	78	351,100
79	353,500	425,900	79	353,100
80	355,500	427,000	80	355,100
81	357,500	428,100	81	357,200
82	359,600	429,200	82	359,200
83	361,600	430,300	83	361,300
84	363,600	431,300	84	363,300
85	365,600	432,300	85	365,300
86	367,600	433,200	86	367,300
87	369,500	434,100	87	369,200
88	371,400	435,000	88	371,200
89	373,300	435,900	89	373,000
90	375,200	436,500	90	374,900
91	377,100	437,100	91	376,900
92	379,000	437,700	92	378,800
93	380,800	438,200	93	380,600
94	382,600	438,800	94	382,500
95	384,400	439,300	95	384,300
96	386,200	439,800	96	386,100
97	388,000	440,300	97	387,800
98	389,800	440,800	98	389,600
99	391,600	441,300	99	391,500
100	393,400	441,700	100	393,300
101	395,100	442,100	101	395,000
102	396,700	442,500	102	396,600
103	398,300	442,900	103	398,200
104	399,800	443,300	104	399,700
105	401,300	443,700	105	401,200
106	402,100	444,100	106	402,000
107	402,800	444,500	107	402,800
108	403,500	444,900	108	403,500

109	404,100	445,300	109	404,000
110	404,800	445,800	110	404,800
111	405,600	446,300	111	405,600
112	406,300	446,700	112	406,300
113	406,800	447,100	113	406,800
114	407,500	447,600	114	407,500
115	408,300	448,100	115	408,300
116	409,100	448,500	116	409,100
117	409,600	448,900	117	409,600
118	410,300	449,400	118	410,300
119	411,000	449,900	119	411,000
120	411,600	450,300	120	411,600
121	412,200	450,700	121	412,300
122	412,800	451,200	122	412,900
123	413,400	451,700	123	413,600
124	413,900	452,100	124	414,200
125	414,400	452,500	125	414,900
126	414,900		126	415,600
127	415,400		127	416,100
128	415,900		128	416,800
129	416,400		129	417,500
130	416,800		130	418,100
131	417,200		131	418,800
132	417,600		132	419,500
133	418,000		133	420,100
134	418,400		134	420,700
135	418,800		135	421,400
136	419,200		136	422,000
137	419,500		137	422,600
138	419,800		138	423,100
139	420,100		139	423,500
140	420,400		140	423,900
141	420,700		141	424,300
142	421,000		142	424,700
143	421,300		143	425,100
144	421,600		144	425,500
145	421,800		145	425,900
146	422,100		146	426,300
147	422,400		147	426,700
148	422,700		148	427,100
149	422,900		149	427,500
150	423,200		150	427,900
151	423,500		151	428,300
152	423,700		152	428,700
153	423,900		153	428,800
154	424,200		154	429,100
155	424,500		155	429,400
156	424,700		156	429,700
157	424,900		157	430,000
158	425,200		158	430,300
159	425,500		159	430,600
160	425,700		160	430,900
161	425,900		161	431,200
162	426,200		162	431,500
163	426,500		163	431,800
164	426,700		164	432,000
165	426,900		165	432,200
166	427,200		166	432,800

167	427,500				
168	427,700				
169	427,900				
170	428,200				
171	428,500				
172	428,700				
173	428,900				
174	429,200				
175	429,500				
176	429,700				
177	429,900				
再任用職員	[略]	278,600	313,100	[略]	[略]

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ～オ [略]

167	433,400				
168	434,000				
169	434,500				
170	435,100				
171	435,700				
172	436,300				
173	436,900				
174	437,500				
175	438,100				
176	438,700				
177	439,300				
178	439,900				
179	440,500				
180	441,100				
181	441,700				
182	442,300				
183	442,900				
184	443,500				
185	444,100				
186	444,700				
187	445,300				
188	445,900				
189	446,500				
190	447,100				
191	447,700				
192	448,300				
193	448,800				
再任用職員	[略]	278,600		[略]	[略]

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ～オ [略]

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

[略]

備考

1 この表は、薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（再任用職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6 級別基準職務表（第3条関係）

(1)～(3) [略]

(4) 教育職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	[略]
2級	[略]
3級	高等学校の主幹教諭の職務
4級	[略]
5級	[略]

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

[略]

備考 この表は、薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 級別基準職務表（第3条関係）

(1)～(3) [略]

(4) 教育職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
[略]	[略]
2級	[略]
3級	[略]
4級	[略]

(5)～(9) [略]	(5)～(9) [略]
-------------	-------------

第2条 神戸市職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後					第2条による改正前				
別表第3 教育職給料表 (第3条関係)					別表第3 教育職給料表 (第3条関係)				
ア [略]					ア [略]				
イ 教育職給料表(2)					イ 教育職給料表(2)				
職員の区分	職務の級	[略]	2 級	[略]	職員の区分	職務の級	[略]	2 級	[略]
	号給	[略]	給料月額	[略]		号給	[略]	給料月額	[略]
再任用職員以外の職員		[略]	円	[略]	再任用職員以外の職員		[略]	円	[略]
	1		179,900			1		178,300	
	2		181,700			2		180,100	
	3		183,600			3		181,900	
	4		185,500			4		183,800	
	5		187,400			5		185,600	
	6		189,300			6		187,500	
	7		191,200			7		189,400	
	8		193,100			8		191,300	
	9		195,100			9		193,200	
	10		197,100			10		195,200	
	11		199,100			11		197,200	
	12		201,100			12		199,200	
	13		203,100			13		201,100	
	14		205,200			14		203,200	
	15		207,200			15		205,200	
	16		209,200			16		207,200	
	17		211,200			17		209,200	
	18		213,000			18		211,100	
	19		214,800			19		213,000	
	20		216,700			20		215,000	
	21		218,600			21		216,800	
	22		220,700			22		218,900	
	23		222,800			23		221,000	
	24		224,900			24		223,100	
	25		227,000			25		225,200	
	26		229,100			26		227,300	
	27		231,200			27		229,400	
	28		233,300			28		231,500	
	29		235,400			29		233,600	
	30		237,900			30		236,100	
	31		240,400			31		238,700	
	32		242,900			32		241,200	
	33		245,300			33		243,700	
	34		247,700			34		246,100	
	35		250,100			35		248,600	
	36		252,600			36		251,200	
	37		255,100			37		253,600	
	38		257,600			38		256,100	
	39		260,100			39		258,700	
	40		262,600			40		261,200	
	41		265,000			41		263,600	
	42		267,400			42		266,000	
	43		269,800			43		268,500	
	44		272,200			44		270,900	
	45		274,600			45		273,300	
	46		276,800			46		275,500	
	47		279,000			47		277,700	
	48		281,200			48		279,900	
	49		283,500			49		282,200	
	50		285,900			50		284,700	
51		288,200		51		287,100			

52	290,500	52	289,500
53	292,800	53	291,900
54	295,200	54	294,400
55	297,600	55	296,800
56	300,100	56	299,400
57	302,600	57	302,000
58	305,200	58	304,600
59	307,800	59	307,200
60	310,400	60	309,900
61	313,000	61	312,600
62	315,600	62	315,200
63	318,200	63	317,900
64	320,800	64	320,500
65	323,400	65	323,000
66	325,800	66	325,400
67	328,200	67	327,800
68	330,500	68	330,200
69	332,800	69	332,400
70	334,900	70	334,600
71	337,000	71	336,700
72	339,100	72	338,900
73	341,200	73	340,900
74	343,400	74	343,000
75	345,500	75	345,200
76	347,600	76	347,300
77	349,700	77	349,400
78	351,800	78	351,500
79	353,800	79	353,500
80	355,800	80	355,500
81	357,800	81	357,500
82	359,900	82	359,600
83	361,900	83	361,600
84	363,900	84	363,600
85	365,900	85	365,600
86	367,800	86	367,600
87	369,700	87	369,500
88	371,600	88	371,400
89	373,500	89	373,300
90	375,400	90	375,200
91	377,300	91	377,100
92	379,200	92	379,000
93	381,000	93	380,800
94	382,800	94	382,600
95	384,600	95	384,400
96	386,400	96	386,200
97	388,200	97	388,000
98	390,000	98	389,800
99	391,800	99	391,600
100	393,600	100	393,400
101	395,300	101	395,100
102	396,900	102	396,700
103	398,500	103	398,300
104	400,000	104	399,800
105	401,500	105	401,300
106	402,200	106	402,100
107	402,900	107	402,800
108	403,600	108	403,500

109	404,200	109	404,100
110	404,900	110	404,800
111	405,600	111	405,600
112	406,300	112	406,300
113	406,900	113	406,800
114	407,600	114	407,500
115	408,300	115	408,300
116	409,100	116	409,100
117	409,600	117	409,600
118	410,300	118	410,300
119	411,000	119	411,000
120	411,600	120	411,600
121	412,200	121	412,200
122	412,800	122	412,800
123	413,400	123	413,400
124	413,900	124	413,900
125	414,400	125	414,400
126	414,900	126	414,900
127	415,400	127	415,400
128	415,900	128	415,900
129	416,400	129	416,400
130	416,800	130	416,800
131	417,200	131	417,200
132	417,600	132	417,600
133	418,000	133	418,000
134	418,400	134	418,400
135	418,800	135	418,800
136	419,200	136	419,200
137	419,500	137	419,500
138	419,800	138	419,800
139	420,100	139	420,100
140	420,400	140	420,400
141	420,700	141	420,700
142	421,000	142	421,000
143	421,300	143	421,300
144	421,600	144	421,600
145	421,800	145	421,800
146	422,100	146	422,100
147	422,400	147	422,400
148	422,700	148	422,700
149	422,900	149	422,900
150	423,200	150	423,200
151	423,500	151	423,500
152	423,700	152	423,700
153	423,900	153	423,900
154	424,200	154	424,200
155	424,500	155	424,500
156	424,700	156	424,700
157	424,900	157	424,900
158	425,200	158	425,200
159	425,500	159	425,500
160	425,700	160	425,700
161	425,900	161	425,900
162	426,200	162	426,200
163	426,500	163	426,500
164	426,700	164	426,700
165	426,900	165	426,900
166	427,200	166	427,200

	167		427,500	
	168		427,700	
	169		427,900	
	170		428,200	
	171		428,500	
	172		428,700	
	173		428,900	
	174		429,200	
	175		429,500	
	176		429,700	
	177		429,900	
[略]		[略]	[略]	[略]

備考 [略]  
ウ～オ [略]

	167		427,500	
	168		427,700	
	169		427,900	
	170		428,200	
	171		428,500	
	172		428,700	
	173		428,900	
	174		429,200	
	175		429,500	
	176		429,700	
	177		429,900	
[略]		[略]	[略]	[略]

備考 [略]  
ウ～オ [略]

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例(昭和46年12月条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(教職調整額の支給)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員 (神戸市職員の給与等に関する条例 (昭和26年3月条例第8号。以下 「給与条例」という。)別表第3イ 教育職給料表(2)、ウ教育職給料表 (3)又はオ教育職給料表(5)の適用を 受ける者に限る。以下同じ。)のう ちその属する職務の級が1級若しく は2級又は3級(別表第3イ教育職 給料表(2)又はオ教育職給料表(5)の 適用を受ける者に限る。)である者 には、その者の給料月額100分の 4に相当する額の教職調整額を支給 する。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(教職調整額の支給)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員 (神戸市職員の給与等に関する条例 (昭和26年3月条例第8号。以下 「給与条例」という。)別表第3イ 教育職給料表(2)、ウ教育職給料表 (3)又はオ教育職給料表(5)の適用を 受ける者に限る。以下同じ。)のう ちその属する職務の級が1級若しく は2級又は3級(別表第3オ教育職 給料表(5)の適用を受ける者に限 る。)である者には、その者の給料 月額100分の4に相当する額の教 職調整額を支給する。</p> <p>2 [略]</p>

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和2年12月条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(<u>号給の切替えに伴う退職手当に関する経過措置</u>)</p>	<p>附 則</p> <p>(退職手当に関する経過措置)</p>
<p>第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当(神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。)の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者の<u>給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額</u>に満たないときは、<u>給料月額と附則第4条の規定により支給する給料の額との合計額</u>をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定</p>	<p>第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当(神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。)の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者が<u>施行日の前日に受けていた給料月額</u>に満たないときは、<u>施行日の前日に受けていた給料月額</u>をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。</p>

する給料月額とする。	
------------	--

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和5年4月1日

(特定の職務の級及び号給の切換え)

第2条 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により新級を決定される職員の施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給と同一のものとする。

(給料表の改定に伴う経過措置)

第3条 施行日の前日から引き続き、神戸市職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第1項第3号イの給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級である者であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の規定により差額に相当する額を給料として支給される職員（以下この項において「前項の職員」という。）を除く。）について、前項の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該引き続き給料表の適用を受ける職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

第4条 前条第1項又は第2項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第10条の4第1項及び第3項、第12条の2並びに第17条の規定並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例第3条第1項の規定

の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年3月条例第50号）附則第3条第1項又は第2項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

（退職手当に関する経過措置）

第5条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者の給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額に満たないときは、給料月額と附則第3条第1項又は第2項の規定により支給する給料の額との合計額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。

（施行細目の委任）

第6条 附則第2条から附則第4条までに定めるもののほか、第1条から第3条までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第7条 附則第5条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則別表（附則第2条関係）

給料表	旧級	新級
教育職給料表(2)	3級	4級
	4級	5級

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第51号

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例(昭和24年9月条例第146号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>8,110</u>人(うち福祉事務所職員 <u>1,002</u>人)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,203</u>人(うち教育職員 <u>8,383</u>人)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員 <u>8,120</u>人(うち福祉事務所職員 <u>803</u>人)</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>9,274</u>人(うち教育職員 <u>8,429</u>人)</p>

(6) 消防職員 1,459人  
 (7)、(8) [略]  
 (9) 交通局の職員 1,008人  
 (10) 水道局の職員 609人  
 (11) 合計 20,488人

2 [略]

(6) 消防職員 1,460人  
 (7)、(8) [略]  
 (9) 交通局の職員 994人  
 (10) 水道局の職員 657人  
 (11) 合計 20,604人

2 [略]

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第52号

神戸市立青少年科学館条例の一部を改正する条例

神戸市立青少年科学館条例（昭和59年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を図り、<u>もって</u>創造性豊かな青少年の育成に寄与することを目的として、神戸市立青少年科学館（以下「科学館」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">（事業）</p> <p>第3条 科学館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p>	<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を図り、<u>もって</u>創造性豊かな青少年の育成に寄与することを目的として、神戸市立青少年科学館（以下「科学館」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">（事業）</p> <p>第3条 科学館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p>

(1)～(3) [略]

(4) プラネタリウムドームを映像の  
投影の利用に供すること。

(5) 展示する資料、機器及び装置に  
関する調査研究を行うこと。

(6) 学校、研究機関、事業者その他  
の関係団体と連絡し、及び協力す  
ること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市  
長が必要と認める事業

(施設)

第4条 科学館に展示室、プラネタリ  
ウムドーム、特別展示室及びロビー  
その他の便益施設を置く。

(使用の許可)

第5条 プラネタリウムドーム及びそ  
の附属設備（以下「プラネタリウム  
ドーム等」という。）を使用しよう  
とする者は、規則で定めるところに  
より、市長の許可を受けなければな  
らない。

2 市長は、前項の許可に科学館の管  
理運営上必要な条件を付し、又はこ  
れを変更することができる。

(届出)

第6条 プラネタリウムドーム等を使  
用しようとする者は、プラネタリウ

(1)～(3) [略]

(4) 展示する資料、機器及び装置に  
関する調査研究を行うこと。

(5) 学校その他の関係機関と連絡し、  
及び協力すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市  
長が必要と認める事業

ムドーム等の使用に当たって入場料、  
受講料その他の対価を収受するとき、  
又は営利を目的としてプラネタリウ  
ムドーム等を使用しようとするとき  
は、規則で定める事項を市長に届け  
出なければならない。

(行為の制限)

第7条 科学館内において、次の各号  
に掲げる行為をしようとする者は、  
規則で定めるところにより、市長の  
許可を受けなければならない。許可  
を受けた事項を変更しようとする  
ときも、同様とする。

(1) 業として写真又は映画を撮影す  
ること。

(2) 業として広告、宣伝その他これ  
らに類する行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規  
則で定める行為をすること。

2 市長は、前項の許可に科学館の管  
理運営上必要な条件を付し、又はこ  
れを変更することができる。

(許可の基準)

第8条 市長は、次の各号のいずれか  
に該当するときは、第5条第1項及  
び前条第1項の許可をしてはならな  
い。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害す

るおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適當であると認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項及び前条第1項の許可をしないことができる。

(1) 科学館の管理運営上支障があると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

（使用期間）

第9条 プラネタリウムドーム等は、引き続き3日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（入館料）

第10条 常設展示及びプラネタリウムドームに係る入館料は、別表第1に定める額とする。

2～4 [略]

（入館料等）

第4条 常設展示及びプラネタリウムに係る入館料は、別表に定める額とする。

2～4 [略]

5 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、入館料の全部若しくは一部を返還し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(使用料)

第11条 第5条第1項に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 第7条第1項に規定する許可を受けた者（以下「行為者」という。）は、別表第3に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

3 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前2項の使用料の全部若しくは一部を返還し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(入館料の納付)

第12条 入館料は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、後納することができる。

5 第10条第1項の許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

(入館料等の納付)

第5条 入館料及び使用料（以下「入館料等」という。）は、前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

(入館料等の減免)

第6条 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、入館料等を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の返還)

第7条 既納の入館料等は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

第8条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、科学館への入館を、拒絶し、又は科学館からの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物又は動物を携帯する者
- (2) 科学館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (3) 科学館の管理上必要な指示に従わない者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める者

2 市長は、次の各号の一に該当するときは、科学館に入館しようとする者に対して、入館を拒絶し、科学館に入館している者に対して、科学館からの退去を命ずることができる。

- (1) 科学館の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外の場所において喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある行為をしないこと。

(3) 科学館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失しないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為をしないこと。

(行為の制限)

第10条 科学館において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) 業として写真又は映画を撮影すること。

(2) 業として広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(特別の設備の設置等)

第13条 使用者及び行為者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 第5条第2項、第7条第2項及び第8条の規定は、前項の許可について準用する。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 使用者及び行為者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、使用者及び行為者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項、第7条第1項若しくは第13条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用若しくは行為の中止、原状回復若しくは科学館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反し、又はその恐れがあると

2 市長は、前項の許可に科学館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、前条の許可を受けた者（以下「行為者」という。）が次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは科学館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

き。

(2) 許可された使用目的と異なった  
目的に施設等を使用したとき。

(3)、(4) [略]

(5) 第8条第1項各号のいずれかに  
該当するに至ったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市  
長が必要と認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該  
当するときは、使用者及び行為者に  
対し、前項に規定する処分をするこ  
とができる。

(1) 科学館の管理運営上やむを得な  
い必要が生じたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益  
上やむを得ない理由が生じたとき。

(入館の制限等)

第16条 市長は、次の各号のいずれか  
に該当する者に対しては、科学館へ  
の入館を拒絶し、又は科学館からの  
退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害す  
るおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人  
の迷惑になるおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人  
の迷惑になるおそれがある動物そ  
の他の物を携帯する者

(2)、(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市  
長が必要と認めるとき。

(4) 科学館を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(5) 次条の規定に違反した者  
(行為の禁止)

第17条 何人も、科学館内において、科学館の管理運営上支障のある行為で規則で定めるものをしてはならない。

(立入り等)

第18条 市長は、科学館の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第19条 使用者及び行為者は、施設等の使用を終了したとき、又は第5条第1項、第7条第1項若しくは第13条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 市長は、使用者及び行為者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第20条 科学館を汚損し、損傷し、又

(損害の賠償等)

第12条 入館者及び行為者は、科学館

は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第21条 市長は、次に掲げる科学館の管理に関する業務を科学館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 科学館の入館料及び使用料の徴収及び返還に関する業務

(4)、(5) [略]

2～4 [略]

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条、第10条第3項及び第5項、第11条第3項、第13条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条、第18条並びに第19条第1項及び第2項の規定の適用については、第5条第1項及び第2項、第6条、第7条

の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第13条 市長は、次に掲げる科学館の管理に関する業務を科学館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 科学館の入館料等の徴収、減額、免除及び返還に関する業務

(4)、(5) [略]

2～4 [略]

5 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項並びに第11条（第1号を除く。）の規定の適用については、第6条並びに第8条第1項及び第2項中「市長は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第10条第1項中「市長の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管

第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条並びに第10条第3項中「市長」とあるのは「第21条第1項に規定する指定管理者」と、第10条第5項及び第11条第3項中「市長」とあるのは「第21条第1項に規定する指定管理者」と、「返還し、又は減額し、若しくは免除」とあるのは「返還」と、第13条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条、第18条並びに第19条第1項及び第2項中「市長」とあるのは「第21条第1項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第22条 科学館の開館時間及び休館日  
 その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

理者の」と、同条第2項及び第11条(第1号を除く。)中「市長」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第14条 科学館の休館日及び開館時間  
 その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1 (第10条関係)

(1) 入館料 (次号に掲げるものを除く。)

区分	常設展示		プラネタリウムドーム	
	個人利用	団体利用 (30人以上)	個人利用	団体利用 (30人以上)
大人	[略]	[略]	[略]	[略]
小人	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 この表において「大人」とは、18歳以上の者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に在学中の者を除く。）を、「小人」とは、6歳以上18歳未満の者（同法第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に在学中の者を含み、同条に規定する小学校又は義務教育学校の就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

(2) 入館料 (プラネタリウムドームの特別席の使用に係るものに限る。) 1席につき500円

備考 前号の表で定めるプラネタリウムドームに係る入館料と合わせて納付すること。

別表第2 (第11条関係)

(1) 使用料

区分	使用料												
	午前10時から	午後1時から	午後4時から	午後7時から	午後10時から	午前10時から	午後1時から	午後4時から	午後7時から	午後10時から	午前10時から	午後4時から	
時間外													

改正前

別表 (第4条関係)

(1) 入館料

区分	常設展示		プラネタリウム	
	個人利用	団体利用 (30人以上)	個人利用	団体利用 (30人以上)
大人	[略]	[略]	[略]	[略]
小人	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 この表において「大人」とは、18歳以上の者を、「小人」とは、6歳以上18歳未満の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

(2) 使用料

区分	使用料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,200円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 4万円
業として映画を撮影する場合	1日につき 8万円
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 8万円
その他規則で定める行為をする場合	1回につき 8万円

備考 1日未満の端数は、1日として計算する。

	正午まで	午後3時まで	午後6時まで	午後9時まで	午後3時まで	午後6時まで	午後9時まで	午後6時まで	午後9時まで	午後9時まで	午後9時1時間未満の端数は、1時間として計算する。)につき
平日	-	16,000円	16,000円	-	-	-	-	-	-	34,700円	10,000円
土曜日、日曜日及び休日	19,200円	19,200円	19,200円	41,600円	41,600円	66,600円	80,000円	41,600円	41,600円	41,600円	10,000円

備考

1. 次の各号のいずれかに該当するときの該当する使用料の額は、この表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 入場者から3,500円以上の入場料、受講料その他の対価を収受するとき  
200パーセント
- (2) 入場者から対価を収受しない場合において、営利を目的として使用するとき  
500パーセント
- (3) 練習のために使用するとき  
60パーセント
- (4) 準備、撤去その他これらに類する作業のために使用するとき  
40パーセント

上

2 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(2) 附属設備の使用料

1 設備1回につき50,000円の範囲内において規則で定める額

別表第3（第11条関係）

区分	使用料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,200円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 4万円
業として映画を撮影する場合	1日につき 8万円
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 8万円
その他規則で定める行為をする場合	1回につき 8万円

備考 1日未満の端数は、1日として計算する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第53号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の設置）</p> <p>第30条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>都心機能高度集積地区において施設（当該施設の敷地が当該地区の内外にわたる場合は、当該施設の全部）の用</u></p>	<p>（施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の設置）</p> <p>第30条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>第27条第2項の規定により自転車駐車場の設置をしないこととした施設及び第30条第2項の規定により自転車駐</u></p>

途を変更しようとする者は、前2項の規定による自転車駐車場の設置をしないことができる。

(施設を譲り受ける場合の自転車駐車場の設置)

第30条の3 自転車駐車場を設置した施設（第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項及び第31条の規定により自転車駐車場を設置した施設に限る。）を譲り受けたもの（以下この条において「譲受者」という。）は、当該施設（当該施設のうち、この条例の施行の日前に建築された部分（第34条に規定する者が行った当該工事に係るものを含む。）を除く。）をすべて新築したものとみなして第27条第1項、第28条及び第29条の規定により算定した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

2 譲受者は、第27条第1項、第28

車場の設置をしないこととした増築後の施設（当該施設のうち、神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例（令和2年10月条例第22号）の施行の日前に建築された部分を除く。）に係る用途の変更をしようとする者は、前2項の規定による自転車駐車場の設置をしないことができる。

条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項及び第31条の規定により設置された自転車駐車場の譲受けをもつて前項の規定による自転車駐車場の設置に代えることができる。ただし、譲り受けた自転車駐車場を自転車駐車場の用に供さない場合は、この限りでない。

(自転車駐車場の構造及び設備)

第32条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項、第30条の3第1項及び前条の規定により設置される自転車駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

2 [略]

(自転車駐車場の設置の届出)

第33条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項、第30条の3第1項及び第31条の規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところによりその内容を市長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 [略]

(自転車駐車場の構造及び設備)

第32条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2及び前条の規定により設置される自転車駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

2 [略]

(自転車駐車場の設置の届出)

第33条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2及び第31条の規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところによりその内容を市長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 [略]

(自転車駐車場の管理等)

第35条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項、第30条の3第1項及び第31条の規定により設置された自転車駐車場(第30条の3第2項の規定により譲受けをもって設置に代える自転車駐車場を含む。)の所有者及び管理者は、当該自転車駐車場をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。

2、3 [略]

4 都心機能高度集積地区に設置した自転車駐車場の所有者及び管理者が、都市空間の有効活用を図るため当該自転車駐車場を自転車駐車場以外の目的に使用しようとする場合であって、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出たときは、前3項の規定は適用しない。

(自転車駐車場の管理等)

第35条 第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2及び第31条の規定により設置された自転車駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車駐車場をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。

2、3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(以下「新条例」という。)第30条の2第3項の規定は、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例第33条第1項前段の規定による届出を行った

者については適用しない。

- 3 新条例第32条第2項の規定は、第30条の3第2項に規定する第27条第1項、第28条、第29条、第30条第1項、第30条の2第1項及び第31条の規定により設置された自転車駐車場（以下この項において「既設自転車駐車場」という。）が神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例（平成27年3月条例第56号）による改正後の神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例第32条第2項の適用を受けない自転車駐車場である場合は、当該既設自転車駐車場については適用しない。

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第54号

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（一般被保険者に係る基礎賦課額）</p> <p>第12条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第18条の2第1項若しくは第2項又は第18条の3第1項若しくは第4項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、</p>	<p style="text-align: center;">（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第12条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第18条の2第1項又は第2項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定</p>

第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により基礎賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア、イ [略]

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ、カ [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ [略]

エ アからウまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた

により基礎賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア、イ [略]

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ、カ [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ [略]

エ アからウまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた

法第72条の3第1項及び法第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）

の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第15条の6 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2第1項若しくは第2項又は第18条の3第1項若しくは第4項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) [略]

法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）

の額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第15条の6 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の2第1項又は第2項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) [略]

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び法第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（低所得者の保険料の減額）

第18条の2 [略]

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）を控除して得た額と

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア [略]

イ アに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（保険料の減額）

第18条の2 [略]

する(第4項に掲げる場合を除く。)。

2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。

この場合において、同項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の10第2項において準用する第15条第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、前条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第13条又は第15条の2の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に規則で定める割合を乗じて得た額を控除して

得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（1円未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。）

5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7又は第15条の11」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の10第2項において準用する第15条第3項」と読み替えるものとする。

第18条の4 [略]

## 附 則

1～6 [略]

(令和4年度の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和4年度の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に

第18条の3 [略]

## 附 則

1～6 [略]

(令和3年度の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例)

7 令和3年度の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に

100分の25を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「基礎賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1)、(2) [略]

8 [略]

（令和4年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例）

9 令和4年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の25を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）

（以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1)、(2) [略]

10 [略]

（令和4年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例）

11 令和4年度の年度分に係る第15条

100分の40を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「基礎賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする

(1)、(2) [略]

8 [略]

（令和3年度の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例）

9 令和3年度の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の40を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）

（以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1)、(2) [略]

10 [略]

（令和3年度の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例）

11 令和3年度の年度分に係る第15条

の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の25を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「介護納付金賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1)、(2) [略]

12 [略]

の16の介護納付金賦課額は、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の40を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「介護納付金賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1)、(2) [略]

12 [略]

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第55号

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例（平成6年1月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第8条関係）

(1) センターの研修室及び実習室の使用料

名称	施設			使用料（1室につき）				
	面積の概数（単位：平方メートル）	定員（単位数）	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）
研修室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
304	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(2)～(4) [略]

改正前

別表（第8条関係）

(1) センターの研修室及び実習室の使用料

名称	施設			使用料（1室につき）				
	面積の概数（単位：平方メートル）	定員（単位数）	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後6時から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）
研修室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
304	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
401	84	45	4,000円	5,300円	4,000円	8,400円	8,400円	11,200円
402	43	30	2,000円	2,800円	2,000円	4,300円	4,300円	5,700円
403	52	30	2,400円	3,300円	2,400円	5,200円	5,200円	6,900円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(2)～(4) [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例第5条第1項の許可を受けている者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第56号

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（基礎賦課限度額）</p> <p>第15条の5 第13条又は第15条の2の賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の賦課額と第15条の2の賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。）は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の14 第15条の7又は第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額（一</p>	<p style="text-align: center;">（基礎賦課限度額）</p> <p>第15条の5 第13条又は第15条の2の賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の賦課額と第15条の2の賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。）は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;">（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の14 第15条の7又は第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額（一</p>

般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。)は、20万円を超えることができない。

般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の11の後期高齢者支援金等賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。)は、19万円を超えることができない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第57号

神戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

神戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年10月条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第3条 [略]</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。<u>ただし、消防団員に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

(障害補償)

第9条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに政令第6条第2項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害が存する場合においては、市は、障害補償として、第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、第8級から第14級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

2～8 [略]

(年金たる損害補償の額の端数処理)

第19条の2 消防団員等に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(障害補償)

第9条 消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに政令第6条第2項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害が存する場合においては、市は、傷害補償として、第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、傷害補償年金を毎年支給し、第8級から第14級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

2～8 [略]

(年金たる損害補償の額の端数処理)

第19条の2 年金たる損害補償の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第58号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第2条、第8条の2関係） (1)～(20) [略] (21) <u>一般財団法人神戸住環境整備</u> <u>公社</u> (22)～(50) [略]	別表第1（第2条、第8条の2関係） (1)～(20) [略] (21) <u>一般財団法人神戸すまいまち</u> <u>づくり公社</u> (22)～(50) [略]
別表第2（第10条関係） (1)～(8) [略] (9) <u>株式会社こうべ未来都市機構</u> (10)～(17) [略]	別表第2（第10条関係） (1)～(8) [略] (9) <u>株式会社OMこうべ</u> (10)～(17) [略]

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。

神戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第59号

神戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員</p>

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職及びこれに準ずる職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) [略]

イ、ウ [略]

（部分休業をすることができない職員）

第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職及びこれに準ずる職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) [略]

イ、ウ [略]

（部分休業をすることができない職員）

第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員

とする。

(1) [略]

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにする

とする。

(1) [略]

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員  
ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員  
イ 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員

ため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第20条 [略]

第18条 [略]

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第60号

神戸市市税条例の一部を改正する条例

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（市民税の納税義務者）	（市民税の納税義務者）
第19条 [略]	第19条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下市民税について「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、 <u>法人とみなして、この節及び法第3章第1節（法第321条の8第62項から第78項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u>	6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下市民税について「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、 <u>法人とみなして、この節及び法第3章第1節（法第321条の8第60項から第76項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u>

7～12 [略]

(給与支払報告書等の提出義務)

第26条 [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第3項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項(第2号及び第7項において「給与支払報告書記載事項」という。)を次に掲げる方法のいずれかにより市長に提供しなければならない。

(1) [略]

(2) 当該給与支払報告書記載事項を規則で定めるところにより記録した光ディスクその他の規則で定める記録用の媒体(以下この条において「光ディスク等」という。)を提出する方法

6～9 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第30条 [略]

2～5 [略]

6 法第321条の8第63項に規定する特定法

7～12 [略]

(給与支払報告書等の提出義務)

第26条 [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第3項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項(第2号及び第7項において「給与支払報告書記載事項」という。)を次に掲げる方法のいずれかにより市長に提供しなければならない。

(1) [略]

(2) 当該給与支払報告書記載事項を規則で定めるところにより記録した光ディスク、磁気テープその他の規則で定める記録用の媒体(以下この条において「光ディスク等」という。)を提出する方法

6～9 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第30条 [略]

2～5 [略]

6 法第321条の8第61項に規定する特定法

人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第8項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により市長に提供することにより、行われなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の総務省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる。

7～16 [略]

(固定資産税の課税標準の特例)

第36条の3 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第15項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書で規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とし、同項第

人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第8項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により市長に提供することにより、行われなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる。

7～16 [略]

(固定資産税の課税標準の特例)

第36条の3 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第16項本文に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項ただし書で規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とし、同項第

2号及び第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第26項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

10 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 [略]

(耐震改修が行われた住宅等に関する固定資産税の減額)

第37条の5 [略]

2、3 [略]

4 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、それぞれの項の規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了

2号及び第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第27項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

10 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 [略]

(耐震改修が行われた住宅等に関する固定資産税の減額)

第37条の5 [略]

2、3 [略]

4 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、それぞれの項の規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から

した日から3月以内に、規則で定める申告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額)

第37条の5の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、それぞれの項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、規則で定める申告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

第120条 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める土地の譲渡をしようとする場合において、市長が当該事実を認定したところに基づいて定める日(以下この項において「事実認定日」という。)から2年を経過する日までの期間(大規模な宅地の造成でその造成に要する期間が通常2年を超えることその他その期間を延長することにつきやむを得ない理由があると市長が認める場合には、納税義務者の申請に基づき市長が定める相当の期間とし、第2号又は第3号に定

3月以内に、規則で定める申告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額)

第37条の5の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修住宅専有部分について、それぞれの項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、規則で定める申告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

第120条 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める土地の譲渡をしようとする場合において、市長が当該事実を認定したところに基づいて定める日(以下この項において「事実認定日」という。)から2年を経過する日までの期間(大規模な宅地の造成でその造成に要する期間が通常2年を超えることその他その期間を延長することにつきやむを得ない理由があると市長が認める場合には、納税義務者の申請に基づき市長が定める相当の期間とし、第2号又は第3号に定

める土地の譲渡（第2号に定める土地の譲渡にあつては、土地収用法（昭和26年法律第219号）第82条の規定により土地をもつて損失を補償するために行われる場合の土地の譲渡を除く。）で、当該土地の譲渡に係る事実認定日がこれらの号に定める日後の日であるもの（第3項において「特定譲渡」という。）にあつては、当該事実認定日からこれらの号に定める日以後2年を経過する日までの期間とする。以下この項において「納税義務の免除に係る期間」という。）内に当該土地の譲渡をし、かつ、当該土地の譲渡があつたことにつき市長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（納税義務の免除に係る期間に係るものに限る。）に係る納税義務を免除するものとする。

(1) 土地の所有者等 次に掲げる土地の譲渡

ア [略]

イ 土地の贈与による譲渡であつて、法人税法第37条第3項第1号に規定する寄附金に係る寄附に該当するもので政令に規定するもの

ウ～オ [略]

(2)、(3) [略]

2、3 [略]

附 則

める土地の譲渡（第2号に定める土地の譲渡にあつては、土地収用法（昭和26年法律第219号）第82条の規定により土地をもつて損失を補償するために行われる場合の土地の譲渡を除く。）で、当該土地の譲渡に係る事実認定日がこれらの号に定める日後の日であるもの（第3項において「特定譲渡」という。）にあつては、当該事実認定日からこれらの号に定める日以後2年を経過する日までの期間とする。以下この項において「納税義務の免除に係る期間」という。）内に当該土地の譲渡をし、かつ、当該土地の譲渡があつたことにつき市長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る徴収金（納税義務の免除に係る期間に係るものに限る。）に係る納税義務を免除するものとする。

(1) 土地の所有者等 次に掲げる土地の譲渡

ア [略]

イ 土地の贈与による譲渡であつて、法人税法第37条第4項第1号に規定する寄附金に係る寄附に該当するもので政令に規定するもの

ウ～オ [略]

(2)、(3) [略]

2、3 [略]

附 則

(法人の市民税の非課税)

第6条の2 法附則第7条の6第3項に規定する大会関連外国法人（以下「大会関連外国法人」という。）に対しては、当該大会関連外国法人の同条第1項に規定する特定事業年度に限り、市民税の均等割及び法人税割を課さない。ただし、大会関連外国法人が同項に規定する大会関連事業以外の事業を行う場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の神戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の神戸市市税条例附則第6条の2の大会関連外国法人の令和4年1月1日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久元 喜造

神戸市条例第61号

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の特例に関する条例(平成14年12月条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>令和4年4月分から令和5年3月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のもの給与に</p>	<p><u>令和3年4月分から令和4年3月分</u> までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のもの給与に</p>

関する条例（昭和26年3月条例第9号）第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。

附 則

1、2 [略]

（この条例の失効）

3 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

関する条例（昭和26年3月条例第9号）第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。

附 則

1、2 [略]

（この条例の失効）

3 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例（平成11年10月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、 <u>令和4年度</u> の6月1日	特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号）第1条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、 <u>令和3年度</u> の6月1日

及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては100分の212.5（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては100分の212.5（市長にあつては100分の212.5に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては100分の212.5に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。

附 則

1 [略]

（この条例の失効）

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

3 [略]

及び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年6月条例第23号）第2条第2項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては100分の205（）」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては100分の205（市長にあつては100分の205に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては100分の205に100分の85を乗じて得た割合、）」とする。

附 則

1 [略]

（この条例の失効）

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

3 [略]

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の特例に関する条例附則第3項の改正規定及び第2条中神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額の特例に関する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第62号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額の特例に関する条例

次の各号に掲げる者に係る退職手当の額については、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和26年3月条例第9号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) この条例の施行の日において市長の職にある者 条例第4条第2項の規定により算定して得た退職手当の額から、その額に100分の40を乗じて得た額を減じて得た額
- (2) この条例の施行の日を含む前号に掲げる者の任期において副市長の職に就いたことのある者 条例第4条第2項の規定により算定して得た退職手当の額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用範囲)

- 2 この条例の規定は、本則第1号に掲げる者にあつてはこの条例の施行の日を含む市長の任期に係る退職手当について適用し、本則第2号に掲げる者にあつてはこの条例の施行の日を含む市長の任期と重なりのある副市長の任期に係る退職手当について適用する。

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額の特例に関する条例の廃止)

- 3 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第4条第2項の退職手当の額の特例に関する条例（令和3年3月条例第41号）は、廃止する。

訓 令 甲

訓令甲第12号

庁 中 一 般  
区 役 所  
事 業 所

神戸市職員証発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員証発行規程の一部を改正する訓令

神戸市職員証発行規程（昭和31年11月訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第6条 職員は、次の各号のいずれかに該当したときは、電子情報処理組織（行財政局総務事務センターの使用に係る電子計算機と再交付の申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）により職員証の再交付を行財政局人事課長に申請し、再交付</p>	<p>第6条 職員は、次の各号のいずれかに該当したときは、電子情報処理組織（行財政局総務事務センターの使用に係る電子計算機と再交付の申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）により職員証の再交付を行財政局人事課長に申請し、再交付</p>

を受けなければならない。ただし、電子情報処理組織を利用することができないと行財政局長が認めるときは、書面により申請し、再交付を受けなければならない。

(1) 職員証を汚損又は破損したとき。

(2)、(3) [略]

2 前項各号（第3号を除く。）の規定により職員証の再交付を受けようとする職員は、弁償として実費を納付しなければならない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3、4 [略]

を受けなければならない。ただし、電子情報処理組織を利用することができないと行財政局長が認めるときは、書面により申請し、再交付を受けなければならない。

(1) 職員証を汚損したとき。

(2)、(3) [略]

2 前項各号（第3号を除く。）の規定により職員証の再交付を受けた職員は、弁償として実費を納付しなければならない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3、4 [略]

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の神戸市職員証発行規程第6条第2項の規定は、この訓令の施行の日以後に職員証の再交付を受ける職員について適用し、同日前に職員証の再交付を受ける職員については、なお従前の例による。

告 示
-----

**神戸市告示第845号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称  
山西自治会
- (2) 主たる事務所  
神戸市西区神出町広谷492番地
- (3) 代表者の氏名  
穴田 健雄
- (4) 代表者の住所  
神戸市西区神出町広谷617番地の9

## 2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名  
「藤原 強嗣」を「穴田 健雄」に改める。
- (2) 代表者の住所  
「神戸市西区神出町広谷595番地の1」を「神戸市西区神出町広谷617番地の9」に改める。

## 3 変更の年月日

令和4年1月16日

**神戸市告示第846号**

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

## 1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称  
桜塚自治会
- (2) 主たる事務所  
神戸市西区白水1丁目35番13号

## (3) 代表者の氏名

前田 憲雄

## (4) 代表者の住所

神戸市西区白水1丁目35番13号

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 主たる事務所の所在地

「神戸市西区白水1丁目33番12号」を「神戸市西区白水1丁目35番13号」に改める。

## (2) 代表者の氏名

「柴田 善一」を「前田 憲雄」に改める。

## (3) 代表者の住所

「神戸市西区白水1丁目33番12号」を「神戸市西区白水1丁目35番13号」に改める。

## 3 変更の年月日

令和4年4月1日

---

**神戸市告示第847号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年3月28日

神戸市長 久元喜造

## 1 公の施設

神戸市中央区港島南町3丁目7番

神戸市立港島南球技場

## 2 指定管理者

神戸市中央区御幸通4丁目2番20号

S&amp;Nスポーツマネジメント神戸

代表者 シンコーススポーツ兵庫株式会社

代表取締役 石崎 健太

## 3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

---

**神戸市告示第848号**

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第158条第1項の規定により、家庭から排出される粗大ごみの処分に係る手数料の収納事務を次の者に委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

## 1 委託先

氏名又は名称	住 所
株式会社ホームセンターアグロ	兵庫県宍粟市山崎町今宿129番地の1
イズミヤ株式会社	大阪府大阪市西成区花園南1丁目4番4号
株式会社ダイエー	大阪府茨木市横江2丁目7番52号
ファーマライズ株式会社	東京都中野区中央1丁目38番1号
株式会社ライフコーポレーション	大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦3丁目1番21号
新甲南協同組合	神戸市東灘区甲南町3丁目6番12号
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
宇治川商業協同組合	神戸市中央区下山手通8丁目9番27号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社マルアイ	兵庫県加古川市神野町神野225番地1
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜1丁目2番1号
株式会社八百竹	神戸市北区桂木2丁目1番地の10
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
イオンリテールストア株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
一般財団法人日本老人福祉財団 神戸ゆうゆうの里	神戸市北区鳴子3丁目1番地の2
兵庫六甲農業協同組合	神戸市北区有野中町2丁目12番13号
山崎製パン株式会社 デイリーヤマザキ事業統括本部	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
タカラ食販岩岡店	神戸市西区岩岡町岩岡616番地30
株式会社ミツウロコプロビジョンズ	東京都中央区京橋3丁目1番1号
株式会社トーホーストア	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
株式会社リノ	神戸市灘区鹿ノ下通1丁目3番2号
株式会社光洋	大阪府大阪市北区天神橋2丁目3番16号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
株式会社グッドライフ	神奈川県藤沢市鵜沼東2番3号
中野 寿敏	神戸市中央区中山手通8丁目5番20号

## 2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

**神戸市告示第849号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年3月30日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年4月12日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	上津台63号線	神戸市北区上津台6丁目21番41地先から 神戸市北区上津台6丁目21番37地先まで	新	34.00	4.00
			旧	34.00	4.00

**神戸市告示第850号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年3月30日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年4月12日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	本山村合併40号線	神戸市東灘区森北町4丁目2番1地先から 神戸市東灘区森北町4丁目2番1地先まで	新	23.00	5.40
			旧	23.00	4.90

**神戸市告示第851号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年3月30日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年4月12日まで一般の縦覧

に供する。

令和4年3月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	本山村合併 267号線	神戸市東灘区西岡本3丁目14番11地先から	新	29.00	6.00
		神戸市東灘区西岡本3丁目14番12地先まで	旧	29.00	5.90

神戸市告示第852号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年3月30日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年4月12日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	本山第95号線	神戸市東灘区本山北町3丁目253番1地先から	新	10.80	最大 8.10 最小 8.00
		神戸市東灘区本山北町3丁目253番1地先まで	旧	10.80	6.10

神戸市告示第853号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年3月30日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年4月12日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	玉津里40号線	神戸市西区水谷3丁目246番6地先から	新	35.80	最大 4.30 最小 4.20
		神戸市西区水谷3丁目245番7地先まで	旧	35.80	最大 2.50 最小 2.40
市道	水谷第10号線	神戸市西区水谷3丁目246番6地先から	新	17.30	4.00
		神戸市西区水谷3丁目246番5地先まで	旧	32.80	最大 2.50 最小 0.80

### 神戸市告示第854号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年3月30日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年4月12日まで一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	本山村合併9号線	神戸市東灘区森北町1丁目50番1地先から	新	27.20	4.00
		神戸市東灘区森北町1丁目50番2地先まで	旧	27.20	最大 3.80 最小 3.70

### 神戸市告示第855号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

#### 1 公の施設

神戸市中央区橘通3丁目4番1号

神戸市立婦人会館

- 2 指定管理者  
 神戸市中央区橘通3丁目4番1号  
 一般社団法人神戸市婦人団体協議会  
 代表理事 山本 孝子
- 3 指定期間  
 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

**神戸市告示第856号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月30日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者  
 東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号  
 株式会社トラストバンク  
 代表者 代表取締役 川村 憲一
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入等  
 キャッシュレス決済を利用して納付するふるさと納税寄附金
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日  
 令和4年4月1日
- 4 指定代理納付者指定の効力  
 第1項に規定する者に対する第2項の歳入等の納付にかかる指定代理納付者の指定については、本件指定納付受託者の指定によりその効力を失う。

**神戸市告示第857号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月30日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者  
 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス  
 楽天グループ株式会社  
 代表者 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入等  
 キャッシュレス決済を利用して納付するふるさと納税寄附金
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日

令和4年4月1日

4 指定代理納付者指定の効力

第1項に規定する者に対する第2項の歳入等の納付にかかる指定代理納付者の指定については、本件指定納付受託者の指定によりその効力を失う。

---

**神戸市告示第858号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月30日

神戸市長 久元喜造

1 指定納付受託者の指定を受けた者

東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10F

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

代表者 代表取締役 篠 寛

2 指定納付受託者に納入させる歳入等

クレジットカード決済を利用して納付するふるさと納税寄附金

3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日

令和4年4月1日

4 指定代理納付者指定の効力

第1項に規定する者に対する第2項の歳入等の納付にかかる指定代理納付者の指定については、本件指定納付受託者の指定によりその効力を失う。

---

**神戸市告示第859号**

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の6第2項の規定により、次のとおり認定した。

令和4年3月30日

神戸市長 久元喜造

1 認定計画者

グループ名：株式会社村上工務店を代表とするグループ

代表法人：株式会社村上工務店

構成法人：株式会社ティーハウス建築設計事務所、  
一般社団法人リバブルシティイニシアティブ

2 認定をした日

令和4年3月28日

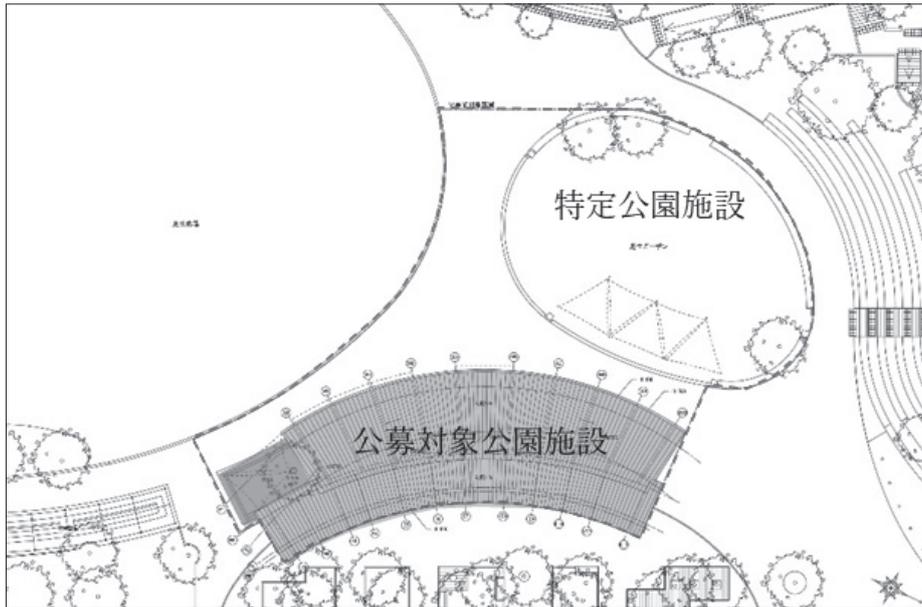
3 認定の有効期間

公募対象公園施設の設置許可日から20年間

4 公募対象公園施設の場所

東遊園地（神戸市中央区加納町6丁目）内指定場所

公募対象公園施設の設置予定区域



神戸市告示第860号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次に掲げる施設に係る使用料の徴収及び収納業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月31日

神戸市長 久元喜造

1 施設名及び委託先

施設名	委託先
神戸市勤労会館	神戸市中央区江戸町104番地 江戸町104 公益財団法人 神戸いきいき勤労財団 理事長 高須 昭典

2 委託期間

令和4年4月1日から令和4年6月30日まで

神戸市告示第861号

神戸市森林整備計画を立てたので、森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第10条の5第10項の規定により告示する。

なお、同法第6条第2項の規定による意見の申立てはなかった。

令和4年3月31日

神戸市  
代表者 神戸市長 久元喜造

### 神戸市告示第862号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月31日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
神戸市勤労会館使用許可書	市長の印	2	れい書	方20

### 神戸市告示第863号

指定管理者の指定の件（神戸市総合児童センターの児童センター）  
次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定した。

令和4年3月31日

神戸市長 久元喜造

- 1 公の施設  
神戸市総合児童センターの児童センター
- 2 指定管理者  
神戸市中央区磯上通3丁目1番32号  
こべっこランド共同事業体  
代表者 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会  
理事長 玉田 敏郎
- 3 指定期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

### 神戸市告示第864号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷する

ことができる文書の名称，使用公印の名称，様式及び書体並びに印影等の寸法の件（令和2年5月告示第116号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

神戸市長 久元喜造

「

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
生活保護法医療券・調剤券	行政機関の 長の印	62	れい書	方15
継続医療要否意見書				
生活保護法介護券				

」

を

「

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
生活保護法医療券・調剤券	行政機関の 長の印	62の2	れい書	方15
継続医療要否意見書				
生活保護法介護券				

」

に改める。

**神戸市告示第865号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法」という。）第6条第1項及び神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成5年条例第57号、以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和4年度神戸市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、法第6条第4項及び条例第9条第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年3月31日

神戸市長 久元喜造

**神戸市告示第866号**

次の港湾施設は、令和4年3月31日限り、その供用を廃止する。

令和4年3月31日

神戸市長 久元喜造

## 1 緑地

名称	位置	規模
ポートアイランド南緑地	神戸市中央区港島中町8丁目	68,912.51㎡のうち 49563.77㎡

## 神戸市告示第867号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により神戸フィッシャリーナの使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月31日

神戸市長 久元喜造

## 1 受託者

大阪府泉佐野市りんくう往来北6番地  
泉佐野ウォーターフロント株式会社  
代表取締役社長 阿部 伸生

## 2 委託期間

令和4年4月1日から令和24年3月31日まで

## 神戸市告示第868号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年3月31日

神戸市長 久元喜造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立葺合文化センター	神戸市中央区楠町4丁目2番2号 公益財団法人神戸市民文化振興財団	令和4年4月1日 から令和4年 7月31日まで
神戸市立生田文化会館	理事長 服部 孝司	

## 神戸市告示第869号

神戸市立文化センター条例（昭和56年8月条例第21号。以下「条例」という。）第18条の規定により神戸市立葺合文化センターの指定管理者の指定を受けた公益財団法人神戸市民文化振興財団が、その収入として収受する葺合文化センターの利用に係る料金（以下「利用料金」と

いう。)について、条例第10条第2項の規定により承認したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月31日

神戸市長 久元喜造

利用料金の額

(1) 利用料金

施設			利用料金(単位 円)								
名称	面積 (単位平方メートル)	定員 (単位人)	専用使用							個人使用 の場合	
			午前 (午前 9時から正午 まで)	午後 (午後 1時から午後 5時まで)	夜間 (午後 5時30分 から午後9 時まで)	午前・ 午後 (午前 9時から午後 5時まで)	午後・ 夜間 (午後 1時から午後 9時まで)	終日 (午前 9時から午後 9時まで)	時間外 の使用 1時間 につき		
会議室	大	140	80	6,000	8,000	7,100	12,500	13,600	17,800	2,100	
	中	80	54	3,500	4,500	4,000	7,200	7,700	10,200	1,200	
	小	60	36	2,400	3,200	2,800	5,000	5,400	7,200	900	1人1時間につき 150
				2,100	2,900	2,500	4,500	4,900	6,300	800	
	50	36	2,100	2,900	2,500	4,500	4,900	6,300	800		
多目的室	60	24	2,800	3,700	3,200	5,900	6,300	8,400	1,000	1人1時間につき 150	
			2,500	3,500	3,000	5,400	5,900	7,600	900		
和室	60	36	2,800	3,700	3,200	5,900	6,300	8,400	1,000	1人1時間につき 150	

備考

- 施設を営利目的で使用する場合は、次のとおりとする。
  - ① 物品の販売，展示，宣伝等の営業行為は，5倍の額を適用する。
  - ② 上記以外の営利目的に使用するときは，3倍の額を適用する。
  - ③ 入場料，受講料等を1回当たり3,000円を超えて徴収するときは，2倍の額を適用する。
- 会議室小（面積が60平方メートルのもの）の利用料金については，洋裁，和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を，それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。
- 多目的室の利用料金については，会議以外の目的のために使用する場合は上段に掲げる金額を，会議の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。
- 時間外の使用1時間あたりの利用料金は，午前8時から午前9時，午後9時から午後10時までの使用時間の延長について適用する。ただし，指定管理者が特別の理由があると認められる場合はこの限りではない。

## (2) 附属設備の利用料金

施設名称	附属設備	利用料	
	コインロッカー	1台1回につき	100円
		1台1泊につき	200円
		1台1カ月につき	500円

施行年月日

令和4年4月1日

## 神戸市告示第870号

神戸市立文化センター条例（昭和56年8月条例第21号。以下「条例」という。）第18条の規定により神戸市立生田文化会館の指定管理者の指定を受けた公益財団法人神戸市民文化振興財団が、その収入として収受する生田文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、条例第10条第2項の規定により承認したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月31日

神戸市長 久元喜造

利用料金の額

## (1) 各施設の利用料金

施設			利用料金（単位 円）								
名称	面積 （単位平方メートル）	定員 （単位人）	専用使用の場合								個人使用の場合
			午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後5時まで）	夜間 （午後5時30分から午後9時まで）	午前・午後 （午前9時から午後5時まで）	午後・夜間 （午後1時から午後9時まで）	終日 （午前9時から午後9時まで）	時間外 の使用 1時間につき		
大ホール	266	324	11,400	15,200	13,300	24,000	25,700	33,900	3,800		
会議室	中	85	42	3,600	4,900	4,300	7,700	8,200	10,800	1,200	
		74	36	3,200	4,200	3,700	6,700	7,100	9,400	1,100	
	小	52	20	2,200	3,000	2,600	4,700	5,000	6,600	800	
		47	18	2,000	2,700	2,400	4,200	4,500	6,000	700	
		33	12	1,400	1,900	1,700	3,000	3,200	4,200	500	
多目的ホール	93	51	4,000	5,300	4,700	8,400	9,000	11,900	1,400		
料理教室	82	40	4,600	6,100	5,300	9,600	10,300	13,600	1,600		
和室	44	18	2,100	2,800	2,400	4,400	4,700	6,200	700	1人1時	

										間につき 150	
衣服文化室	80	42	3,800	5,000	4,400	7,900	8,500	11,200	1,300	1人1時間につき 150	
			3,400	4,600	4,000	7,200	7,700	10,200	1,200		
音楽室	64	15	3,000	4,000	3,500	6,300	6,800	9,000	1,000		
視聴覚室	38	12	1,800	2,400	2,100	3,800	4,000	5,300	600		
美術室	62	25	2,900	3,900	3,400	6,100	6,600	8,700	1,000	1人1時間につき 150	
陶芸室	64	30	3,000	4,000	3,500	6,300	6,800	9,000	1,000	1人1時間につき 150	
体育館	全面	444		3,500	4,600	4,000	7,300	7,800	10,300	1,200	1人1時間につき 150
	半面	222		1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,200	600	

備考

- 1 この表において、「児童」とは小学校に在学する者を、「生徒」とは中学校又は高等学校に在学する者をいう。
  - 2 施設を営利目的で使用する場合の使用料は、次のとおりとする。
    - ① 物品の販売、展示、宣伝等の営業行為は、5倍の額を適用する。
    - ② 上記以外の営利目的に使用するとき、3倍の額を適用する。
    - ③ 入場料、受講料等を1回当たり3,000円を超えて徴収するときは、2倍の額を適用する。
  - 3 衣服文化室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。
  - 4 時間外の使用1時間あたりの利用料金は、午前8時から午前9時、午後9時から午後10時までの使用時間の延長について適用する。ただし、指定管理者が特別の理由があると認められる場合はこの限りではない。
- (2) 附属設備の利用料金

施設名称	附属設備	利用料
生田文化会館	グランドピアノ	1台1回につき 3,000円
	電気炉(20キロワット)	1台1時間につき 600円
	ロッカー	1台1回につき 10円

備考

- 1 使用の回数については、ロッカーを使用する場合を除き、施設の利用料金の使用時間の区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の使用をもって1回、同表の午前・午後又は午後・夜間の使用をもって2回、同表の終日の使用をもって3回の使用とする。

2 グランドピアノの利用料金には、調律料を含まない。

施行年月日

令和4年4月1日

---

#### 神戸市告示第40号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、苔谷公園の有料公園施設の使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月12日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市垂水区舞子台4丁目1番1号

苔谷公園コミュニティセンター管理運営委員会

委員長 伊藤 美知子

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

---

#### 神戸市告示第41号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、神戸総合運動公園サブ球場の使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月12日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

大阪市西区千代崎3丁目北2番30号

オリックス野球クラブ株式会社

代表取締役社長 湊 通夫

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

---

#### 神戸市告示第42号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づいて、指定障害福祉サービス事業者に対して、指定の取消し処分を行ったので、同法第51条第4号の規定により告示する。

令和4年4月12日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定取消し年月日	サービス種類
2810501425	グリーンキッチン	兵庫県神戸市兵庫区中道通1丁目2番11号金城ビル2F	特定非営利活動法人Lien絆	兵庫県神戸市兵庫区中道通1丁目2番11号金城ビル2F	令和4年4月22日	就労継続支援（B型）

神戸市告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年4月13日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年4月26日まで一般の縦覧に供する。

令和4年4月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	垂水里158号線	神戸市垂水区名谷字横尾1835番2地先から	新	38.50	最大 4.00 最小 4.00
		神戸市垂水区名谷字横尾1835番2地先まで	旧	38.50	最大 2.50 最小 2.50

神戸市告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年4月13日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年4月26日まで一般の縦覧に供する。

令和4年4月12日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	高丸陸10号線	神戸市垂水区高丸8丁目2243番463地先から 神戸市垂水区高丸8丁目2243番463地先まで	新	65.70	最大 7.10 最小 7.10
			旧	65.70	最大 5.10 最小 5.10
市道	高丸陸14号線	神戸市垂水区高丸8丁目2243番463地先から 神戸市垂水区高丸8丁目2243番463地先まで	新	79.40	最大 6.00 最小 5.10
			旧	79.40	最大 4.20 最小 4.00
市道	高丸陸15号線	神戸市垂水区高丸8丁目2243番463地先から 神戸市垂水区高丸8丁目2243番463地先まで	新	52.60	最大 6.00 最小 6.00
			旧	48.60	最大 5.20 最小 5.20

## 神戸市告示第45号

令和4年第1回定例会市会で令和4年3月28日議決された令和3年度神戸市一般会計補正予算及び令和3年度神戸市国民健康保険事業費補正予算並びに令和4年度神戸市一般会計予算、令和4年度神戸市市場事業費予算、令和4年度神戸市食肉センター事業費予算、令和4年度神戸市国民健康保険事業費予算、令和4年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算、令和4年度神戸市駐車場事業費予算、令和4年度神戸市農業集落排水事業費予算、令和4年度神戸市市街地再開発事業費予算、令和4年度神戸市営住宅事業費予算、令和4年度神戸市介護保険事業費予算、令和4年度神戸市後期高齢者医療事業費予算、令和4年度神戸市公債費予算、令和4年度神戸市下水道事業会計予算、令和4年度神戸市新都市整備事業会計予算、令和4年度神戸市港湾事業会計予算、令和4年度神戸市自動車事業会計予算、令和4年度神戸市高速鉄道事業会計予算、令和4年度神戸市水道事業会計予算及び令和4年度神戸市工業用水道事業会計予算は、次のとおりである。

令和4年4月12日

神戸市長 久 元 喜 造

## 令和3年度神戸市一般会計補正予算

令和3年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,875,269千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ987,115,339千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		千円 291,493,193	千円 7,286,801	千円 298,779,994
	1 市 民 税	136,730,576	7,286,801	144,017,377
7 法人事業税交付金		3,184,165	500,000	3,684,165
	1 法人事業税交付金	3,184,165	500,000	3,684,165
18 国庫支出金		255,331,458	2,330,912	257,662,370
	1 負 担 金	165,327,372	1,470,912	166,798,284
	2 補 助 金	88,709,729	860,000	89,569,729
19 県 支 出 金		58,441,285	757,556	59,198,841
	1 負 担 金	38,333,856	432,756	38,766,612
	2 補 助 金	17,193,094	324,800	17,517,894
歳 入 合 計		976,240,070	10,875,269	987,115,339

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 民 生 費		千円 347,295,982	千円 1,896,538	千円 349,192,520
	4 障 害 者 福 祉 費	62,794,641	1,896,538	64,691,179
5 衛 生 費		68,604,016	2,978,731	71,582,747
	2 公 衆 衛 生 費	50,703,370	2,978,731	53,682,101
15 諸 支 出 金		203,927,318	6,000,000	209,927,318
	3 雑 出	12,647,118	6,000,000	18,647,118
歳 出 合 計		976,240,070	10,875,269	987,115,339

第2表 繰越明許費補正

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額 千円	事業名	金額 千円
3 市民費	1 市民費	-	-	アーティスト支援事業	56,000
		-	-	五色塚古墳整備	4,000
5 衛生費	2 公衆衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業	1,090,583	新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業	1,950,583
		-	-	新型コロナウイルス 感染症対策	827,842
	3 環境衛生費	保健所業務デジタル化	27,460	保健所業務デジタル化	32,460

第3表 債務負担行為補正

事項	期間	限度額 千円
令和4年度指定管理（総合児童センターの児童センター）	令和3～8年度	1,248,000

令和3年度神戸市国民健康保険事業費補正予算

令和3年度神戸市国民健康保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,786,650千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159,929,928千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険収入		千円 157,143,278	千円 2,786,650	千円 159,929,928
	1 国民健康保険料	28,079,618	△ 557,168	27,522,450
	2 県支出金	109,190,884	3,009,519	112,200,403
	6 国庫支出金	—	334,299	334,299
歳入合計		157,143,278	2,786,650	159,929,928

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険費		千円 157,143,278	千円 2,786,650	千円 159,929,928
	2 保険給付費	106,413,350	2,786,650	109,200,000
歳出合計		157,143,278	2,786,650	159,929,928

## 令和4年度神戸市一般会計予算

令和4年度神戸市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ886,850,036千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
		308,348,615
	1 市 民 税	147,859,027
	2 固 定 資 産 税	116,035,171
	3 軽 自 動 車 税	1,912,058
	4 市 た ば こ 税	9,460,143
	5 特 別 土 地 保 有 税	1
	6 入 湯 税	288,324
	7 事 業 所 税	9,358,236
	8 都 市 計 画 税	23,435,655
2 地 方 譲 与 税		4,732,505
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,466,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,287,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	429,899
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	350,000
	5 石 油 ガ ス 譲 与 税	28,000
	6 森 林 環 境 譲 与 税	171,606
3 利 子 割 交 付 金		253,999
	1 利 子 割 交 付 金	253,999
4 配 当 割 交 付 金		1,708,227
	1 配 当 割 交 付 金	1,708,227
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		2,541,212
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,541,212
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		322,000
	1 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	322,000
7 法 人 事 業 税 交 付 金		3,828,950
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	3,828,950

款	項	金額
		千円
8 地方消費税交付金		35,756,021
	1 地方消費税交付金	35,756,021
9 ゴルフ場利用税交付金		346,918
	1 ゴルフ場利用税交付金	346,918
10 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
11 環境性能割交付金		881,000
	1 環境性能割交付金	881,000
12 軽油引取税交付金		6,506,000
	1 軽油引取税交付金	6,506,000
13 地方特例交付金		1,869,000
	1 地方特例交付金	1,869,000
14 地方交付税		77,325,000
	1 地方交付税	77,325,000
15 交通安全対策特別交付金		483,000
	1 交通安全対策特別交付金	483,000
16 分担金及負担金		535,958
	1 負担金	535,698
	2 分担金	260
17 使用料及手数料		14,476,880
	1 使用料	9,512,296
	2 手数料	4,964,584
18 国庫支出金		180,454,694
	1 負担金	159,383,499
	2 補助金	19,836,025
	3 委託金	1,235,170

款	項	金額
19 県 支 出 金		千円 56,912,677
	1 負 担 金	39,650,188
	2 補 助 金	14,710,581
	3 委 託 金	2,551,908
20 財 産 収 入		8,766,834
	1 財 産 運 用 収 入	1,946,974
	2 財 産 売 払 収 入	3,926,209
	3 基 金 収 入	2,893,651
21 寄 附 金		2,352,928
	1 寄 附 金	2,352,928
22 繰 入 金		25,475,754
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,239,315
	2 基 金 繰 入 金	24,236,439
23 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
24 諸 収 入		58,893,862
	1 納 付 金	4,199,253
	2 措 置 費 等 受 入	6,446,421
	3 事 業 収 入	535,332
	4 受 託 事 業 収 入	550,557
	5 貸 付 金 元 利 収 入	15,590,794
	6 過 年 度 収 入	57,762
	7 雑 収 入	31,513,743
25 市 債		94,078,000
	1 市 債	94,078,000
歳 入 合 計		886,850,036

## 歳出

款	項	金額
		千円
1 議会費	1 議会費	2,163,461
2 総務費	1 総務費	45,327,900
	2 企画費	7,854,453
	3 徴税費	3,094,495
	4 財産管理費	1,909,317
	5 選挙費	1,028,592
	6 人事委員会費	218,820
	7 監査委員費	288,125
	8 庁舎等建設費	3,228,697
3 市民費	1 市民費	15,335,549
	2 施設整備費	1,629,296
4 民生費	1 民生総務費	28,142,807
	2 生活保護費	75,577,749
	3 こども家庭費	104,324,460
	4 障害者福祉費	67,503,141
	5 老人福祉費	7,906,434
	6 国民年金費	242,399
	7 民生施設整備費	12,906,943
5 衛生費	1 衛生総務費	16,786,727
	2 公衆衛生費	29,832,910
	3 環境衛生費	1,653,881

款	項	金額
6 環境費		千円 20,905,190
	1 環境総務費	9,845,659
	2 環境保全費	390,746
	3 廃棄物処理費	8,151,905
	4 環境施設整備費	2,516,880
7 商工費		7,719,194
	1 商工振興費	6,590,458
	2 貿易観光費	1,128,736
8 農政費		3,939,343
	1 農業委員会費	172,303
	2 農政総務費	1,671,954
	3 生産振興費	1,797,630
	4 農林土木費	297,456
9 土木費		42,699,052
	1 土木総務費	5,352,121
	2 道路橋梁費	2,267,909
	3 道路橋梁整備費	21,306,615
	4 公園緑地費	5,024,427
	5 公園緑地整備費	3,531,858
	6 河川砂防費	1,943,722
	7 海岸保全費	1,652,400
	8 港湾防災費	1,620,000
10 都市計画費		32,283,573
	1 都市計画総務費	28,482,030
	2 都市改造事業費	118,614
	3 再開発事業費	929,715
	4 街路事業費	2,753,214
11 住宅費		5,242,620
	1 住宅総務費	5,242,620

款	項	金額
12 消 防 費		千円 19,270,042
	1 消 防 費	19,270,042
13 教 育 費		126,659,055
	1 教 育 総 務 費	8,474,310
	2 教 育 振 興 費	1,033,593
	3 幼 稚 園 費	2,102,750
	4 小 学 校 費	46,656,664
	5 中 学 校 費	25,910,486
	6 高 等 学 校 費	6,127,094
	7 特 別 支 援 学 校 費	7,682,214
	8 高 等 専 門 学 校 費	2,086,758
	9 看 護 大 学 費	970,768
	10 外 国 語 大 学 費	1,006,569
	11 社 会 教 育 費	1,909,433
	12 体 育 保 健 費	4,365,210
	13 学 校 建 設 費	18,029,378
	14 教 育 施 設 整 備 費	303,828
14 災 害 復 旧 費		1,000
	1 災 害 復 旧 費	1,000
15 諸 支 出 金		199,974,811
	1 繰 出 金	190,922,445
	2 過 年 度 支 出	2,700,000
	3 雑 出	6,352,366
16 予 備 費		1,200,000
	1 予 備 費	1,200,000
歳 出 合 計		886,850,036

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
広報紙制作	令和4～6年度	65,000
外部給電・神戸モデル整備事業	令和4～5年度	94,000
電子請求書システム導入	令和4～8年度	95,000
行政事務センター運営費	令和4～5年度	1,690,000
庁内データ連携基盤の整備・運用	令和4～6年度	110,000
PC統合管理・職員認証基盤システム構築・運用	令和4～7年度	197,000
統合ヘルプデスク運用	令和4～6年度	89,000
庁内ICT環境再構築	令和4～8年度	662,000
次期サーバ仮想化基盤構築・運用	令和4～9年度	1,931,000
ペーパーレス推進事業(庁内無線LAN)	令和4～6年度	94,000
基幹系業務システム標準化事業	令和4～5年度	23,000
あじさいネット運営費	令和4～10年度	130,000
王子公園再整備アドバイザー業務委託	令和4～5年度	20,000
令和4年度神戸医療産業都市推進機構損失補償	令和4～5年度	3,300,000
令和4年度指定管理(婦人会館)	令和4～5年度	17,329
令和4年度地方債証券共同発行連帯債務	令和4～14年度	1,180,000,000 外に利息相当額
歴史・公文書館整備	令和4～5年度	69,000
庁舎等借上料	令和4～9年度	113,000
市役所本庁舎2号館再整備事業	令和4～9年度	11,000,000
区役所等総合窓口運営	令和4～7年度	63,000
時間外特別窓口運営	令和4～7年度	33,000
区役所窓口案内人材派遣	令和4～6年度	154,000
区役所繁忙期対策	令和4～5年度	4,000
税務事務人材派遣等	令和4～5年度	162,000
税務システム等運用保守	令和4～6年度	15,000
納税案内センター業務委託	令和4～7年度	196,000
区庁舎改修	令和4～5年度	15,000
新・神戸文化ホール整備事業	令和4～9年度	19,002,500
北区文化センター等再整備	令和4～5年度	337,000
旧ハンター住宅耐震化事業	令和4～6年度	66,000
博物館特別展	令和4～5年度	77,000
ポートアイランドスポーツセンター再整備	令和4～5年度	22,000
スポーツ施設改修(神戸ポートアイランドホール等)	令和4～5年度	140,000
文化施設改修(灘区民ホール等)	令和4～5年度	987,000
令和4年度指定管理(中央区文化センター)	令和4～6年度	112,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
令和4年度指定管理(西神中央ホール)	令和4～18年度	1,260,000
令和4年度指定管理(磯上体育館)	令和4～9年度	290,000
令和4年度高齢者及び障害者居室等改修資金貸付損失補償	令和4～14年度	4,000
令和4年度住宅改修資金貸付損失補償	令和4～14年度	2,000
しあわせの村老朽改修	令和4～5年度	11,000
こうべ市民福祉交流センター老朽改修	令和4～5年度	105,000
公設民営施設老朽改修	令和4～5年度	482,000
垂水年金会館トイレ改修	令和4～5年度	50,000
神戸こども初期急病センター屋上防水等改修工事	令和4～5年度	25,000
健康科学研究所空調等機械設備改修工事	令和4～5年度	86,000
神戸市看護大学市内就職奨励金事業	令和4～5年度	10,000
こべっこウェルカムプレゼント事業	令和4～5年度	43,000
総合療育センター送迎バス運行業務	令和4～7年度	96,000
総合療育センター送迎バス賃借	令和4～10年度	71,000
東部療育センター送迎バス運行業務	令和4～11年度	335,000
給与計算事務等業務	令和4～7年度	55,000
ユースステーション運営(北神)	令和4～5年度	8,000
ユースステーション運営(灘)	令和4～6年度	10,000
ユースステーション運営(兵庫・長田・垂水)	令和4～7年度	48,000
学童保育コーナー運営	令和4～8年度	180,000
おやこふらっとひろば運営(中央)	令和4～7年度	25,800
一時保護所給食調理業務	令和4～8年度	192,000
若葉学園給食調理業務	令和4～8年度	164,000
令和4年度民間施設整備資金貸付損失補償	令和4～34年度	1,350,000
妊産婦へのタクシー利用料助成事業	令和4～6年度	69,685
養育支援訪問事業	令和4～7年度	87,000
事業系一般廃棄物指定袋作成	令和4～5年度	75,000
犬猫等死体処理	令和4～6年度	85,000
大型ごみ処理手数料納付券保管・受注・配送	令和4～6年度	8,000
資源リサイクルセンター運営	令和4～5年度	300,000
東クリーンセンター改修	令和4～5年度	215,000
布施畑環境センター改修	令和4～5年度	109,000
旧港島クリーンセンター解体	令和4～6年度	1,694,000
長尾山排水管理施設整備	令和4～5年度	85,000
須磨事業所改修	令和4～5年度	34,000
神戸ファッション美術館改修	令和4～5年度	152,000
中小製造業投資促進等助成	令和4～5年度	180,000
神戸ものづくり中小企業展示商談会	令和4～5年度	8,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
ものづくり工場改修	令和4～5年度	36,000
神戸ファッションモール改修	令和4～5年度	911,000
産業振興センター改修	令和4～5年度	107,000
遊休施設等利活用事業補助	令和4～6年度	130,000
農村環境改善センター改修	令和4～5年度	12,000
神戸フィッシャリーナの管理運営	令和4～24年度	係船使用料収入の範囲内
須磨海づり公園安全対策(一部撤去)	令和4～5年度	516,000
須磨海浜水族園本館の除却	令和4～5年度	775,000
令和4年度神戸市道路公社債務保証	令和4～14年度	1,489,000
令和4年度駐輪場定期券等管理システム	令和4～5年度	95,000
令和4年度道路改良	令和4～6年度	1,121,000
令和4年度橋梁整備	令和4～6年度	660,000
令和4年度交通安全施設整備	令和4～5年度	332,000
令和4年度街路樹管理	令和4～6年度	140,000
令和4年度河川改修	令和4～6年度	300,000
令和4年度自然災害防止事業	令和4～5年度	30,000
令和4年度街路築造	令和4～6年度	370,000
令和4年度動物園事業	令和4～5年度	2,000
さんちか再整備事業	令和4～6年度	1,870,000
本庁舎2号館再整備事業における施設整備に係るモニタリング	令和4～9年度	181,000
東町線上空通路建設工事	令和4～5年度	400,000
三宮駐車場給気塔移設工事	令和4～5年度	165,000
市役所本庁舎2号館地下躯体等解体	令和4～9年度	730,000
オンライン入金機手数料払込業務	令和4～7年度	4,000
新在家ポンプ場改修	令和4～5年度	414,000
神戸港高潮対策緊急事業(六甲アイランド)	令和4～5年度	600,000
神戸港高潮対策緊急事業(ポートアイランド)	令和4～5年度	1,200,000
消防署所待機室個室化等改修工事	令和4～5年度	196,000
航空機動隊庁舎不等沈下対策工事	令和4～5年度	226,000
消防指令・情報システムの再構築	令和4～6年度	30,000
高等専門学校施設改修	令和4～5年度	17,000
高等専門学校システム	令和4～5年度	66,000
給食センター整備運営事業	令和4～21年度	21,729,000
学校給食費公会計化システム保守・運用	令和4～10年度	外に金利変動等に伴う額 108,000
小学校給食業務委託	令和4～8年度	343,000
学校給食共同調理場調理業務委託	令和4～9年度	1,051,000
垂水小学校施設整備	令和4～5年度	106,000
妙法寺小学校暫定校舎整備	令和4～5年度	28,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
学級増対策(こうべ小学校校舎増築)	令和4～6年度	1,703,000
義務教育学校港島学園施設整備	令和4～8年度	5,558,000
春日野小学校施設整備事業	令和4～8年度	3,591,000
神戸祇園小学校グラウンド整備	令和4～5年度	196,000
学校ICT環境整備	令和4～14年度	553,000
情報教育基盤サービス(KIIF)構築・運用	令和4～7年度	134,000
昇降機設備更新事業	令和4～5年度	270,000
青少年科学館リニューアル	令和4～5年度	100,000
学校給食共同調理場施設整備	令和4～5年度	192,000
神出自然教育園改修	令和4～5年度	147,000
総合教育センター改修	令和4～5年度	141,000
県市会議員選挙関連事業	令和4～5年度	18,000

## 第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
民生施設整備事業	3,553,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
神戸市民病院機構貸付金	3,262,000			
保健衛生施設整備事業	440,000			
埋立処分地建設事業	355,000			
収集車両整備事業	179,000			
環境工場整備事業	1,136,000			
事業所等整備事業	171,000			
道路整備事業	12,939,000			
公園整備事業	1,321,000			
河川整備事業	1,240,000			
海岸保全事業	815,000			
港湾防災事業	1,620,000			
自然災害防止事業	123,000			
区画整理事業	100,000			
街路事業	4,381,000			
住宅建設事業	188,000			
消防施設整備事業	1,614,000			
学校教育施設整備事業	9,179,000			
社会教育施設整備事業	1,692,000			
危機管理対策事業	239,000			
庁舎等整備事業	3,387,000			
区総合庁舎整備事業	1,607,000			
文化施設等整備事業	3,775,000			
商工施設等整備事業	1,028,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
農政施設整備事業	151,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
漁業施設整備事業	430,000			
農業基盤整備事業	108,000			
神戸新交通株式会社貸付金	1,720,000			
高速鉄道事業会計出資金	4,350,000			
高速鉄道事業会計補助金	371,000			
水道事業会計出資金	555,000			
臨時財政対策債	32,049,000			

## 令和4年度神戸市市場事業費予算

令和4年度神戸市市場事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,466,805千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	中央卸売市場整備事業	466,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 事業収入		千円
	1 使用料及手数料	1,830,910
	2 諸収入	1,402,061
		428,849
2 県支出金		6,079
	1 補助金	6,079
3 繰入金		163,815
	1 他会計繰入金	163,815
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 市債		466,000
	1 市債	466,000
歳入合計		2,466,805

## 歳 出

款	項	金額
1 事業費		千円 2,139,492
	1 職員費	401,416
	2 運営費	937,459
	3 施設整備費	800,617
2 繰出金		324,313
	1 他会計へ繰出金	324,313
3 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		2,466,805

## 令和4年度神戸市食肉センター事業費予算

令和4年度神戸市食肉センター事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ888,555千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	食肉センター整備事業	301,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 事業収入		千円
	1 使用料及手数料	220,159
	2 諸収入	162,821 57,338
2 繰入金		367,396
	1 他会計繰入金	367,396
3 市債		301,000
	1 市債	301,000
歳入合計		888,555

歳出

款	項	金額
1 事業費		千円
	1 職員費	776,114
	2 運営費	66,917
	3 施設整備費	408,197 301,000
2 繰出金		110,441
	1 他会計へ繰出金	110,441
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		888,555

## 令和4年度神戸市国民健康保険事業費予算

令和4年度神戸市国民健康保険事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153,621,586千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 国民健康保険収入		千円
		153,621,586
	1 国民健康保険料	27,918,779
	2 県支出金	108,481,877
	3 繰入金	16,940,311
	4 繰越金	1
	5 諸収入	280,618
歳入合計		153,621,586

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険費		千円
		153,621,586
	1 事務費	2,444,674
	2 保険給付費	105,743,995
	3 国民健康保険 事業費納付金	43,770,104
	4 保健事業費	1,116,132
	5 諸支出金	516,681
	6 予備費	30,000
歳出合計		153,621,586

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書等作成	令和4～5年度	千円 68,000
国民健康保険更新被保険者証作成等業務	令和4～5年度	15,000
高額療養費ターンアラウンド	令和4～5年度	5,000

令和4年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算

令和4年度神戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ158,843千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 事業収入		千円
		158,843
	1 繰入金	4,000
	2 繰越金	30,050
	3 諸収入	124,793
歳入合計		158,843

歳出

款	項	金額
1 事業費		千円
		158,843
	1 貸付金	154,638
	2 貸付諸費	4,205
歳出合計		158,843

令和4年度神戸市駐車場事業費予算

令和4年度神戸市駐車場事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,139,919千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 事業収入		千円
	1 使用料及手数料	1,139,918
	2 諸収入	1,012,957
2 繰越金		126,961
	1 繰越金	1
歳入合計		1
		1,139,919

歳出

款	項	金額
1 駐車場事業費		千円
	1 運営費	1,137,919
2 予備費		1,137,919
	1 予備費	2,000
歳出合計		2,000
		1,139,919

## 令和4年度神戸市農業集落排水事業費予算

令和4年度神戸市農業集落排水事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,443,828千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	農業集落排水処理施設建設事業	256,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 事業収入		千円 119,872
	1 使用料及手数料	119,872
2 県支出金		171,000
	1 補助金	171,000
3 繰入金		896,956
	1 繰入金	896,956
4 市債		256,000
	1 市債	256,000
歳入合計		1,443,828

歳出

款	項	金額
1 事業費		千円 661,580
	1 施設整備費	463,396
	2 運営費	198,184
2 諸支出金		781,248
	1 他会計へ繰出金	781,248
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		1,443,828

## 令和4年度神戸市市街地再開発事業費予算

令和4年度神戸市市街地再開発事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,370,715千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額	市街地再開発事業	141,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 239,656
	1 負担金	239,656
2 財産収入		2,873,070
	1 財産運用収入 2 財産売却収入	960,890 1,912,180
3 繰入金		2,042,096
	1 繰入金	2,042,096
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		74,892
	1 雑収入	74,892
6 市債		141,000
	1 市債	141,000
歳入合計		5,370,715

## 歳 出

款	項	金 額
1 市街地再開発事業費	1 市街地再開発事業費	663,352 663,352
2 市街地再開発管理事業費	1 市街地再開発管理事業費 2 他会計へ繰出金	4,697,363 778,704 3,918,659
3 予備費	1 予備費	10,000 10,000
歳 出 合 計		5,370,715

## 令和4年度神戸市営住宅事業費予算

令和4年度神戸市営住宅事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,878,713千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	市営住宅建設事業	5,009,000千円
	市営住宅管理事業	2,591,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1 市営住宅建設事業収入		14,451,008
	1 国庫支出金	5,399,536
	2 財産収入	1,833,092
	3 繰入金	2,209,379
	4 繰越金	1
	5 市債	5,009,000
2 市営住宅管理事業収入		19,427,705
	1 分担金及負担金	25,540
	2 使用料及手数料	12,557,311
	3 国庫支出金	2,105,526
	4 財産収入	66,590
	5 繰入金	528,315
	6 繰越金	1
	7 諸収入	1,553,422
	8 市債	2,591,000
	歳入合計	33,878,713

歳出

款	項	金額
		千円
1 市営住宅建設事業費	1 市営住宅建設事業費	14,451,008
		14,451,008
2 市営住宅管理事業費	1 市営住宅管理事業費	19,417,705
	2 他会計へ繰出金	10,130,556
		9,287,149
3 予備費	1 予備費	10,000
		10,000
歳出合計		33,878,713

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
		千円
令和4年度公営住宅等建替等	令和4～6年度	1,811,000
令和4年度公営住宅等改修	令和4～6年度	3,346,000
令和4年度民間借上り市営住宅戸別返還業務	令和4～10年度	24,000
令和4年度借上り公営住宅（継続）	令和4～5年度	60,000
令和4年度住宅管理システム端末借上料	令和4～9年度	149,000

## 令和4年度神戸市介護保険事業費予算

令和4年度神戸市介護保険事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ153,766,929千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1 保険料	1 介護保険料	29,769,086
		29,769,086
2 国庫支出金	1 国庫負担金	36,289,756
	2 国庫補助金	25,329,287
		10,960,469
3 県支出金	1 県負担金	21,752,861
	2 県補助金	20,269,079
		1,483,782
4 支払基金交付金	1 支払基金交付金	39,871,181
		39,871,181
5 繰入金	1 一般会計繰入金	26,080,112
	2 基金繰入金	24,494,112
		1,586,000
6 繰越金	1 繰越金	1
		1
7 諸収入	1 諸収入	3,932
		3,932
歳入合計		153,766,929

## 歳 出

款	項	金額
1 総務費	1 総務費	3,173,442 千円
2 保険給付費	1 保険給付費	140,252,550
3 地域支援事業費	1 地域支援事業費	10,280,813
4 基金積立金	1 基金積立金	1,197
5 諸支出金	1 諸支出金	56,927
6 予備費	1 予備費	2,000
歳出合計		153,766,929

## 第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
納入通知書等作成	令和4～5年度	79,000 千円
介護保険認定事務センター運用業務等	令和4～7年度	484,000

## 令和4年度神戸市後期高齢者医療事業費予算

令和4年度神戸市後期高齢者医療事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44,000,595千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療事業収入		千円
		44,000,595
	1 後期高齢者医療保険料	20,613,495
	2 繰入金	22,188,419
	3 繰越金	1
	4 諸収入	1,198,680
歳入合計		44,000,595

歳出

款	項	金額
1 後期高齢者医療事業費		千円
		44,000,595
	1 事務費	341,931
	2 納付金	43,611,418
	3 諸支出金	47,246
歳出合計		44,000,595

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
納入通知書等作成	令和4～5年度	千円 3,000

令和4年度神戸市公債費予算

令和4年度神戸市公債費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ263,762,548千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1 繰入金		218,976,548
	1 他会計繰入金	177,632,593
	2 基金繰入金	41,343,955
2 市債		44,786,000
	1 市債	44,786,000
歳入合計		263,762,548

歳出

款	項	金額
		千円
1 公債費		263,762,548
	1 公債費	263,762,548
歳出合計		263,762,548

## 令和4年度神戸市下水道事業会計予算

## (総則)

第1条 令和4年度神戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

## (1) 下水及びし尿処理

下水処理量	1日平均	495,548立方メートル
-------	------	---------------

し尿処理量	1日平均	85立方メートル
-------	------	----------

## (2) 汚水中継及び雨水排除

汚水中継量	1日平均	72,773立方メートル
-------	------	--------------

雨水排除量	年間	12,460,065立方メートル
-------	----	------------------

## (3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款	下水道事業収益	35,207,425千円
-----	---------	--------------

第1項	営業収益	24,703,426千円
-----	------	--------------

第2項	営業外収益	10,503,999千円
-----	-------	--------------

## 支 出

第1款	下水道事業費	34,428,338千円
-----	--------	--------------

第1項	営業費用	31,831,066千円
-----	------	--------------

第2項	営業外費用	2,538,147千円
-----	-------	-------------

第3項	特別損失	29,125千円
-----	------	----------

第4項	予備費	30,000千円
-----	-----	----------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,577,328千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	15,933,158千円
第1項	企業債	10,457,000千円
第2項	国庫支出金	4,997,000千円
第3項	他会計繰入金	166,878千円
第4項	財産収入	1,000千円
第5項	雑収入	311,280千円

支 出

第1款	資本的支出	29,510,486千円
第1項	建設改良費	22,697,609千円
第2項	基金造成費	1,000千円
第3項	企業債等償還金	6,781,877千円
第4項	予備費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
処理場運営 (令和4年度)	令和4～30年度	16,143,156千円
ポンプ場運営 (令和4年度)	令和4～8年度	92,170千円
管渠維持管理 (令和4年度)	令和4～8年度	32,552千円
付帯事業運営 (令和4年度)	令和4～30年度	255,060千円
処理場建設 (令和4年度)	令和4～11年度	11,335,070千円
汚水幹枝線布設 (令和4年度)	令和4～7年度	4,503,100千円
雨水幹枝線布設 (令和4年度)	令和4～5年度	36,000千円
流域下水道 (令和4年度)	令和4～33年度	10,000千円
処理施設等整備 (令和4年度)	令和4～13年度	8,238,740千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	下水道建設事業	10,457,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,409,485千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要	
処理場建設	3,084,620 <sup>千円</sup>	西部処理場 垂水処理場 ポートアイランド処理場	土木建築工事 場内整備・機械電気設備工事 土木工事・調査業務
ポンプ場建設	1,521,705	魚崎ポンプ場 東川崎ポンプ場	建築機械電気設備工事 土木工事
汚水幹枝線布設	8,154,586	東灘処理区 ポートアイランド処理区 中央処理区 鈴蘭台処理区 垂水処理区 玉津処理区 武庫川上流処理区 加古川上流処理区 計	20,559m 706m 26,157m 4,825m 6,182m 2,260m 470m 2,125m 63,284m
雨水幹枝線布設	3,457,000	東灘排水区 東部排水区 中部排水区 西部排水区 鈴蘭台排水区 垂水排水区 西神ニュータウン排水区 玉津排水区 計	510m 5,310m 1,151m 5,124m 5,036m 288m 2,500m 2,500m 22,419m
流域下水道	243,898	武庫川上流建設負担金 加古川上流建設負担金	
処理施設等整備	6,235,800	処理場及びポンプ場の施設改良 建設改良部門職員の給料、職員手当等	
<b>合計</b>	<b>22,697,609</b>		

## 令和4年度神戸市新都市整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市新都市整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却量	91,100平方メートル
ポートアイランド(第2期)	28,100平方メートル
西神住宅団地	2,500平方メートル
西神住宅第2団地	9,100平方メートル
神戸複合産業団地	51,400平方メートル

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 新都市整備事業収益	22,751,000千円
第1項 営業収益	20,173,000千円
第2項 営業外収益	2,577,000千円
第3項 特別利益	1,000千円

## 支 出

第1款 新都市整備事業費	20,201,000千円
第1項 営業費用	19,617,000千円
第2項 営業外費用	483,000千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額33,660,000千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	4,816,000千円
第1項	財産収入	1,000千円
第2項	受託工事収入	10,000千円
第3項	国庫支出金	520,000千円
第4項	雑収入	4,285,000千円

支 出

第1款	資本的支出	38,476,000千円
第1項	建設改良費	14,619,000千円
第2項	投資	2,953,000千円
第3項	企業債償還金	20,804,000千円
第4項	予備費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
事務所等借上料(令和4年度)	令和4~8年度	28,000千円

(重要な資産の処分)

第6条 重要な資産の処分は、第2条に含むものとする。

第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要	
土地造成事業	6,938,000 千円	ポートアイランド（第2期）事業	4,071,798千円
		ポートアイランド沖事業	762,860千円
		六甲アイランド事業	140,277千円
		西神住宅団地事業	1,300,825千円
		西神住宅第2団地事業	104,133千円
		神戸研究学園都市事業	6,180千円
		ひよどり台第2期住宅団地事業	1,030千円
		押部谷第2団地事業	1,545千円
		神戸複合産業団地事業	548,322千円
		神戸流通業務団地事業	1,030千円
		関連事業	7,444,000
建設利息	14,715千円		
宅地関連公共施設等整備	606,794千円		
土地購入	6,204,000千円		
その他雑支出	108,000千円		
完成土地整備	237,000	完成団地の整備	237,000千円
<b>合計</b>	<b>14,619,000</b>		

令和4年度神戸市港湾事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市港湾事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 港湾管理

岸壁	55,000,000トン
物揚場	170,000トン
埠頭用地	
専用	170,000,000平方メートル
一般	48,000,000平方メートル
港湾幹線道路	6,000,000台
入港料対象船舶	154,000,000トン

(2) 港湾施設運営

上屋	
専用	35,000,000平方メートル
一般	33,000,000平方メートル
荷役機械	400回/30分
船舶給水	170,000立方メートル

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 港湾管理事業収益	25,329,000千円
第1項 営業収益	15,508,118千円
第2項 営業外収益	8,619,553千円
第3項 特別利益	1,201,329千円
第2款 港湾施設運営事業収益	2,270,000千円
第1項 営業収益	1,908,202千円
第2項 営業外収益	361,653千円

第3項	特別利益	145千円
第3款	空港事業収益	883,000千円
第1項	営業収益	445,000千円
第2項	営業外収益	438,000千円
	計	28,482,000千円

## 支 出

第1款	港湾管理事業費	23,470,000千円
第1項	営業費用	21,353,066千円
第2項	営業外費用	2,116,434千円
第3項	特別損失	500千円
第2款	港湾施設運営事業費	3,673,000千円
第1項	営業費用	3,199,400千円
第2項	営業外費用	54,015千円
第3項	特別損失	419,585千円
第3款	空港事業費	897,000千円
第1項	営業費用	818,311千円
第2項	営業外費用	78,689千円
第4款	予備費	50,000千円
第1項	予備費	50,000千円
	計	28,090,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,054,406千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款	資本的収入	35,267,694千円
第1項	企業債	8,559,000千円
第2項	他会計繰入金	5,339,994千円
第3項	他会計補助金	6,918,076千円
第4項	国庫支出金	1,833,166千円
第5項	県支出金	423,275千円
第6項	財産収入	5,476,174千円
第7項	組入金	3,660,024千円
第8項	雑収入	3,057,985千円

支 出

第1款	資本的支出	49,322,100千円
第1項	建設改良費	16,071,401千円
第2項	投 資	15,628,540千円
第3項	企業債等償還金	17,572,159千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
神戸三宮フェリーターミナル指定管理(令和元年度)	令和4～5年度	11,000千円
須磨地区緑地整備(令和4年度)	令和4～5年度	250,000千円
新港西地区防波堤整備(令和4年度)	令和4～6年度	1,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	港湾整備事業	8,559,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	
利 率	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,922,751千円である。

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	港 湾 用 地	78,000m <sup>2</sup>	譲 渡

## 第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
港湾建設	千円 4,349,208	新港西地区防波堤整備 陸上電源供給設備整備 等
港湾環境整備	131,250	廃棄物埋立護岸整備 須磨地区緑地整備 等
港湾直轄事業費 負担金	4,978,500	高規格コンテナターミナルの整備推進 大阪湾岸道路西伸部の整備 等
埋立	2,423,693	ポートアイランド(第2期)道路整備・付帯工事 六甲アイランド南管理 等
其他建設改良	3,354,700	ウォーターフロント再整備 等
土地等購入	153,000	港湾用地購入
関連建設改良	681,050	建設改良部門職員の給料、職員手当 等
<b>合計</b>	<b>16,071,401</b>	

令和4年度神戸市自動車事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業計画

	年 間	1日平均
運 転 車 両 数	161,134両	441両
運 転 キ ロ	16,370,250km	44,850km
輸 送 人 員	56,802,030人	155,622人

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、資金不足額の解消に充てるため、企業債（特別減収対策）709,000千円を借り入れる。

収 入		
第1款	自動車事業収益	11,263,028千円
第1項	営 業 収 益	9,870,758千円
第2項	営 業 外 収 益	1,392,270千円
支 出		
第1款	自動車事業費	12,109,155千円
第1項	営 業 費 用	11,763,884千円
第2項	営 業 外 費 用	245,271千円
第3項	予 備 費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額374,052千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

## 収 入

第1款	資本的収入	907,110千円
第1項	企業債	710,000千円
第2項	補助金	30,000千円
第3項	他会計繰入金	164,180千円
第4項	財産収入	2,780千円
第5項	雑収入	150千円

## 支 出

第1款	資本的支出	1,281,162千円
第1項	建設改良費	740,309千円
第2項	企業債償還金	339,799千円
第3項	投資	1,054千円
第4項	予備費	200,000千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車事業修繕等 (令和4年度)	令和4～10年度	197,000千円
自動車事業建設 (令和4年度)	令和4～5年度	887,000千円

## (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	自動車事業 特別減収対策	710,000千円 709,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,310,672千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。

第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
バス車両購入	千円 453,244	路線バス購入
建物建設工事	117,847	バス停留所設置工事等
機械装置設置	129,906	収入統計管理システム改修等
車両改良工事	39,312	ドライブレコーダー更新等
<b>合計</b>	<b>740,309</b>	

## 令和4年度神戸市高速鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業計画

	年間	1日平均
運転車両数	69,890両	191両
運転キロ	22,356,629km	61,251km
輸送人員	100,412,230人	275,102人

(2) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収入

第1款 高速鉄道事業収益	24,194,161千円
第1項 営業収益	20,776,434千円
第2項 営業外収益	3,417,727千円

## 支出

第1款 高速鉄道事業費	27,230,329千円
第1項 営業費用	25,097,641千円
第2項 営業外費用	2,032,688千円
第3項 予備費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,257,617千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	25,542,472千円
第1項	企業債	17,247,000千円
第2項	出資金	4,350,000千円
第3項	補助金	3,591,070千円
第4項	財産収入	32,288千円
第5項	基金繰入金	100,000千円
第6項	雑収入	222,114千円

支 出

第1款	資本的支出	34,800,089千円
第1項	建設改良費	22,128,991千円
第2項	企業債償還金	11,949,516千円
第3項	投資	84,402千円
第4項	保証金返還金	100,000千円
第5項	他会計繰出金	337,180千円
第6項	予備費	200,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速鉄道事業修繕等 (令和4年度)	令和4～8年度	1,991,000千円
高速鉄道事業建設 (令和4年度)	令和4～7年度	7,498,992千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	高速鉄道事業 特例債	16,908,000千円 339,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,637,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,726,134千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産	種類	名称	数量
建物	付帯事業	資産	6,219㎡

## 第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
高速鉄道建設	千円 21,753,266	可動式ホーム柵設置工事、西神・山手線 新造車両購入、変電所・駅電気室更新工事、連動装置・ATC装置更新工事、ワンマン化対応改修、駅務機器更新費用、総係費等
付帯事業建設	375,725	西神中央百貨店ビル設備更新、駅ビル設備改修工事、ほか関連事業施設改修等
<b>合計</b>	<b>22,128,991</b>	

## 令和4年度神戸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                                       |                   |
|---------------------------------------|-------------------|
| (1) 総給水量                              | 169,706,000立方メートル |
| 一日平均給水量                               | 464,948立方メートル     |
| (2) 給水戸(箇所)数                          | 818,642戸(箇所)      |
| (3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。 |                   |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 水道事業収益	37,225,774千円
第1項 営業収益	33,085,531千円
第2項 営業外収益	4,136,078千円
第3項 特別利益	4,165千円

## 支 出

第1款 水道事業費	33,913,248千円
第1項 営業費用	32,742,835千円
第2項 営業外費用	1,127,504千円
第3項 特別損失	12,909千円
第4項 予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,180,891千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

## 収 入

第1款	資本的収入	3,966,708千円
第1項	固定資産売却代金	66,000千円
第2項	工事負担金	651,316千円
第3項	国庫補助金	462,723千円
第4項	一般会計補助金	7,464千円
第5項	一般会計繰入金	563,978千円
第6項	基金収入	100,000千円
第7項	基金繰入金	2,110,181千円
第8項	貸付金返還金	5,046千円

## 支 出

第1款	資本的支出	21,147,599千円
第1項	建設改良費	19,142,860千円
第2項	企業債償還金	1,790,872千円
第3項	貸付金	5,046千円
第4項	投資	100,000千円
第5項	繰出金	8,821千円
第6項	予備費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金徴収関連業務 (令和4年度)	令和4～9年度	2,137,103千円
修繕受付センター運営委託 (令和4年度)	令和4～6年度	126,712千円
管路情報システムデータ入力業務 (令和4年度)	令和4～6年度	40,532千円
配水管減圧弁水圧データ提供等業務 (令和4年度)	令和4～9年度	116,400千円
上ヶ原浄水場再整備 (令和4年度)	令和4～23年度	15,359,526千円
上ヶ原量水池改修等工事 (令和4年度)	令和4～7年度	198,670千円
奥畑妙法寺連絡管整備 (令和4年度)	令和4～7年度	2,866,839千円
水道施設新設・取替・改良工事 (令和4年度)	令和4～6年度	7,009,000千円

給水装置工事費等融資制度損失補償  
(令和4年度)

令和4～14年度

11,110千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 収益的支出及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、27,726千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
基幹施設整備工事	千円 7,373,545	上ヶ原浄水場再整備事業、千苅浄水場中央監視施設更新、テレメーター設備更新工事、奥畑-妙法寺連絡管整備工事等
配水管整備 増強工事	8,714,499	配水管の新設、取替、増径及び移設工事 口径 50～900ミリメートル 延長 40,886メートル ふくそう管統合工事
開発団地等 施設工事	251,053	団地配水施設工事等
その他施設新設 改良工事	2,803,763	貯浄配水施設改良工事、建物改良工事、 メーター等の固定資産購入費
<b>合計</b>	<b>19,142,860</b>	

## 令和4年度神戸市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度神戸市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量		15,756,123立方メートル
一日平均給水量		43,167立方メートル
(2) 給水工場数		73工場

(3) 建設改良事業の概要は、「第1表 建設改良事業概要」のとおりとする。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	工業用水道事業収益	1,781,757千円
第1項	営業収益	1,665,609千円
第2項	営業外収益	116,148千円
支 出		
第1項	営業費用	1,559,519千円
第2項	営業外費用	137,789千円
第3項	特別損失	100千円
第4項	予備費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額613,502千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	195,637千円
第1項	企業債	190,000千円
第2項	工事負担金	5,445千円
第3項	一般会計補助金	192千円

支 出

第1款	資本的支出	809,139千円
第1項	建設改良費	562,429千円
第2項	償還金	216,710千円
第3項	予備費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設新設・取替・改良工事 (令和4年度)	令和4～5年度	140,914千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 及び限度額	工業用水道施設整備事業	190,000千円
起債の方法	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	
利 率	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	借入日の翌日から据置期間を含め、40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 収益的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,008千円である。

## 第1表 建設改良事業概要

事業名	当年度予定額	事業概要
取浄配水施設改良工事	千円 518,906	工業用水道配水管更新工事等
固定資産費	43,523	メーター等の購入費
<b>合計</b>	<b>562,429</b>	

公 告
-----

**神戸市公告第1314号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月25日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称  
神戸北町日の峰3丁目地区建築協定
  - 2 建築協定区域の位置  
神戸市北区日の峰3丁目1番地の1 他
- 

**神戸市公告第1315号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月25日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称  
神戸ハーバーランド地区建築協定
  - 2 建築協定区域の位置  
神戸市中央区東川崎町1丁目59番4 他
- 

**神戸市公告第1316号**

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第3項の規定により、令和4年4月3日（日）から同年4月5日（火）までの神戸市立王子動物園の供用時間を、午前9時から午後9時まで（午後5時から午後6時までを除く）に変更します。

令和4年3月25日

神戸市長 久元喜造

---

**神戸市公告第1317号**

神戸市都市公園条例（昭和33年3月規則第54号）第15条並びに神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第8条第3項の規定により、令和4年4月3日（日）から同年4月5日（火）まで（午後6時から午後9時までに限る）の間は、神戸市立王子動物園について同条例第8条第1項の許可を受けた者に係る使用料を免除します。

令和4年3月25日

神戸市長 久元喜造

**神戸市公告第1318号**

神戸港港湾計画について、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第4項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたので、同条第9項の規定によりその概要を次のとおり公告します。

令和4年3月28日

神戸港港湾管理者 神戸市  
代表者 神戸市長 久元喜造

## 1 神戸港港湾計画の変更に関する事項

神戸港港湾計画の変更に関する事項は、次のとおりです。

## (1) 公共埠頭計画

地区名	埠頭用地 (ha)	備考
新港突堤西地区	5	

## (2) 旅客船埠頭計画

地区名	水深 (m)	バース数	延長 (m)	備考
新港突堤西地区	7.5	1	190	廃止

## (3) 外郭施設計画

地区名	名称	延長 (m)	備考
新港突堤西地区	防波堤（波除）	200	

## (4) 自然的環境を整備又は保全する区域

新港突堤西地区において、自然的環境を整備又は保全する区域を計画する。

## (5) 港湾環境整備施設計画

地区	面積 (ha)	備考
新港突堤西地区	9	緑地

## (6) 土地利用計画

地区名	土地利用面積 (ha)	備考

新港突堤西地区	14	埠頭用地
	17	港湾関連用地
	5	交流厚生用地
	3	都市機能用地
	10	緑地

(7) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

新港突堤西地区において、利用形態の見直しの検討が必要な区域を変更する。

(8) レクリエーション等活性化水域

新港突堤西地区において、レクリエーション等活性化水域を計画する。

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

神戸市中央区港島中町4丁目1番1号

神戸市港湾局港湾計画課

**神戸市公告第1319号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、神戸市山の街駅東土地区画整理事業の事業計画の変更（第3回）の認可をしたので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月29日

神戸市長 久元喜造

1 施行者の名称

株式会社 日本ライフクリエイター

2 事業施行期間

平成27年5月25日から令和5年3月31日まで

3 施行地区

神戸市北区山田町下谷上字今草辻、字門口、字福田谷の各一部

神戸市北区緑町1丁目、緑町3丁目の各一部

4 土地区画整理事業の名称

神戸市山の街駅東土地区画整理事業

5 事務所の所在地

大阪市淀川区西中島5丁目9番5号

株式会社日本ライフクリエイター内

6 施行認可の年月日

平成27年5月25日

7 変更認可の年月日

令和4年3月29日

**神戸市公告第1320号**

西神中央（糀台5丁目）において、賃貸住宅の建設・管理・運営することを条件とした入札により土地を売却します。

令和4年3月30日

神戸市長 久元喜造

**1 分譲場所**

神戸市西区糀台5丁目10番3

**2 分譲面積**

2,425.37 m<sup>2</sup>

**3 最低売却価額**

625,500,000円（この金額未満の入札は無効）

**4 土地利用条件****(1) 土地利用目的**

- ① 100戸以上の賃貸住宅（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）を自ら整備・運営すること。及び地域周辺住民のための利便施設（以下「利便施設」という。）を設置すること。
- ② 賃貸住宅の中に、地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「機構」という。）の看護師寮を50戸設置すること。この看護師寮については、機構と賃貸開始日から20年間、1室70,000円（共益費込み）にて、契約すること。
- ③ 利便施設については、周辺環境を配慮し、多くの駐車施設が必要とされるような業種は認められません。また、隣接する西神センタービルの店舗と同業種のテナントを除いた物販・サービス・飲食・福祉施設などとしてください。
- ④ 土地譲渡契約締結日の翌日から起算して10年間は、上記①から③で定める用途に供する必要があります。また、11年目以降も同用途に供することを前提とするため、用途変更を前提とする事業計画は認められません。

**(2) 土地譲渡契約に付する主な特約****① 公序良俗に反する使用の禁止**

本件土地を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供することはできません。

**② 風俗営業等の禁止**

本件土地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業の用に供することはできません。

**③ 譲渡対象地を前記①②と同等類似と認められる用途に供することはできません。****④ 実地調査等**

前記①②について、本市が必要であると判断した場合、実地調査等を行うため、譲受人は協力しなければなりません。

**⑤ 権利義務の譲渡制限等**

土地引渡し前に契約上の権利義務は第三者に譲渡はできません。また、契約締結の日から起算して10年間は、土地及びその上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転はできません。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、本市の書面による承認を得た場合は、この限りではありません。その際には、上記(1)(2)の土地利用目的の制限や義務、禁止事項を書面により承継してください。

#### ⑥ 契約の履行

土地譲渡契約に違反し、若しくは債務不履行等があったときは、違反等の内容に応じて、原則として、次の措置が適用されます。

##### ア 違約金の徴収（譲渡代金の10～30%）

違約金は、違反若しくは不履行がある都度、お支払いいただきます。

##### イ 損害賠償の請求

##### ウ 契約の解除

##### エ 買戻権の行使

契約条件に違反したときは、上記アの違約金の徴収に加え、本市が買戻しをすることができるものとします。

#### 5 応募申込資格

次の各号の要件を全て満たしていること。

(1) 本実施要領及び関係法令等を遵守し、調和を持たせた計画を立案し、自ら事業者として、賃貸住宅を企画・建設・運営・管理を行う十分な資力、経営力、信用等及び技術的能力を有する法人であること。直近の決算書において債務超過である場合には申込資格は認められません。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団員等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）等でないこと。

※提出された法人情報を申込資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合がありますとともに、契約後上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、買戻権の行使、契約解除の対象になります。

(3) 以下の事項に該当しないこと。

① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立て、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではありません）。

② 本市における不動産の売り払いに係る契約手続きにおいて、次の事項のいずれかに該当すると本市が認めたときから2年を経過しない法人。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。

オ 本市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他使用人として使用しているとき。

③ 禁固以上の刑に処され、その施行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる法人。

④ 国税（法人税、消費税）、地方消費税及び本市が賦課する税について未納の税額がある企業。

⑤ 買い受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用に使用しようとする者。

⑥ 次の事項のいずれかに該当する者。

ア 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買い受け又は借り受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者。

イ 上記アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。

ウ 上記ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。

## 6 実施要領の配布期間、配布場所等

### (1) 配布期間

令和4年3月30日（水）から令和4年4月15日（金）まで

（本市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 配布場所及び問い合わせ先

都市局新都市管理課（三宮国際ビル9階）

電話番号078-595-6781

## 7 申込書類の受付

### (1) 受付期間（事前の電話予約が必要）

令和4年6月6日（月）から令和4年6月10日（金）午前9時から午後5時まで

### (2) 受付場所

都市局新都市管理課（三宮国際ビル9階）

### (3) 入札参加者の決定及び入札必要書類の送付

提出書類が土地利用条件等と合致している応募参加者のみ入札参加を認めます。参加資格の決定結果は、書面により応募申込者に通知します。

## 8 入札保証金の納付について

入札に参加するには、事前に入札保証金額（31,300,000円）を納めていただく必要があります。

## 9 入札方法

### (1) 入札書の記載

入札書に必要事項を記載し、実印を押印して下さい。

(2) 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札保証金の未納付があったとき。
- ② 応募申込資格の欠如があったとき。
- ③ 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- ④ 「入札保証金提出書」の提出がないとき。
- ⑤ 最低売却価格に達しない金額をもって入札したとき。
- ⑥ 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- ⑦ 「入札書」に記名及び押印がないとき。
- ⑧ 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。
- ⑨ 2通以上の「入札書」を提出したとき。
- ⑩ 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- ⑪ 入札者の資格のない者が入札したとき。
- ⑫ 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- ⑬ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- ⑭ 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- ⑮ 上記①～⑭に掲げるものの他、特に指定した事項に違反したとき。

10 開札

(1) 開札の日時について

令和4年8月4日（木）午前10時より

(2) 落札者の決定

本市の最低売却価格（625,500,000円）以上の価格で、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

神戸市公告第1321号

徴税吏員証及び固定資産評価補助員証の無効公告

下記証票は紛失のため、紛失年月日以降無効とします。

令和4年3月30日

神戸市長 久元喜造

- 1 証票名 徴税吏員証 No.249  
固定資産評価補助員証 No.72
- 2 発行年月日 令和元年8月26日
- 3 所属 行財政局税務部固定資産税課
- 4 紛失年月日 令和4年2月19日

**神戸市公告第1322号**

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年3月31日

神戸市長 久元喜造

## 1 設置する都市公園

## (1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
ポートアイランド南公園	中央区港島中町8丁目 中央区港島南町1丁目	神戸市建設局公園部管理課備 付けの図面のとおり	

## (2) 供用開始の年月日

令和4年3月31日

**神戸市公告第4号**

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月12日

神戸市長 久元喜造

## 1 設置する都市公園

## (1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
千歳公園	須磨区千歳町2丁目	神戸市建設局公園部管理課備 付けの図面のとおり	

## (2) 供用開始の年月日

令和4年4月12日

**神戸市公告第5号**

都市公園を廃止するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月19日

神戸市長 久元喜造

## 1 区域を変更する都市公園

## (1) 名称、位置及び区域

名称	位置	区域	備考
雲井通小公園	中央区雲井通5丁目	神戸市建設局公園部管理課備付けの図面のとおり	廃止

(2) 供用廃止の年月日  
令和4年4月19日

**神戸市公告第6号**

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年4月12日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市東灘区深江本町1丁目69番1、69番2、69番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内  
阪急阪神不動産株式会社  
代表取締役 諸富 隆一
- 3 許可番号  
令和3年11月29日 第8024号  
(変更許可 令和4年2月24日 第2007号)

**神戸市公告第7号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項ただし書の規定による許可の申請に関し、同条第15項の規定により次のとおり公開による意見の聴取を行うので、利害関係者で意見のある人は御参集ください。

令和4年4月12日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

- 1 許可しようとする建築物の建築の計画
  - (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  
神戸市灘区灘北通3丁目2番8号  
株式会社ユーアイ 代表取締役 吉田 健吾
  - (2) 建築物の敷地の所在  
神戸市灘区篠原北町3丁目41-4
  - (3) 建築物の用途  
日用品販売店舗（調剤薬局）

## (4) 工事の種別

用途変更

## (5) 建築物の構造及び規模

## ア) 構造

鉄骨造

## イ) 規模

敷地面積	172.98 平方メートル
建築面積	94.62 平方メートル
延べ面積 (許可対象床面積)	176.70 平方メートル (調剤薬局126.90 平方メートル)
階数	地上2階

## 2 意見の聴取の期日及び場所

## (1) 期日

令和4年4月20日(水) 午前10時30分から

## (2) 場所

神戸市灘区岸地通1丁目1番1号 施設名 灘区民ホール 1階 会議室1

## 3 連絡先

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課 電話078-595-6554

## 4 その他

当日は午前10時から会場にて受付を行います。

会場では感染症対策にご協力をお願いします。

---

区 役 所
-------

区長訓令甲第2号

区役所

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

東灘区長	植松	賢治
灘区長	中西理香子	
中央区長	清家	久樹
兵庫区長	岡本	康憲
北区長	谷	真行
長田区長	増田	匡
須磨区長	片山	昌俊
垂水区長	黒田	徹
西区長	志水	達也

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

区長の権限に属する事務の専決規程（平成9年3月区長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(北神担当区長の専決事項)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 部長、担当部長共通及び北須磨支所長専決事項に属する事項に関すること(保健福祉課が分掌する事務に係る事項に限る。)</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(部長、担当部長共通及び北須磨支所長専決事項)</p> <p>第3条 部長、担当部長及び北須磨支所長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当部長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長、担当部長共通及び北須磨支所長専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。</p> <p>部長、担当部長共通及び北須磨支所長専決事項 [略]</p> <p>(課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第4条 課長及び担当課長の専決事項</p>	<p>(北神担当区長の専決事項)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 部長、担当部長共通及び北須磨支所長専決事項に属する事項に関すること(保健福祉課及びこども家庭支援課が分掌する事務に係る事項に限る。)</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(部長、担当部長共通及び北須磨支所長専決事項)</p> <p>第3条 部長、担当部長及び北須磨支所長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、担当部長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長、担当部長共通及び北須磨支所長専決事項の項に規定する事項(神戸市事務分掌規則(平成31年3月規則第66号)第226条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。)を専決するものとする。</p> <p>部長、担当部長共通及び北須磨支所長専決事項 [略]</p> <p>(課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第4条 課長及び担当課長の専決事項</p>

は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、担当課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長及び担当課長共通専決事項  
～総務部市民課長専決事項

[略]

総務部保険年金医療課長専決事項  
（北区役所総務部保険年金医療課長にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）

(1)～(22) [略]

(23)～(26) [略]

（専決事項の代決）

第7条 北神担当区長、部長、担当部長、北須磨支所長、課長、担当課長

は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、担当課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第226条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長及び担当課長共通専決事項  
～総務部市民課長専決事項

[略]

総務部保険年金医療課長専決事項  
（北区役所総務部保険年金医療課長にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）

(1)～(22) [略]

(23) 介護保険に係る保険料の滞納  
処分及びこれに関する資料の調査  
に関すること。

(24)～(27) [略]

(28) 後期高齢者医療保険料の滞納  
処分及びこれに関する資料の調査  
に関すること。

（専決事項の代決）

第7条 北神担当区長、部長、担当部長、北須磨支所長、課長、担当課長

又は玉津支所長（以下「部長等」という。）に事故があるときは、神戸市事務分掌規則第215条第2項の規定によりその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。

2 [略]

別表（第3条—第5条関係）

財務関係事務

決裁区分 決裁事項	部長、 担当 部長 共通 支所 長	課長、 担当 課長 共通 玉津 支所 長	備考
調	[略]	[略]	① 共通物
達	契約	[略]	①～ ③ [略] ④ 全て (共 通物 品の うち 市長 が指 定す
			品のうち 市長が指 定するも のとは、総 務事務セ ンター長 が別に定 める。 ②、③ [略]

又は玉津支所長（以下「部長等」という。）に事故があるときは、神戸市事務分掌規則第228条第2項の規定によりその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。

2 [略]

別表（第3条—第5条関係）

財務関係事務

決裁区分 決裁事項	部長、 担当 部長 共通 支所 長	課長、 担当 課長 共通 玉津 支所 長	備考
調	[略]	[略]	[略]
達	契約	[略]	①～ ③ [略]
			①、② [略]

				るも のを 除 く。)						
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	
契 約 の 変 更 ( 地 方 自 治 法 第2 44 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に よ	設 計 又 は 仕 様 の 一 部 変 更	決 定	一	40日 以下	決定の項 は契約監理 課に入札を 依頼する場 合に適用す る。	契 約 の 変 更 ( 地 方 自 治 法 第2 44 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に よ	設 計 又 は 仕 様 の 一 部 変 更	決 定  (部 長又 は北 須磨 支所 長) 20% 20% 以下 (課 長) 20% を超 える もの かつ1 00万 円を 超え るも の	(課 長又 は玉 津支 所長) 20% 以下 又は1 00万 円以 下	① 設計又 は仕様の 一部変更 について は、( ) 内の補職 名は変更 前の決裁 区分を、数 字はその 契約金額 に対する 変更の割 合又は変 更に伴う 差額を示 す。 ② 決定の 項は契約 監理課に 入札を依 頼する場 合に適用 する。
		契 約	一	40日 以下				契 約 (部 長又 は北 須磨	① (課 長又 は玉 津支	

り指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合に締結する協定に

り指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合に締結する協定に

支所	所長)
長)	20%
20%	以下
以下	又は1
(課	00万
長)	円以
20%	下
を超	②全
える	て
もの	(電
かつ1	気使
00万	用料
円を	(契
超え	約電
るも	力が5
の	00キ
	ロワ
	ット
	以上
	のも
	のを
	除
	く。))

係 る 変 更 を 含 む 。)				
共通物品 の払出請 求	[略]	全て (共 通物 品の うち 市長 が指 定す るも の)		
[略]	[略]	[略]	[略]	
負担金、補 助金、交付 金、奨励金 その他こ れらに類 するもの	300万 円以 下	100万 円以 下	複数の相 手方に対す る負担金、補 助金、交付 金、奨励金そ の他これら に類するも の(以下「負 担金等」とい う。)の金額	

係 る 変 更 を 含 む 。)				
共通物品 の払出請 求	[略]	全て		
[略]	[略]	[略]	[略]	
負担金、補 助金、交付 金、奨励金 その他こ れらに類 するもの	300万 円以 下	100万 円以 下	変更につ いては、変更 後の総額に 基づく決裁 区分による ものとする。 ただし、減額 により、変更 後の決裁区 分が変更前	

を一の決裁  
により決定  
した場合に  
おいて、当該  
負担金等の  
うち一部の  
ものに係る  
金額を変更  
するとき（変  
更後の当該  
負担金等の  
総額が変更  
前の当該負  
担金等の総  
額を下回る  
ときに限  
る。）の決裁  
区分は、変更  
後の個々の  
負担金等の  
額に基づく  
ものとする。  
この場合に  
おいて、当該  
決裁区分が  
複数の決裁  
区分に該当  
することと  
なるときは、

の決裁区分  
よりも下位  
の区分とな  
る場合は、上  
記にかかわ  
らず変更前  
の決裁区分  
によること  
とする。

			それらの決 裁区分のう ち最上位の ものによる こととする。				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(注) 1～3 [略] 4 決裁事項の欄に掲げる事項につ いて設計若しくは仕様の一部を変 更し、又は金額を増減するときは、 その備考の欄に特別の定めがある ものを除き、変更後の金額に応じた 決裁区分を適用する。				(注) 1～3 [略]			

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

水 道 局
-------

**神戸市水道告示第2号**

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年4月12日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名 称	所 在 地	代 表 者	廃止年月日
71578	池田総合設備	神戸市垂水区名谷町497番地の5	池田 裕祐	令和4年3月30日

**神戸市水道告示第3号**

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年4月12日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名 称	所 在 地	代 表 者	指定年月日
42139	株式会社 明石 設備管理	明石市相生町二丁目11番9号	大枝 信雄	令和4年3月31日
42140	株式会社 SU I J I N	神戸市灘区大石北町7番4号ウ イングマンション1F	坂東 一樹	令和4年3月31日
42141	匠設備工業	三田市富士が丘3丁目4番地 1006号	赤井 匠	令和4年3月31日
71578	株式会社 池田 総合設備	神戸市垂水区名谷町497番地の5	池田 裕祐	令和4年3月31日

交 通 局

神戸市交通告示第6号

本市乗合自動車及び他乗合自動車と本市高速鉄道及び他鉄道との連絡系統又は経路及び連絡駅（平成14年6月28日神交告示第1号）の一部を次のとおり改正する。

令和4年3月31日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線表示部分を削る。

改正後				改正前																			
3 本市高速鉄道と他鉄道及び他乗合自動車と連絡し、定期券を発売する場合				3 本市高速鉄道と他鉄道及び他乗合自動車と連絡し、定期券を発売する場合																			
鉄道	接続駅	鉄道	他乗合自動車	鉄道	接続駅	鉄道	他乗合自動車																
		接続駅				接続駅																	
市高 速鉄 道  (谷 上駅 を除 く)	〔略〕	〔略〕	〔略〕	市高	〔略〕	〔略〕	〔略〕																
		〔略〕		速鉄		〔略〕																	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	道	〔略〕	〔略〕	〔略〕																
		〔略〕		(谷		〔略〕																	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	上駅	〔略〕	〔略〕	〔略〕																
		〔略〕		を除		〔略〕																	
		〔略〕		く)		〔略〕																	
※〔略〕 備考：〔略〕				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">三宮</td> <td style="text-align: center;">阪急電鉄</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">尼崎市交通振興</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(※)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">阪急電鉄及び尼崎市交通振興が定める路線及び接続駅</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三宮</td> <td style="text-align: center;">阪急電鉄</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">阪神バス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(※)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">阪急電鉄及び阪神バスが定める路線及び接続駅</td> </tr> </table>				三宮	阪急電鉄	尼崎市交通振興		(※)	阪急電鉄及び尼崎市交通振興が定める路線及び接続駅			三宮	阪急電鉄	阪神バス		(※)	阪急電鉄及び阪神バスが定める路線及び接続駅		
三宮	阪急電鉄	尼崎市交通振興																					
(※)	阪急電鉄及び尼崎市交通振興が定める路線及び接続駅																						
三宮	阪急電鉄	阪神バス																					
(※)	阪急電鉄及び阪神バスが定める路線及び接続駅																						
※〔略〕 備考：〔略〕				※〔略〕 備考：〔略〕																			

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会

神戸市選告示第28号

神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月25日

神戸市選挙管理委員会

委員長 岩田 嘉 晃

### 神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

神戸市区選挙管理委員会規程（昭和51年8月選告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(事務局の設置等)</p> <p><u>第18条</u> [略]</p> <p>2 事務局の組織及びその事務分掌</p>	<p style="text-align: center;"><u>(参与)</u></p> <p><u>第18条</u> <u>委員会に参与を置く。</u></p> <p>2 <u>参与は、区長及び北神担当区長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>参与は、委員会の求めに応じ、意見を具申する。</u></p> <p style="text-align: center;">(事務局の設置等)</p> <p><u>第19条</u> [略]</p> <p>2 事務局の組織及びその事務分掌</p>

は、別表のとおりとする。ただし、事務局長が別に定める場合は、この限りでない。

(職員)

第19条 事務局に事務局長、担当局長、次長、担当部長（須磨区に限る。）及び担当課長、課に課長、係に係長その他の職員、玉津支所に所長及び副所長その他の職員を置く。

2 [略]

3 次の表の左欄に掲げる職には、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

事務局 長	<u>区長</u>
<u>担当局長</u>	<u>北神担当区長</u>
次長	総務部長
[略]	[略]

4 [略]

(職務)

第20条 事務局長は、委員長の命を受け、担当局長、次長、担当部長、担当課長及び担当係長の所掌する事務を決定し、事務局に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 担当局長は、所掌する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮

は、別表のとおりとする。

(職員)

第20条 事務局に事務局長、担当部長（須磨区に限る。）及び担当課長、課に課長、係に係長その他の職員、玉津支所に所長及び副所長その他の職員を置く。

2 [略]

3 次の表の左欄に掲げる職には、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

事務局 長	<u>総務部長</u>
[略]	[略]

4 [略]

(職務)

第21条 事務局長は、委員長の命を受け、担当部長、担当課長及び担当係長の所掌する事務を決定し、事務局に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

監督する。

3 次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、所掌する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4～7 [略]

(職務の代理)

第21条 事務局長に事故があるとき

は、次長がその職務を代理する。

2 次長に事故があるときは選挙課長が、選挙課長に事故があるときは所管課長（選挙課においては選挙係長又は総務係長）が、それぞれの職務を代理する。

(専決)

第22条 事務局長、担当局長、次長、担当部長、課長及び玉津支所長の専決事項は、区役所の例による。

別表（第19条関係）

組織		分掌事務
選	選	(1)～(4) [略]
挙	挙	(5) 公職選挙法に基づく次の事務の執行に関すること。
課	係	ア～カ [略]
		キ 投票及び開票に関すること。

2～5 [略]

(専決)

第22条 事務局長、担当部長、課長及び玉津支所長の専決事項は、区役所の例による。

別表（第19条関係）

組織		分掌事務
選	選	(1)～(4) [略]
挙	挙	(5) 公職選挙法に基づく次の事務の執行に関すること。
課	係	ア～カ [略]
		キ 投票及び開票（投票所及び開票所への選挙資材の搬入及び撤去に関することを除く。）

	(6)～(12) [略]		に関する事 (6)～(12) [略]
[略]	[略]	[略]	[略]
管理課	(1) [略]	管理課	(1) [略]
	(2) その他選挙時における 各種選挙事務の事務補助 に関する事。		(2) 投票所及び開票所への <u>選挙資材の搬入及び撤去 に関する事。</u>
[略]	[略]	[略]	(3) その他選挙時における 各種選挙事務の事務補助 に関する事。
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

監 査 委 員
---------

## 監査公表第1号

令和4年4月12日

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	山口由美

## 監 査 公 表

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長等から監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置について通知があったので、同項の規定により、下記の内容について別紙のとおり公表します。

## 記

令和3年度財務定期監査 (1)

市長室、建築住宅局、区役所、消防局

**農 業 委 員 会**

神戸市農業委員会事務局長等専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市農業委員会会長 前 中 悠 一

神戸市農業委員会規程第2号

神戸市農業委員会事務局長等専決規程の一部を改正する規程

神戸市農業委員会事務局長等専決規程（平成18年9月農委規程第5号）の一部について、次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表

決裁事項	決裁区分	会長	事務局長	担当課長	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
給与 (会計年度任用職員の給与等を除く。)	報酬・給料 [略] 支給	[略]	[略]	[略]	[略]
手当	認定又は支給	[略]	[略]	[略]	[略]
会計年度任用職員の給与等	給料 (相当する報酬を含む。)	[略]	[略]	[略]	[略]
手当	認定又は支給	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

改正後

別表

決裁事項	決裁区分	会長	事務局長	担当課長	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
給与 (会計年度任用職員の給与等を除く。)	報酬・給料 [略] 支給 (ただし、行財政局において処理する事務を除く。)	[略]	[略]	[略]	[略]
手当	認定又は支給 (ただし、行財政局において処理する事務を除く。)	[略]	[略]	[略]	[略]
会計年度任用職員の給与等	給料 (相当する報酬を含む。)	[略]	[略]	[略]	[略]
手当	認定又は支給 (ただし、行財政局において処理する事務を除く。)	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

福祉事務所

福祉事務所長訓令甲第1号

福祉事務所

福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

- 東灘福祉事務所長 河 辺 健 一
- 灘 福祉事務所長 木 村 泰 三
- 中央福祉事務所長 南 誠 二
- 兵庫福祉事務所長 中 村 千佳子
- 北 福祉事務所長 後 藤 靖
- 長田福祉事務所長 丸 本 和 枝
- 須磨福祉事務所長 角 田 弘 樹
- 垂水福祉事務所長 山 根 拓 生
- 西 福祉事務所長 三 浦 久美子

福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

福祉事務所長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月福祉事務所長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(課長及び担当課長の専決事項)	(課長及び担当課長の専決事項)

第3条 [略]

課長及び担当課長共通専決事項

[略]

保健福祉課長専決事項（北神区役所除く）

(1) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号。以下「規則」という。）第61条第1号、第3号、第4号及び第5号に関する事務（負担額の決定に関する事務を除く。）のうち、措置等に要する費用のうち本人又は扶養義務者が負担する金額の徴収に関すること、第58条に規定する特別児童扶養手当、第70条第3号に規定する長期にわたって臥床している老人又はひとりぐらし老人等に対する特殊寝台その他の日常生活用具の給付又は貸与の決定（同一人に対する二回目以降の給付又は貸与の決定に限る。）、第56条第2項に規定する児童福祉法に規定する事務

（ \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_支給の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。支給決定の取消しに関することは除く。）、第61条第1号、第2号及び第5号に規定する老人福祉法に規定する事務（老人ホームへの入所等の措置

第3条 [略]

課長及び担当課長共通専決事項

[略]

健康福祉課長専決事項

(1) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号。以下「規則」という。）第61条第1号、第3号、第4号及び第5号に関する事務（負担額の決定に関する事務を除く。）のうち、措置等に要する費用のうち本人又は扶養義務者が負担する金額の徴収に関すること、第58条に規定する特別児童扶養手当、第70条第3号に規定する長期にわたって臥床している老人又はひとりぐらし老人等に対する特殊寝台その他の日常生活用具の給付又は貸与の決定（同一人に対する二回目以降の給付又は貸与の決定に限る。）、第56条第2項に規定する児童福祉法に規定する事務（こども

家庭支援課長の専決事項に属するもの

を除く。支給の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。支給決定の取消しに関することは除く。）、第61条第1号、第2号及び第5号に規定する老人福祉法に規定する事務（老人ホームへの入所等の措置の

の決定及び遺留金品の処分に関することを除く。)及び第62条に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事務(支給の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。支給決定の取消しに関することは除く。)に関すること。

(2) 規則第68条第2号に規定する費用の負担命令及び徴収に関すること。

(3) 規則第58条第2項第1号に規定する手当の認定及び支給、同項第2号に規定する届出等、同項第3号に規定する調査に関すること。

---

(4) 規則第57条第2項第2号、第56条第2項第4号及び第5号に規定する事務(負担額の決定に関することを除く。)のうち、措置等に要する費用のうち本人又は扶養義務者が負担する金額の徴収に関すること、第56条に規定する保育所における保育を行うことに関する事務(市立保育所の入所許可に関することを除く。)、第59条に規定する児童手当に関する事務(第1号に規定する認定に関する事務のうち新規認定及び資格喪失の決定に関すること及び第4号に規定する受給資格者の申

決定及び遺留金品の処分に関することを除く。)及び第62条に規定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事務(支給の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。支給決定の取消しに関することは除く。)に関すること。

(2) 規則第68条第2号に規定する費用の負担命令及び徴収に関すること。

(3) 規則第58条第2項第1号に規定する手当の認定及び支給、同項第2号に規定する届出等、同項第3号に規定する調査に関すること。

#### こども家庭支援課長専決事項

(1) 規則第57条第2項第2号、第56条第2項第4号及び第5号に規定する事務(負担額の決定に関することを除く。)のうち、措置等に要する費用のうち本人又は扶養義務者が負担する金額の徴収に関すること、第56条に規定する保育所における保育を行うことに関する事務(市立保育所の入所許可に関することを除く。)、第59条に規定する児童手当に関する事務(第1号に規定する認定に関する事務のうち新規認定及び資格喪失の決定に関すること及び第4号に規定する受給資格者の申

出による徴収等に関する事務のうち徴収の申出及び撤回に関するものを除く。)、第60条に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する事務(第3号に規定する売店の設置に関するものを除く。)、第56条第2項に規定する児童福祉法に規定する事務(開始、廃止及び徴収金の決定に関する事務を除く。)、第70条第6号に規定する母子家庭小口援護資金の償還に関する事務、第63条に規定する父子家庭児童福祉資金貸付金に関する事務に関すること。

(5) 規則第57条第2項第2号に規定する母子保護の実施(開始及び廃止を除く。)、第56条第2項第1号に規定する保育所における保育(開始及び廃止を除く。)並びに同項第4号及び第5号に規定する措置(開始及び廃止を除く。)に関すること。

(6) 規則第69条第1号及び第2号に規定する請求の受理及び審査、同項第3号に規定する届出等の受理及び審査、同項第4号に規定する手当に関する証書の交付、同項第5号に規定する手当の支給及び返還並びに同項第6号に規定する市内における住所の変更に係る手当に関する証書の記載事項の訂

出による徴収等に関する事務のうち徴収の申出及び撤回に関するものを除く。)、第60条に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する事務(第3号に規定する売店の設置に関するものを除く。)、第56条第2項に規定する児童福祉法に規定する事務(開始、廃止及び徴収金の決定に関する事務を除く。)、第70条第6号に規定する母子家庭小口援護資金の償還に関する事務、第63条に規定する父子家庭児童福祉資金貸付金に関する事務に関すること。

(2) 規則第57条第2項第2号に規定する母子保護の実施(開始及び廃止を除く。)、第56条第2項第1号に規定する保育所における保育(開始及び廃止を除く。)並びに同項第4号及び第5号に規定する措置(開始及び廃止を除く。)に関すること。

(3) 規則第69条第1号及び第2号に規定する請求の受理及び審査、同項第3号に規定する届出等の受理及び審査、同項第4号に規定する手当に関する証書の交付、同項第5号に規定する手当の支給及び返還並びに同項第6号に規定する市内における住所の変更に係る手当に関する証書の記載事項の訂

正に関すること。

生活支援課長専決事項

(1) ～ (2) [略]

保健福祉課長専決事項 (北神区役所に限る)

(1) 規則第61条第1号、第3号、第4号及び第5号に関する事務（負担額の決定に関する事務を除く。）のうち、措置等に要する費用のうち本人又は扶養義務者が負担する金額の徴収に関すること、第58条に規定する特別児童扶養手当、第70条第3号に規定する長期にわたって臥床している老人又はひとりぐらし老人等に対する特殊寝台その他の日常生活用具の給付又は貸与の決定（同一人に対する二回目以降の給付又は貸与の決定に限る。）、第56条第2項に規定する児童福祉法に規定する事務（こども家庭支援課長の専決事項に属するものを除く。支給の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。支給決定の取消しに関することは除く。）、第61条第1号、第2号及び第5号に規定する老人福祉法に規定する事務（老人ホームへの入所等の措置の決定及び遺留金品の処分に関することを除く。）及び第62条に規定する障害者の日常生活及び社会生活を

正に関すること。

生活支援課長専決事項

(1) ～ (2) [略]

保健福祉課長専決事項

(1) 規則第61条第1号、第3号、第4号及び第5号に関する事務（負担額の決定に関する事務を除く。）のうち、措置等に要する費用のうち本人又は扶養義務者が負担する金額の徴収に関すること、第58条に規定する特別児童扶養手当、第70条第3号に規定する長期にわたって臥床している老人又はひとりぐらし老人等に対する特殊寝台その他の日常生活用具の給付又は貸与の決定（同一人に対する二回目以降の給付又は貸与の決定に限る。）、第56条第2項に規定する児童福祉法に規定する事務（こども家庭支援課長の専決事項に属するものを除く。支給の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。支給決定の取消しに関することは除く。）、第61条第1号、第2号及び第5号に規定する老人福祉法に規定する事務（老人ホームへの入所等の措置の決定及び遺留金品の処分に関することを除く。）及び第62条に規定する障害者の日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律に規定する事務（支給の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。支給決定の取消しに関するものは除く。）に関する事。

(2) 規則第68条第2号に規定する費用の負担命令及び徴収に関する事。

(3) 規則第58条第2項第1号に規定する手当の認定及び支給、同項第2号に規定する届出等、同項第3号に規定する調査に関する事。

(4) 規則第66条第2項第1号及び第5号から第12号に規定する事務のうち保護の変更の事務、同項第4号に規定する報告、調査及び検診（保護の開始の申請の却下又は保護の停止若しくは廃止に関することを除く。）、同項第5号から第12号に規定する扶助の支給、同項第13号に規定する事務のうち届出の事務、同項第14号に規定する就労自立給付金の支給、同項第15号に規定する進学準備金の支給、同項第16号に規定する就労支援、同項第21号に規定する免除に関する事及び同項第23号に規定する情報の提供、助言その他適切な措置に関する事。

(5) 規則第67条第1号に規定する事務のうち自立支援計画に関する事務

総合的に支援するための法律に規定する事務（支給の決定については同一人に対する二回目以降のものに限る。支給決定の取消しに関するものは除く。）に関する事。

(2) 規則第68条第2号に規定する費用の負担命令及び徴収に関する事。

(3) 規則第58条第2項第1号に規定する手当の認定及び支給、同項第2号に規定する届出等、同項第3号に規定する調査に関する事。

(4) 規則第66条第2項第1号及び第5号から第12号に規定する事務のうち保護の変更の事務、同項第4号に規定する報告、調査及び検診（保護の開始の申請の却下又は保護の停止若しくは廃止に関することを除く。）、同項第5号から第12号に規定する扶助の支給、同項第13号に規定する事務のうち届出の事務、同項第14号に規定する就労自立給付金の支給、同項第15号に規定する進学準備金の支給、同項第16号に規定する就労支援、同項第21号に規定する免除に関する事及び同項第23号に規定する情報の提供、助言その他適切な措置に関する事。

(5) 規則第67条第1号に規定する事務のうち自立支援計画に関する事務

(支援計画の決定及び終結に関することを除く。)、同条第2号に規定する事務(支給の開始に関することを除く。)、同条第3号に規定する事務並びに同条第5号及び第6号に規定する事務に関すること。

(支援計画の決定及び終結に関することを除く。)、同条第2号に規定する事務(支給の開始に関することを除く。)、同条第3号に規定する事務並びに同条第5号及び第6号に規定する事務に関すること。

北神区役所こども家庭支援課長専決事項

(6) 規則第57条第2項第2号、第56条第2項第4号及び第5号に規定する事務(負担額の決定に関することを除く。)のうち、措置等に要する費用のうち本人又は扶養義務者が負担する金額の徴収に関すること、第56条に規定する保育所における保育を行うことに関する事務(市立保育所の入所許可に関することを除く。)、第59条に規定する児童手当に関する事務(第1号に規定する認定に関する事務のうち新規認定及び資格喪失の決定に関すること及び第4号に規定する受給資格者の申出による徴収等に関する事務のうち徴収の申出及び撤回に関することを除く。)、第60条に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する事務(第3号に規定する売店の設置に関することを除く。)、第56条第2項に規定する児童福祉法に規定する事務(開

(1) 規則第57条第2項第2号、第56条第2項第4号及び第5号に規定する事務(負担額の決定に関することを除く。)のうち、措置等に要する費用のうち本人又は扶養義務者が負担する金額の徴収に関すること、第56条に規定する保育所における保育を行うことに関する事務(市立保育所の入所許可に関することを除く。)、第59条に規定する児童手当に関する事務(第1号に規定する認定に関する事務のうち新規認定及び資格喪失の決定に関すること及び第4号に規定する受給資格者の申出による徴収等に関する事務のうち徴収の申出及び撤回に関することを除く。)、第60条に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する事務(第3号に規定する売店の設置に関することを除く。)、第56条第2項に規定する児童福祉法に規定する事務(開

始、廃止及び徴収金の決定に関する事務を除く。)、第70条第6号に規定する母子家庭小口援護資金の償還に関する事務、第63条に規定する父子家庭児童福祉資金貸付金に関する事務に関する事

(7) 規則第57条第2項第2号に規定する母子保護の実施(開始及び廃止を除く。)、第56条第2項第1号に規定する保育所における保育(開始及び廃止を除く。)並びに同項第4号及び第5号に規定する措置(開始及び廃止を除く。)に関する事

(8) 規則第69条第1号及び第2号に規定する請求の受理及び審査、同項第3号に規定する届出等の受理及び審査、同項第4号に規定する手当に関する証書の交付、同項第5号に規定する手当の支給及び返還並びに同項第6号に規定する市内における住所の変更に係る手当に関する証書の記載事項の訂正に関する事

(係長及び担当係長共通専決事項)

第4条 [略]

(専決事項の代決)

第5条 [略]

別表(第3条関係) [略]

始、廃止及び徴収金の決定に関する事務を除く。)、第70条第6号に規定する母子家庭小口援護資金の償還に関する事務、第63条に規定する父子家庭児童福祉資金貸付金に関する事務に関する事

(2) 規則第57条第2項第2号に規定する母子保護の実施(開始及び廃止を除く。)、第56条第2項第1号に規定する保育所における保育(開始及び廃止を除く。)並びに同項第4号及び第5号に規定する措置(開始及び廃止を除く。)に関する事

(3) 規則第69条第1号及び第2号に規定する請求の受理及び審査、同項第3号に規定する届出等の受理及び審査、同項第4号に規定する手当に関する証書の交付、同項第5号に規定する手当の支給及び返還並びに同項第6号に規定する市内における住所の変更に係る手当に関する証書の記載事項の訂正に関する事

(係長及び担当係長共通専決事項)

第4条 [略]

(専決事項の代決)

第5条 [略]

別表(第3条関係) [略]

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

須磨福祉事務所長訓令甲第1号

須磨福祉事務所

福祉事務所支所長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

須磨福祉事務所長 角田弘樹

福祉事務所支所長等専決規程の一部を改正する訓令

福祉事務所支所長等専決規程（平成31年3月須磨福祉事務所長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、須磨福祉事務所北須磨支所長（以下「支所長」という。）、<u>須磨福祉事務所北須磨支所保健福祉課長</u>並びに須磨福祉事務所北須磨支所担当課長（生活保護担当）が所掌する事務の専決について、必要事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、須磨福祉事務所北須磨支所長（以下「支所長」という。）、<u>須磨福祉事務所北須磨支所担当課長（子ども家庭支援担当）</u>並びに須磨福祉事務所北須磨支所担当課長（生活保護担当）が所掌する事務の専決について、必要事項を定めるものとする。</p>

(支所長及び担当課長の専決事項)

第2条 支所長及び課長の専決事項

は、次のとおりとする。この場合において、課長及び担当課長は、自らの所掌事務に属することについて、支所長及び課長、担当課長共通専決事項に規定する事項（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第226条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

支所長及び担当課長共通専決事項

(1)～(4) [略]

支所長専決事項

(1) [略]

(2) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号。以下「規則」という。）に規定する事務に関する事。ただし、次に掲げる事務及び保健福祉課長、担当課長（生活保護担当）が所掌する事務を除く。

ア～ウ [略]

(3) 児童福祉法施行細則（昭和31年10月規則第85号）、神戸市身体障害者更生資金貸付条例施行規則（昭和34年3月規則第92号）、神戸市身体障害者福祉法施行細則（昭和35年3

(支所長及び担当課長の専決事項)

第2条 支所長及び担当課長の専決事項

は、次のとおりとする。この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属することについて、支所長及び担当課長共通専決事項に規定する事項

（神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第226条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）

を専決するものとする。

支所長及び担当課長共通専決事項

(1)～(4) [略]

支所長専決事項

(1) [略]

(2) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号。以下「規則」という。）に規定する事務に関する事。ただし、次に掲げる事務及び担当課長（子ども家庭支援担当）、担当課長（生活保護担当）が所掌する事務を除く。

ア～ウ [略]

(3) 児童福祉法施行細則（昭和31年10月規則第85号）、神戸市身体障害者更生資金貸付条例施行規則（昭和34年3月規則第92号）、神戸市身体障害者福祉法施行細則（昭和35年3

月規則第72号)、神戸市知的障害者福祉法施行細則(昭和38年1月規則第74号)及び神戸市老人福祉法施行細則(昭和38年12月規則第60号)に規定する福祉事務所長の事務に関すること(保健福祉課長)が所掌する事務を除く。)

(4) [略]

保健福祉課長専決事項

(1)～(3) [略]

月規則第72号)、神戸市知的障害者福祉法施行細則(昭和38年1月規則第74号)及び神戸市老人福祉法施行細則(昭和38年12月規則第60号)に規定する福祉事務所長の事務に関すること(担当課長(こども家庭支援担当))が所掌する事務を除く。)

(4) [略]

担当課長(こども家庭支援担当)  
専決事項

(1)～(3) [略]

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。